

令和3年9月定例会

南伊豆町議会会議録

令和3年 9月7日 開会

令和3年 9月28日 閉会

南伊豆町議会

令和三年九月定例会

南伊豆町議会会議録

令和三年九月定例会

南伊豆町議会会議録

令和3年9月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（9月7日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○行政報告	4
○一般質問	7
漆田修君	7
加畑毅君	24
黒田利貴男君	37
宮田和彦君	46
横嶋隆二君	64
○散会宣告	83
○署名議員	85

第2号（9月8日）

○議事日程	87
○本日の会議に付した事件	88
○出席議員	88
○欠席議員	88

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	88
○職務のため出席した者の職氏名	89
○開議宣告	90
○議事日程説明	90
○会議録署名議員の指名	90
○報第7号の上程、説明、質疑	90
○報第8号の上程、説明、質疑	91
○議第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
○議第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
○議第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
○議第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
○議第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
○議第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
○議第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
○議第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
○議第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
○議第67号の上程、説明、質疑、委員会付託	106
○議第68号の上程、説明、質疑、委員会付託	113
○議第69号の上程、説明、質疑、委員会付託	116
○議第70号の上程、説明、質疑、委員会付託	118
○議第71号～議第73号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	121
○議第74号の上程、説明、質疑、委員会付託	124
○議第75号の上程、説明、質疑、委員会付託	126
○議第76号の上程、説明、質疑、委員会付託	128
○議第77号～議第79号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	130
○議第80号の上程、説明、質疑、委員会付託	134
○散会宣告	140
○署名議員	141

○議事日程	1 4 3
○本日の会議に付した事件	1 4 4
○出席議員	1 4 4
○欠席議員	1 4 4
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	1 4 4
○職務のため出席した者の職氏名	1 4 4
○開議宣告	1 4 5
○議事日程説明	1 4 5
○会議録署名議員の指名	1 4 5
○議第 6 7 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	1 4 5
○議第 6 8 号～議案第 7 0 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	1 5 0
○議第 7 1 号～議案第 7 4 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	1 5 4
○議第 7 5 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	1 5 6
○議第 7 6 号～議案第 7 9 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	1 5 7
○議第 8 0 号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	1 6 0
○議第 8 1 号の上程、提案説明、質疑、討論、採決	1 6 1
○議第 8 2 号の上程、提案説明、質疑、討論、採決	1 6 3
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 9
○発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 1
○各委員会の閉会中の継続審査申出書	1 7 2
○閉議及び閉会宣告	1 7 3
○署名議員	1 7 5

令和3年9月定例町議会

(第1日 9月7日)

令和3年9月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年9月7日(火)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	黒田利貴男君	2番	宮田和彦君
3番	比野下文男君	4番	加畑毅君
5番	谷正君	6番	長田美喜彦君
7番	稲葉勝男君	8番	清水清一君
9番	漆田修君	10番	齋藤要君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	佐野薫君	総務課長	渡邊雅之君
企画課長	菰田一郎君	地方創生室長	勝田智史君
地域整備課長	飯田満寿雄君	商工観光課長	大野孝行君

町民課長	齋藤重広君	健康増進課長	山田日好君
福祉介護課長	高橋健一君	教育委員会 教育事務局長	佐藤由紀子君
生活環境課長	高野克巳君	会計管理者	佐藤禎明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 廣田哲也 係 長 内藤彰一

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（谷 正君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより令和3年9月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

本町では、5月1日より10月末日までの間、クールビズを奨励しておりますので、よろしくお願いたします。上着の着脱については各自の判断をお願いいたします。

◎議事日程説明

○議長（谷 正君） 議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎開議宣告

○議長（谷 正君） これより、本会議第1日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷 正君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

1 番議員 黒 田 利貴男 君

2 番議員 宮 田 和 彦 君

◎会期の決定

○議長（谷 正君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本会議の会期は、本日から9月28日までの22日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。よって、会期は本日から9月28日までの22日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（谷 正君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

令和3年6月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであります。各行事に参加したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（谷 正君） 日程第4、町長より行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

令和3年9月定例会の開会に当たり、熱海市伊豆山地区で発生した土石流災害で犠牲となられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災者の方々に衷心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈りするものであります。

それでは、6月定例会以降の主な事項について行政報告を申し上げます。

1、新型コロナウイルスワクチン接種について。

全国的な感染拡大にまだまだ収束の見えない新型コロナウイルス感染症であります。本町を含む賀茂医療圏でも複数のクラスターが発生し、7月以降では感染者数が急増するなど、デルタ株の感染力が猛威を振るっております。

8月8日からは、本町を含む静岡県東部地域全体、静岡市、浜松市が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の適用となり、その後はほぼ県全域に拡大されたほか、8月20日からは緊急事態宣言が発出される事態となりました。

本町では、5月10日から新型コロナウイルス感染症撲滅の切り札となるワクチン接種を開始し、現在まで65歳以上の接種率は90%を超え、65歳未満の方々においては、9月1日までの接種率として、71.2%、2,666人の方が1回目の接種を終了しております。

これらワクチン接種は、一般予約枠のほかに、小・中学生、教員枠、商工会枠、観光協会枠などを設定し、高校生の優先予約なども取り入れ、クラスターの発生予防や経済活動に対応する接種体制の構築に努め、集団接種を中心に、個別接種を織り交ぜた中で着実に実施してまいりました。重点的に実施した集団接種については9月11日で終了いたしますが、以後は診療所等における個別接種をもって接種率の向上を図ってまいります。

65歳未満のワクチン接種においては、特に就労している若年層を中心に、副反応への不安や重症化への楽観論のためか接種率が低くなっており、県内において接種率が高い近隣市町などでも同様の傾向が顕著であります。

デルタ株は、感染力が強だけでなく、若年層においても急激に症状が悪化するケースもあるとされておりますので、入院や重症化リスクを避けるためにも、未接種の方々への情報提供や接種勧奨を積極的に推進してまいります。

2、静岡県助産師会との災害時等における協力に関する連携協定の締結について。

令和3年8月18日、賀茂地区1市5町と静岡県助産師会による災害時等における協力に関する連携協定を締結いたしました。

本協定は、災害時における助産師の派遣に関するもので、妊産婦等に対する健康相談、医療機関への搬送助言、町主催の訓練等への参加などとなっております。

本協定を締結することで、災害時における妊産婦への専門的なケアが提供され、住民の安心につながるものであります。

今後も、よりよい住民サービスの提供、安心安全なまちづくりに向けた連携強化に取り組んでまいります。

3、みなみいず応援プレミアム付商品券事業について。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うまん延防止等重点措置の対象地域、加えて緊急事態宣言の発出を受け、8月24日から、町内経済の活性化支援策として、第3弾となるみなみいず応援プレミアム付商品券の販売を開始いたしました。

また、本町において前2回実施した商品券販売事業による経済的効果は、約3億円規模と推測され、低迷する地域経済の活性化に寄与する施策であったと認識をしております。

今般の発行事業においては、1世帯当たり3セットを上限として、1億200万円、3,400世帯分を確保し、町内事業所に勤務する町外者にも、対象として上限2セットを条件に400部を用意し、10月1日から販売を予定しておりましたが、混雑が予測されることから、抽選方式としまして、申請抽選後の当選者への販売と内容を変更いたしましたので、ホームページ等でご確認をいただきたいと思っております。

加えて、地域小規模店舗専用券の割合を5,000円から7,000円に引き上げ、小規模店舗の利用促進に努めたところであります。

当該商品券の利用可能期間は9月1日から12月31日までとしておりますので、町内経済の活性化にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

4、南伊豆町立中学校の統合について。

昨年12月の中学校統合に係る学校教育環境整備委員会への諮問を経て、本年6月29日には、「速やかに1校に統合されたい」とする答申書が提出されました。

同委員会は、PTA代表、小・中学校長代表、区長連絡協議会長、バス事業者、学識経験者など10名で構成されており、様々な立場から統合についてのご意見が集約された答申となっております。

昨年度からの新しい学習指導要領では、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業を行うことが求められており、授業等における協働的な学びには、多様な他者との交流が必要であり、それには一定規模の生徒数が必要となります。

また、多様な他者との交流は、自己の形成と社会性を育み、集団の中で表現力や判断力、問題解決能力の向上につながることで、自己の資質や能力を伸ばすことが期待されております。

一方、少人数の場合は、学校行事や部活動での制約が生じるとともに、学級数により教職員数が決定することから、教職員が減少すると教科専任教員が配置されず、専門的知識・技能を持つ教員の授業が受けられません。

加えて、少子化に伴う生徒数の推移などから、令和12年度には7人の学年が出現することなども考慮すれば、中学生が確かな学力を獲得し、将来、大きな社会の中で活躍するためにも統合が望ましいとの結論となっております。

なお、統合を進める中で、通学手段の確保、学校施設の改修、跡地利用、小・中連携などに関するご指摘なども踏まえつつ、統合準備に向けた委員会の早期設置を検討してまいります。

以上で、令和3年9月定例会の行政報告を終わります。

○議長（谷 正君） これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（谷 正君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 漆 田 修 君

○議長（谷 正君） 9番議員、漆田修君の質問を許可します。

[9番 漆田 修君登壇]

○9番（漆田 修君） マスクを取らせていただきます。

先ほど議長が申し上げましたとおり、この9月定例会開催中も、一応コロナ禍の中、本県も緊急事態宣言の対象となりました。

つい先日、今、政局の渦中の方が、コロナに対して一筋の光明が見えてきたというようなことを言いましたが、医療が逼迫している中、私にはとてもそうは思えません。質問に先立ち、お亡くなりなられた方々へのお悔やみと感染された方々のお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、質問の内容であります。最初に、指定管理者制度と町補助金制度との関係、そして、あと2つ目が広域連携とごみ処理施設の集約化の2点につき、質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

最初の件名1であります。令和3年9月決算議会の時点、今時点ですね。本町の指定管

理者制度の現況について、施設名、そして指定業者名、契約期間、そして金額の分かるものについては契約金額等々について、まず最初にご答弁を賜りたいと思います。お願いします。

○議長（谷 正君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本決算時における当町の指定管理施設は19施設あり、そのうち16施設は、一條多目的センター等の集会施設及び農産物集荷施設と入間集落排水施設等の漁排施設であり、各施設が設置されている行政区に10年間の指定管理をお願いしております。

なお、指定管理料は、集会施設及び農産物集荷施設については無料、漁排施設は施設使用料相当額となっております。

残り3施設は、町営温泉銀の湯会館、湯の花観光交流館、石廊崎オーシャンパークとなっており、銀の湯会館は令和2年4月1日から5年間で、今年度の指定管理料は1,499万9,550円、共立メンテナンスが指定管理者であります。

湯の花観光交流館は、平成29年4月1日から5年間で、今年度の指定管理料は595万円、観光協会が指定管理者であります。

また、石廊崎オーシャンパークは、平成31年4月1日から3年間で、指定管理料はなく、石廊崎区が指定管理者であります。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

○9番（漆田 修君） 上下水道とか給食センター、それから焼却施設等については、指定管理ではないんですね、今のご答弁では。それ、単純な委託管理契約、そういう認識でよろしいんですか。総務課長、いいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○9番（漆田 修君） 分かりました。

では、次の質問にいきます。

指定管理契約の基準であります、これ、支障のない範囲内で結構ですが、もし分かればお話をいただけますか。

○議長（谷 正君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

指定管理者と締結する協定においては、南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例、第7条の規定により、指定期間、事業計画、利用料金、事業報告及び業務

報告、町が支払うべき管理費用、指定の取消し及び管理業務の停止、管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護、その他町長が必要と認める事項に関する事項について定めております。

この基本事項以外では、銀の湯会館、湯の花観光交流館、石廊崎オーシャンパークについて、不可抗力発生時の対応や本業務の範囲外の業務についての定めがあり、設置目的に合致し、かつ本業務を妨げない範囲において自主事業を実施することができるものとしております。

また、施設ごとに異なる事項として、施設修繕については、銀の湯会館では、施設利用者1人当たり20円を施設修繕積立金として町に支払うこととしており、湯の花観光交流館は、増改築・大規模改修は町、施設維持のための小規模修繕は指定管理者が支払うこととしております。

石廊崎オーシャンパークについても同様でございます。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

なかなか触れられない面も多少あるかとは思いますが、一応全てを網羅された答弁だと思います。

実は、オーシャンパークの関係がこれからちょっと話を深く入らせてもらいたいんですが、今の説明の中で、応募時点、プロポーザル方式を主とする施設については、運用上、各種の問題とか課題について格別の配慮を必要とするなどの事態に対して、所有者である町は措置を講ずることもあるのか否か。もしあった場合には、その基本認識についてお答えを賜りたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

プロポーザル方式による施設管理者を公募する際は、管理仕様書をもって各種リスクへの対応や負担等について明示し、同仕様書にないリスク等については、指定管理者と別途協議により定めるとしております。

不可抗力による損害、その他の疑義が生じる事項など、運用上に生じた各種問題や課題においても、双方の協議をもって必要に応じ措置を講ずることとしており、これらの内容は協定書に明記しております。

石廊崎オーシャンパークは、今年度で指定管理期間が終了いたしますが、これまでの3年間で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて十分な運営ができなかったとして、石廊崎区から指定管理期間を2年間延長してほしいとする要望書が提出されております。

町では、要望書の趣旨を踏まえた中で、不可抗力とする状況に鑑み、2年間の指定管理期間延長について、当該指定管理者選定委員会にその可否を諮る予定であります。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

○9番（漆田 修君） 分かりました。

実際には、細かい説明等は9月1日の全員協でなされたと思うんですね。その中に、席上においては、結局、財産状況を表示するBSとかPLについての説明もございました。そこで、主として議論の対象になりましたのが3番の財産の整理、管理についての問題であるとか、あるいは4番の石廊崎オーシャンパークと石廊崎区の関係、その辺の説明もされたんですが、さっき町長の答弁ありました委員会ですね。特別なコミュニティの中で、最終的に決定をして、最終的にゴーサインを出す予定だという、そういうニュアンスの答弁でありましたけれども、それが実は、これ、最後の質問であります、一般論なんですが、観光施設等に対する町の補助金制度の基準の有無についてはいかがですかと。

そして、過去、そして、今後の措置の在り方や今後の検討余地の有無について、当局の基本認識はいかがかということについて、ご答弁をいただけますか。

○議長（谷 正君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現状において、町所管の観光施設に対する補助金制度はありません。

また、町有施設の管理者に町が補助金を支出するという手法はなじまないとも考えられ、委託料や工事費など、その目的、使途に合わせた支出が適切と考えております。

ちなみに、町有施設を管理する者以外の補助を受ける者が、ある一定の条件を満たす民間事業者であれば、観光客受入れ環境の充実による一層の誘客促進を図ることを目的とした、南伊豆町観光客受入れ環境整備事業補助金の制度などがあります。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

○9番（漆田 修君） 多分そういうお答えだと思っておりました。

ところが、ところがというか、ある特定団体を経由した観光施設への支出というのは、こ

これは町は関与しないんですよね。関与する余地はないんですが、これは補助団体に対する会計監査というのが監査の職能として実は存在するんですが、そういったことを通じて、それに対するチェックというのは当局はしていないと、そこまでできないという認識ですか、町長。今、ちょっとアドリブで教えてください。できないということですね。

○議長（谷 正君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えします。

はい、そのとおりです。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

○9番（漆田 修君） 今の言質をいただきまして、その続きは決算委員会でちょっと予定していますので、それでやらせてもらいます。いいですね、課長ね。

次の問題、件名2に入ります。

広域連携とごみ処理施設の集約化についての質問に移させていただきます。

令和3年3月末、賀茂地域の連携事業の一つであります1市3町の広域ごみ処理建設と、循環型社会圏域の創生という方向づけの合意がなされました。これ、一斉にしました、1市3町ともね。広域連携という概念が初めて出現したのは、30、31次地制調の答申以降なんですね。

当時の総務省内では、2017年の広域連携が困難な市町村における補完の在り方及び自治体の2040研究会、こういった構想研究会を受けて、各都道府県知事は広域連携化を推し進めた。要するに、賀茂で言うと賀茂広域連携というような合議体をそれで立ち上げたということになったんですね。

これは、補完の在り方と主導であるかということについては、私は県知事に言いました。これ、あなた、それしたんだけど、補完だけではなくて主導じゃないかと、それに対するチェックはしてあるのかというようなことを県知事に実は申し上げたんですね。翌日、県知事は公の場でそれは多分確認したんでしょう、トップの方にね。多分、補佐官ですが、そしたら、それはないというような返事をもたららしいんで、実際は違うんですけどもね。そういうことで、公の場でそれは訂正したというような経緯が実はあるんですよ。

昨年の6月の第32次の地制調では、4本柱の一つとして地方公共団体の連携をうたい、2040年対応のための行政資源を融通し合うなど、地域の枠を超えて連携し、役割分担を柔軟に見直すこととし、その実現方策が広域連携であるとしたのであります。

人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し、顕在化する行政

の諸課題に対応する観点から、圏域における協力関係、公・共・私のベストミックスなど、地方行政体制の在り方など、次の質問につなげる切り口として、まず最初に町長の基本認識を賜りたいと思います。お願いします。

○議長（谷 正君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

平成30年7月5日に、内閣総理大臣から地方制度調査会に対して、「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について」との諮問があり、令和2年6月26日に答申がなされております。

この中では、地方公共団体の広域連携による基礎自治体の行政サービスの提供の基本的な考え方として、市町村においては、他の地方公共団体と連携し、住民の生活機能の確保、地域の活性化、経済成長、災害への対応、地域社会を支える次世代の人材育成、さらには、森林や農地の保全、持続可能な都市構造への転換、技術やデータを活用した都市、地域のスマート化の実現などのまちづくり等に、広域的に取り組んでいくことが必要であるとしております。

また、インフラの老朽化、利用者の減少に伴う維持管理コストの増大や、技術職員、ICT人材等の専門人材不足の深刻化に対応し、他の地方公共団体と連携し、施設、インフラ等の資源や人材の共同活用に取り組むことが効果的であるともされております。

そして、こうした広域連携は、地域の実情に応じ、自主的な取組としても行われるものであり、市町村間の広域連携、都道府県による補完、支援などの多様な手法の中から、最も適したものを市町村が自ら選択することが適当とされています。

本町においても、2040年の未来予測から、この答申で示すような広域連携が可能な分野に関しては、適時連携していくことが必要であると認識をしております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

○9番（漆田 修君） 分かりました。誠に当を得た答弁と思慮されます。

ご承知のように、答申の4本柱のスケルトンは、まず今町長が言ったとおり、デジタル化の問題ですね。それから、公・共・私の連携、それから、地方公共団体の連携、そして、あと地方議会に関する内容でありました。

いずれも2040年を展望したとき、対処すべき課題について自治体の持つ資源の有限性を前

提に、地域ごとの資源の制約状況を明らかにするため、地域の未来予測を作成し、人口減少局面における限られた資源を巡る過度な競争は分断を生じさせるので、フルセット型社会からネットワーク型社会システムを構築するべきだという方向性を示したのであります。

これは、町長、さきの議会でも同じ質問しているんですよ。質問の視点は、32次地制調の本旨は何かということなんですね。たまたま答弁は違うこと言っちゃったと思うんです、町長がね。ですから、改めて、町長のそういう方向性に対することに対して、いかが認識しているかを質問させていただきたいと思います。前回の議会の内容、そっくりでもいいですよ、もしあれでしたら。

○議長（谷 正君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

32次地方制度調査会の答申において、事務処理の広域連携の執行段階での例として、地方自治法の事務の共同処理等が挙げられておりますが、既に賀茂広域連携会議においても、賀茂地域消費生活センターの設置、賀茂地方税債権整理回収協議会の設置、賀茂郡下における教育指導主事の共同設置が執行されております。

事務処理の計画段階では、市町村においては、地域の未来予測の整理等を踏まえ、今後の資源制約等に対応するため、地域の実情に応じて必要となる連携の相手方、方法等を検討し、市町村間の広域連携、都道府県による補完、支援などを適切に活用し、広域的なまちづくり、地域社会を支える人材育成等の取組を行っていくことや、施設、インフラ等の資源の活用、専門人材の確保、育成の取組を共同で行っていくことが効果的であるとされ、こうした取組には利害調整を伴い、合意形成が容易でないものが多いが、関係する市町村や都道府県が目指す未来像や連携の在り方について、対等、協力の立場で積極的に議論を重ね、そうした議論の上に立って、必要な合意が円滑に形成されることが重要になるとされております。

これら答申にあるような協議については、賀茂広域連携会議でも協議を進められておりますが、賀茂圏域の未来予測からも、これまでも執行されている広域連携に加え、連携できる分野での協議は必要なことと認識をしております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

○9番（漆田 修君） 分かりました。

今、重要なことを町長、言われたんですね。その中で、合意形成という言葉が出ました。この相反するものが要するに紛争解決、それに反対の立場を取る人の、これ、専門語では圏

域のガバナンスの法制化といいますけれども、こういうことの一端を今町長言ったと思うんですよ。要するに反対側のことをね。ですから、そこで関連してちょっと質問さらにしますが、答申では、広域連携による基礎自治体の行政サービスの提供と称して、市町村を超えた広域連携の必要性が主張されています。今おっしゃったとおりですね。教育主事の問題とか、そういったことです。

ただし、その多様な手法の中から最も適したものを市町村が自ら選択することが適当だと。これは地制調でうたっているんですよ、全く同じ表現で。それは適当とされ、市町村を否定する、意思決定主体、いわゆる圏域ガバナンスの法制化は記載されていないんですよ、地制調の中には。記載されていないんですが、もっとも複数の市町村間の合意形成と紛争解決を反射的に、即座にという意味ですね、要求しているわけです。この意味は分かりますね。これは3月24日の全員協の話に、次につなげていきますけれども、反射的に要求しているということ。そして、市町村の自ら選択といっても、広域連携をしない選択は許されず、広域連携をする選択しか認められていないのです。広域連携する選択への合意形成と、広域連携をしない選択をする市町村との紛争解決だけが課題となるのであります。

3月24日の全員協での合意の決議は、実はこのような重要な意味合いを持っていたということなんですね。ですから、それに賛成、反対した議員の方々は、そこまで認識して手を上げたか上げないかというのは、それ、別問題でありますね。ですから、その次に町長にまた質問しますが、その辺を理解しながら、議会工作、多数派工作をしたのかどうかということも、次の質問に入っていますので、お答えくださいね。

かつ、また財政負担シミュレーションだけでなく、様々な行政要件を考慮したとき、町長自身の意思決定はいかがだったか、改めて問うものであります。お願いします。

○議長（谷 正君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ごみ処理の広域連携に関しましては、平成30年度から下田市を事務局として、下田市、南伊豆町、松崎町の1市2町で協議を重ね、令和元年度からは西伊豆町を加え、1市3町で協議を重ねてまいりました。

本町においては、この協議と並行して、町単独でのごみ処理方法の可能性と広域とを比較するため、ごみ処理の在り方検討に係る支援業務の調査結果をもって比較検討し、財政面で圧倒的に優位であった1市3町の広域ごみ処理を選択し、本年3月24日開催の全員協議会においてご理解をいただいたところであります。

1市3町の広域ごみ処理採択の背景には、財政シミュレーションの算出根拠ともなっております人口減少予測が大きいこと、また、広域ごみ処理施設の建設予定地である下田市は、本町の住民にとっても隣接する生活圏であり、住民負担が極めて少ないことなどからも決定要件となっております。

地方制度調査会の答申にある、市町村自らの選択として、人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える2040年の賀茂地域の未来予測などに鑑み、1市3町のごみ処理に関する広域連携は必須であると認識しているところであります。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

○9番（漆田 修君） その必要性と必須であるという、最後はそれで結んだと思うんですが、実は3月24日は、先ほど話しました広域連携推進のための議会対策、これは多数派工作だと思っただけですね。それはお願いしたんですよね。これこれ、こういう案件を出すから頼むよというような、そういう働きかけはしませんでしたか。それは後で一括してください。

もし仮にしたんであれば、2つにブランチします、しない場合とした場合ね。した場合は、さっき言いました圏域のガバナンスの法制化について、もう私は3月24日、これは引くに引けないんだよと、だから、十分じっくり熟慮して賛成多数を決めるべきだという、そういうことも併せてその全員協の場では申したつもりなんですけど、ですから、そういうことは依頼した場合、議会の多数派工作を依頼した場合であれば、そういうことまで町長は話されたのかどうか。しないんであれば、私はそれはそれでいきます。大丈夫、しませんでしたでいいですが、それはどちらですか。

○議長（谷 正君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

議会の皆様にそういうお話をということは、お願いしたということはございません。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

○9番（漆田 修君） 皆様ではなくても、1人としてもしませんね。ちょっとそれだけ。そこを聞き。

○議長（谷 正君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

お願いという形はしません。事業の内容がこういうことが進んでいるという説明は、議員

さんにはしております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

○9番（漆田 修君） 分かりました。今の答えで結構です。

次に、なぜ私こういうこと聞くかと言いますと、実は1市3町のうちで、これからしようとする迷惑施設のある市町の、具体的には下田市ですが、下田市とあとの3町では、色合いと深さが全く異なっているんですね。ですから、下田は既にもう償却期間も間近、一部過ぎていますが、そういったことで非常にある意味では焦っていると。しかも、交付金をもらうためには、排他的論理は3つですね。人口であるとか、広さであるとか、運営形態がどうであるか、一部事務組合であるかどうか、そういう要件に合致させるために、広域連携システムを援用してそれを進めようという、そういう背景が下田市にはおいてはあったと思うんですね。

その問題が出現したとき、私は下田市の、今、今日傍聴に見えている方々ですが、そういう方々に呼ばれて勉強会をしました。そして、あとの2町の人に対してもその方々が働きかけをして勉強会をしたと。今持っている問題点を、財政が大勢でやれば1市町の負担は低くなるのが当たり前のことなんです、そうではなくて、そこにあるゼロ・ウェイストの問題であるとか、いろんな問題がありますね。第5次の問題もそうでした。そこではただうたっているだけで、何も確約はしていませんね。努力もしてなかったということが理解されたんですが、そういうことを言いまして、実は地域の未来予測の問題、これは町長、今申し上げたとおりなんです、それはやらなければならないじゃない。やる方向にあるが、問題を整理しながら素案の作成に関わる、実はそういうお答えを私は望んでいたんですよ。

次にありますから、そこでまだありますので、ちょっとお答えいただきたいんですが、しつこい、程度が強いと思われるかもしれませんが、2040年の目標地点は唯一、いわゆる広域連携ということは、集約化のための焼却場の施設建設、それがあただけなんです。あとは、圏域ガバナンスの法制化か、広域連携をする選択への合意形成か、経路が2つあるだけなんです。

2040年未来予測の課題、いわゆる広域ごみ処理施設建設を一つに決めてしまえば、もはや自治体に目標の選択の余地は全くなく、あるのは手法や経路の選択だけなんです。そのために、圏域で唯一、地域の未来予測が合意形成、策定することが大事になるんです。各市町村が計画段階から地域の未来予測の整理等をすれば、各市町村には固有の目標は存在せず、

圏域で目標が対立することもないというわけですよ。要するにけんかは何もないよと。その代わり、おまえら各自治体は黙ってると、そういうことになるわけですよ。

さきに述べた逆算方式は、広域連携だけでなく、他の3柱でも同様に2040年頃設定することで未来予測を一つにします。しかしながら、多くの人々は、今現在、未来予測を考えると、複数に分裂し、様々な政策路線の対立が存在し、広域連携でたとえると連携推進勢力と自立存続重視勢力があり、これらの路線対立は根深いのであります。どちらかが先見的に正しいというわけでもありません。しかし、2040年を展望するのは、現時点の一方勢力であり、そして現時点で存在する2つの路線のうち一方の路線のみの延長線上の目的地として、2040年頃の未来予測、いわゆる焼却場の建設がなされ、そして目的地が決まれば、現時点で逆算して、選択すべき路線は1つしかなくなるのであります。

こういった未来予測の仕組みに対して、町長自身の見解はいかがでしょう。

○議長（谷 正君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ごみ処理に関する未来予測としては、令和元年度に実施した、ごみ処理の在り方、検討に係る支援業務における調査結果などを踏まえた中で、町単独の運営は財政的に極めて厳しい状況にあると強く認識しております。

また、4市町における施設維持の現状と課題、未来予測でも示される人口減少に伴うごみ量の減少などに鑑み、広域ごみ処理方式の重要性について、各自治体においても共通認識とした上で合意形成がなされているものと理解をしております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

○9番（漆田 修君） ありがとうございます。

今、地方自治専門家、これ学者が多いんですが、その中では、32の地制調がなすべきは2040年に向けた複数のシナリオを構築すべきだと言われております。これは東大のある方が小論文で書いてあったんで、それを読んで理解したんですが、現在に存在する複数の路線の延長線上には、複数のシナリオがあるということと、加えて、現在の趨勢では気づくことのできない別の重要駆動力やシナリオはあり得たということでもあります。現在の一方の潮流のみに寄りかかった逆算方式は、リスクや突発事態、いわゆる今回のコロナ問題みたいに、事態に極めて脆弱であると言えます。

3月24日全員協の場でも発言させていただきましたが、平成25年11月インフラ老朽化対策

の推進に関する関係省庁の連絡会議の場で議論されたインフラの長寿命化基本計画について、改めて当局の認識を問いたいと思うんですが、総務省の自治財政局の政策指針に沿う形で、各自治体は公共施設の総合管理計画及び個別管理計画、これは令和3年3月に計画がされました。そのされたのを原本を拝読させていただきましたが、それを策定し、1つは公共用の施設、2つ目は社会基盤施設、3つ目に公用施設など、全て資産計上し、さらに集約化の複合化事業、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン事業、市町村の役場機能緊急保全事業、これ下田の市役所なんか該当するんですが、7番目が除却事業の7つの分野ごとに公共施設の適正管理の推進を図ってまいりました。

集約化に際しては、本件の一般廃棄物処理施設の個別管理計画の長寿命化大規模改修費の算定は、本来、関係市町村ごとに積算しなければなりません、本町の場合はいかが算出されるのか。地域総合整備財団による公共施設等の更新費用試算ソフト、これ総務課にあると思うんですが、そのソフトの援用の積算結果と循環型社会形成推進交付金の活用と、充当率及び償還金の交付税措置はいかがなっているのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

環境省による焼却施設の長寿命化計画における施設稼働期間は、通常で供用開始から15年から20年程度で大規模修繕改修工事を行い、その後、15年の延命を行い、35年で施設廃止とされておりまして。

住民生活に大きな影響を及ぼすごみ処理を安定的に行うための年数と思慮されますが、本町のごみ処理施設は、供用開始から大規模修繕工事を行わずに、既に30年が経過した施設となっております。

1市3町の広域への参加を表明している現状において、令和3年度に改定を進めている南伊豆町公共施設等総合管理計画及び南伊豆町公共施設個別施設計画においては、令和9年度に廃止予定としております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

○9番（漆田 修君） それは分かっているんですけども、町長、いいですか。これ、積算のソフトで、実は各エレメント別の数値というのは総務課でつかんでいるはずなんですよ。逆に言いますか。手元にありますよね。ありませんか。ないのなら言いますが、総務課長ある。

○議長（谷 正君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） 我々、前回総合管理計画を策定して、今改定中でございますけれども、前回の分の施設のカルテというものがございまして、これが議員言われるものだと思っておるんですけども、その公共施設等更新費用試算ソフトのあります単価を使いまして積算をしているんですが、これが結構幅広の単価になっておりまして、くくりとしては、清掃センターというのは処理施設になります。その処理施設というのが結構幅広でありまして、その平均的な平米単価を基に算出をしております。

これによりますと、例えば、清掃センターの工場棟であれば、建て替えをした場合、これ、平米当たり36万円という数字が出ています。それを延べ床面積をぶっかけてまして、それで算出をしているものでございまして、例えば、この工場棟であれば6億6,996万円という金額が出てございまして、あと付随する管理棟、こちら建て替えだと1億1,520万円、そして倉庫などの附属する施設については、建て替え分で3,780万円という金額が出ていますが、あくまでも本当にざっくりとした金額で出ておりまして、実際、東賀当たりが、大規模改修をやるとなると例えば33億とかという金額が出ておりますので、とてもこの金額では、建て替えとか建て替えに近いような大規模改修、うちのような清掃センターの老朽化が激しいところについては、この金額ではいけないというのが私としても実感を持っているところであります。

以上でございます。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

○9番（漆田 修君） ざっくりの単価が、実は上限の単価を今おっしゃったんじゃないかと思うんですね。

実は、3月の末ですか、3月24日の全員協の場で私、数字を申し上げたのは、課長、覚えてますね。これはさっき言った支援ソフトなんです。更新費用支援ソフト、公共施設等の。それによりますと、さっき言った工場棟が3億7,200万円、それで管理等が6,400万円、車庫が2,100万円、あと設計費が、これは設計費ですからほぼ固定ですよ。これ、4,000万円。合計で4億5,700万強というような数値が、実はその援用ソフトを使うと算定されるんですよ。これは当然10年間は、2030年まで縛りがあるということなんです。その交付金使いますからね。

ですから、そのときに例えば1市3町で試算した財政シミュレーションの中の各市町の負担と、そして新規にまるまる更地にして新たに造った場合の建築費用との対比で、あと10年

間延命して、沼津清水町みたいに延命して、それをさらに選別、ゼロ・ウェイストしながら焼却炉に負担のかからない方策を各自治体として努力をする。それは第5次の中には何も書いてありませんけれども、町長、知っていますよね。

ですから、そういうことを総合的に、事務局が出したから、これで財政負担が少ないからどうでしょう、議員の皆さん、こういう短絡的な提案の仕方じゃ困る。本当に困る。もっとゼロ・ウェイストはどうする、減量化はどうする。町長は前に言いましたね。減量化については、食料品を例えば剪定のごみと一緒に合わせて肥料化するというような話も、町長言っていましたね。公の場で言っていました。テレビかな、KTVか何かで言っていましたね。ですから、そういう努力を自治体がすべき。財政だけで、はい、頼むよなんて、それはおかしい。そうでしょう。だって、圏域ガバナンスの法制化そのものも議員には知らせないで、頼むよだけじゃ困っちゃうんですよ。分かったのは横嶋議員と私だけです。ガバナンスが分かっていたのは、あのときにね。ですから、横嶋議員は反対したの。と思うんです。ですから、そういうことを議員に知らしめて、理解を得るんなら、そういう努力をすべきだと思います。

先ほどの4億5,700万円の話に戻りますが、これ、ざっくりの上限ではなくて中間です。課長いいですか。これ、個別に僕は頼んだんですよ、こういう数字を出してくださいと。総務課のほうに頼んだ。

〔「建て替えたほう」と言う人あり〕

○9番（漆田 修君） 建て替えではない、大規模改修ですよ。

○議長（谷 正君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） すみません。私、先ほど申し上げたのは、建て替え費用を積算した単価、平米当たりが36万円でお答えをしてしまいました。

大規模な改修、これもざっくりとしたところではありますが、この辺は平米当たり20万円というのが言われておりまして、それを延べ床で掛けますと、設計費除くと4億3,800万円とか、その辺の金額になりますので、議員が言われたような近い線の金額にはなると思いますが、当然、処理施設などの平均単価でありますので、物によって違うとは思いますが、というところであります。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

○9番（漆田 修君） 分かりました。

実は、あと1件、最後の質問なのですが、ゼロ・ウェイスト、要するに減量化の問題にちよつと入らせてもらいます。

物質フロー指標、これは担当課長が分かっていますよね。物質フロー指標というのがある。これはその指標とマテリアルリサイクル化の問題なのですが、全国の市町村に義務づけられている第5次の循環基本計画中の環境、経済、社会は、総合的に向上する循環型社会の実現のための具体的な計画、取組内容は、計画上、ドキュメント化はされています。小冊子を、計画書もらいました。されています。その実態は、循環型社会の全体像を把握し、その向上を図るための数値目標ですね。これ、物質フローと言っていますが、実は3つの大きな計算式があるんですが、そこで示すような、いわゆる資源の生産性、そして、循環利用率。循環利用率は入り口と出口があるんですが、そして、最終処分量などが考えられ、我が国全体の物質フローは、資源投入から最終処分までの流れは大きく減少し、資源循環のフローが増えています。

今般の1市3町のマテリアルリサイクル、要するにマテリアルというのは材料という意味ですが、リサイクルの材料を念頭に、減量結果の数値や人口減少による熱回収量の減少量換算値などを計画段階で折り込むことも必要と考えます。これは町長の仕事ですが、併せて前回議会の町長答弁のように、下田市以外の自治体間の首長による勉強会など、独自の事業展開の必要性などが求められているところであります。

循環型社会の全体像把握、本町と、それから質的向上を図るための物質フロー指標がもし分かれば、多分1番目はGDPが絡むんで分からないと思うんですが、その数値をお示してください。

また、町長には、これらの情報を地域住民と情報共有した上での素案の選択及び複数シナリオの検討という視点からの町長の認識を賜りたいと思います。お願いします。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

1つずつちよつとお答えしたいと思いますけれども、広域に関してのマテリアル関係の構想につきましては、今現在、担当課長レベルで基本構想を練っているところであります。その中で、リサイクル化等が出てくると思います。まだその基本構想はできていませんので、その基本構想ができた時点でお示しができるものと思います。

現在、基本構想が今終わって、その後に地域計画という形に入りますけれども、その広域に入る前に、議員がおっしゃられるようなリサイクル化、資源化に関しまして、前議会で補

正させていただきました、ごみの減量化の推進ロードマップにおいて、今現在、ごみの組成調査を行っております。リサイクルする缶、資源化のものについては、今現在、数値は分かっておりますので、今、家庭で出されている可燃ごみの中の組成調査を行いまして、この8月に行って、10月、12月に3回行います。その中で、今現在、家庭と事業所、そちらにおいてどのようなごみが出されているか、その中に資源化できるものがあるかどうかを、今、調査を行っております。

その数値が出た中で、議員おっしゃられる入り口側の数値が出てくると思われます。その入り口側を、数値を出した後に、施策をこれから練りまして、分別化等のロードマップをつくって、資源化の率を、一応、一般廃棄物処理基本計画の中では21%まで、目標数値では21%まで持っていくという形で、数値目標を立てております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） さっき課長の、今、入り口側の循環利用率で21%、実際は全国は18なんです、18%。結局、循環利用量というのは、町としては補足していますよね、量的な補足はできていますね。ですから、後は天然資源の投入量であるとか循環利用量、それで除することによって、それが、その入り口側の循環利用率は算定できるんですね。出口側は非常に簡単だと思うんですよ。廃棄物の発生量そのもので割ればいいことですからね。

ですから、そういうことをなぜ必要かということは、次のP D C Aを循環、これは行政の常套手段ですが、P D C Aを回転させることによって次のPにつなげるということなんですよ。ですから、これを量的に、数値的に把握できないと、勘でこうしよう、ああしようということはずできないんですね。お金も動かないし、その手足になる行政マンも動かないでしょう。俺はこう思うから、勘だけれども、おまえらやってくれないかなんて、とてもじゃないけれどもそんなことできません。ですから、そのために、その分、物質フローの指標の4点が必要になるということなんですよ。

ですから、これについては非常に、第5次の基本計画ありましたね、課長。第5次。これ、社会循環の基本法という法律が2000年にできましたね。5年ごとのローリングで、実は第1次、第2次、第3次、2020年の終わりが第4次なんです。ですから、2020年から向こう5年間で第5次を策定した。その中において、数値上は確約する、行政努力は何もない。僕が見た限りでは何もないですね。これこれ、向こう5年間でしますという表現だけなんです。

あるのはリサイクル率だけです。数字として表れているのは、こんな計画書じゃしょうがないですよ。幾ら環境省が、おい、各自治体、皆さんやりなさいと、こういう第5次をつくりなさいと言っても、ちゃんとした基本的なポリシーを持って事に臨まないと、課長は一生懸命やっているから、僕は評価していますけれども。ですから、それは町長に言ってください。町長、副町長に言ってください。いいですか。

ですから、最後の質問にいきますが、ちょっと早い、いいですね。

複数のシナリオが必要なのは、為政者……

町長答弁までもらっていませんでしたね。ちょっと言ってください。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まず、6月議会のおきにお答えさせていただきましたとおり、松崎、西伊豆の町長さんと勉強会をとということですけれども、あれから日程調整に至ってはいないです。やっていません。コロナ禍ということで、なかなか集まることもできなくて、町長会もリモートということでできなかったというのが現状です。

それから、地域住民に情報共有ということは、やはり何か進展があり次第、発表すべきことは、地域住民の方にホームページなり、広報紙なりで情報発信はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

〔9番 漆田 修君登壇〕

○9番（漆田 修君） ぜひとも、3町の首長と、3町というかほかの2町ですね。2町の首長とお話をしてください。西伊豆の町長とは話しました。ちょっと話した。そうしたら、俺じゃなくて下田の市長に言ってよということなんですよ。たまたま市長も横にいましたけれども。だから、そういうことでした。ぜひとも建設的に、前向きに、町民に何がベストかということを考えて、社人研の人口の衰退というのは、当然、2040年というのはもう分かっていますから、それに見合うごみの減量化であるとか、そういうことも視野に入れて、財政負担の問題だけでなく、ぜひとも前向きにお願いしたいと思います。

そして、これ最後結びになりますが、複数のシナリオが必要なのは、為政者の想定するシナリオでは困るわけですね。要するに、反対する側なんです。それで、地制調から逆算して

自治体が真剣に考えるべきは、唯一の地域の未来予測の整理等ではなく、自治体ごとに多様かつ柔軟に複数のシナリオを考えることであると申し述べて、私の一般質問は終わりとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（谷 正君） ここで、10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（谷 正君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 加 畑 毅 君

○議長（谷 正君） 4番議員、加畑毅君の質問を許可します。

加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） マスクを取らせてもらいます。

4番議員の加畑です。よろしくお願いします。

日曜日にパラリンピックも閉会ということで、これでオリンピック・パラリンピック、閉会しました。国民的な行事ということもあって、その後が国政選挙、それから、自民党の総裁選挙のほうにみんな世間の関心は行っているんですけども、そういうことよりも、天下国家を語る前に、まずは町内の問題を解決していきたいということで、今日は2つ、質問を用意させていただきました。

まず最初が、石廊崎オーシャンパークの運営の方向性、それから、2番目に弓ヶ浜地区への温泉管を維持するための町の協力体制という、この2本立てで質問をさせていただきます。

まず最初が、石廊崎オーシャンパークの運営の方向性についてです。

前回6月の定例会の中で、石廊崎オーシャンパークの件、来年度の指定管理者の選定、基本的にはプロポーザル方式で行うとの回答がありました。ご質問では、方針に変わりはありません。

ませんかという形で書いたんですけれども、全員協議会の中で方針は変わっているという説明を受けました。これを本会議で改めて、まずもって、課長のほうからその経過というところを詳細に聞きたいんですけれども、前回6月からこの9月議会までの間にどういう形の動きがあったかというところを説明をしていただけないでしょうか。

○議長（谷 正君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。マスクは失礼いたします。

6月定例議会が終了し、7月末、具体的には7月29日になりますが、石廊崎オーシャンパークの指定管理者である石廊崎区から、同施設の指定管理期間を2年延長してほしいとした要望がございました。

内容といたしましては、今年度を含めた3年間の指定管理期間のうち、昨年、本年と2年間は新型コロナウイルス感染症の流行拡大で何もできない状態であったため、今後2年間やり直しをさせてほしいというものであります。

指定管理制度におきましては、単純に指定管理期間を延長することはできませんので、コロナ禍でございます。この件につきまして指定管理者選定委員会に諮った上で判断し、議会にご判断をいただきたいという流れになってまいります。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 内容について、今伺ったとおり、全員協でも話を伺ったんですけれども、実際、この期間の間に最初の形と多少変化があったということもあると思うんです。観光協会が休憩棟のほうの運営から外れたこととか、駐車場の運営も上と下でということもありましたね。3年間の中で、コロナの中でが一番大きな影響だとは思いますが、その点の変化に対して、例えば当局側がどのように思っているのか、これは成功か、成功しなかったかという話じゃなくて、その点も試行錯誤した上で、それでもやっぱりコロナの影響には勝てなかったというような認識があるんでしょうか。これは石廊崎区と話した中での話も交えてお聞きしたいなと思うんですけれども、その点、先端で交渉しているのが課長だと思えますけれども、課長のほうからお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（谷 正君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

オーシャンパークのスタート時につきまして、指定管理者につきましてはスタートすれば

何とかなるだろうという形で、今までと同じような形を続けていけばいいかな、下の駐車場が下、上は上、そして、売店はそれぞれにお任せするといったような形でいいだろうという形でやってまいりました。

ただ、1年が過ぎたあたりでコロナの影が落ち始めまして、やはり、そういった生半可な気持ちではこれはやりきれないぞという形で、やはり会計の一本化等に挑んだ上で2年間が過ぎてきております。

しかしながら、まだコロナの影は消えないという形の中で、さらに頑張らなければいけない。ただし、町から指定管理料等をいただいた上で頑張れということではなくて、自分たちの今度は組織体制ももう一度考え直した中で、もう一度、コロナの影が去っていく状況を見ながら、2年間をかけてしっかりしたものを構築していきたいというふうに変ってきている、その中での、要望も含めまして2年間が、お金が必要だから支援してほしいというような状況ではなかったです。まずは、自分たちが当初公言したとおり、無償でやっていくんだということをやり直すために時間がほしいという中での2年間の延長の要望であったかというふうに感じております。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） それでは、町長に聞きます。

確かに、今、課長が言われたように、当初、楽観的に考えたところも否めないとは思いますが。それは議会側もそういう認識があったのかもしれませんが。実際には地元の方がやるのがやっぱり一番いいという考え方がありましたし、その上でうまく行ってほしいというのがありました。

ただ、どうしてもあそこには多額のお金をかけているという関係上、楽観視する場合にはないということもあります。ただ、多額のお金をかけたのは石廊崎のためにかけたわけじゃなくて、それは流れの中で購入せざるを得なかったという流れもありますので、そこを全て、あれだけのお金をかけたという論じ方をするのもいかなものかというところがありますので、その点はそういう見識で私は質問しているんですけども、町長から見て、石廊崎の方々が議員の方々の間を回ったわけですよ。これは事実としてなんでも言わせてもらうんですけども、やっぱりやり方が、やる気が違ってきたのかなという認識がありまして、その間で町長も石廊崎を訪れていると思いますし、そういう話があったとき、最初どういふ

に思っていたのかということと、プロポーザル方式から今回のような形に変えていこうという中では、やはり町長の意思が一番大きいと思うんですよ。その点の心境の変化等聞かせてもらえればと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現指定管理者である石廊崎区の地区役員の方々が議員の皆様方のもとを回り、2年間の継続の願いをしたということは、担当課長のほうから報告を聞いております。同地域が一丸となって頑張っていきたいという気持ちの発露であろうと思慮いたします。

先ほども申し上げましたが、指定管理者選定委員会のご判断も含めて、地域の気持ちを大切に考えたとしております。

7月に、私のところに要望に来られまして、それから、その後、何度となく法人の一社の方、それから、区長さんもはじめ区の方が私のところに来ました。これは、昨年、オーシャンパークでちょっとミーティングというか会議を区民の方と町のほう、それから、中小企業診断士の方も入ってやった中で、これから石廊崎変わっていくのかなという思いがしました。しかしながら、その後、コロナ禍ということで、大きな動きですとか進展がなかったというのは事実です。しかしながら、その7月以降、やはり皆さん、次年度に向けてという動きがすごく活発になって、先週も、私、オーシャンパーク一人で行ってきたんですけども、そのときも区民の方と話したら、大分変わったよと、夕べも会合やったよということをおっしゃって、3日に1回ぐらいは会合をやっているということで、大変地域のムードがいいなというふうに思っております。これはまた当然ですけども、何か期待するものは大きいものもございます。

それから、議員がおっしゃられたように、石廊崎のために開発した、いろいろあったようですけども、過去にはあったようですけども、私も伊豆半島で一番いいところが石廊崎というふうに認識しております。何度も言いますが、伊豆市の菊池市長も伊豆の要になるところが石廊崎なんだということですので、町がしっかりとこれをサポートすることは重要なことだと思いますので、石廊崎のためというよりは、南伊豆のため、伊豆半島のためという認識でおります。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ただいまの町長の答弁で、方向的には石廊崎の方々に再度やってもらうという形でいるんだろうなというのは分かりました。

ということは、プロポーザル方式ではなくてという形になるわけですね。これは方法論ですから、別にそれがどういう形でということよりも、どこがやるかということが重要なんですけれども、ただ、そうなったときに、多分、今後失敗はもう許されない形になっていくと思うんです。役員の方々も変わったのか、人数が増えたのか、ちょっと、私、そこは理解しておりませんが、うちに来たときにも今までと違うメンバーの方々もたくさん来ていただいたと、やはりやる気が違うなというところは確かに見えました。

ただ、私、申し上げたように、こういう経過をたどって、もう一度石廊崎の方々にということになると、なかなか、これ次の失敗があったときには、もうその次は厳しいかなというところはあるんですね。

今、町長言われたように、会合の場をたくさん持っている、それから、内容で、若手の人が例えば入ってきたとか、今までにないメンバーの方も協力するようになったとか、その点というのは承知している部分はありますか。課長、それから、町長がもしいたときというところがあれば、印象の違いだけじゃなくて、具体的にそういう面が違ったというところが聞かせていただければと思うんですけれども。

○議長（谷 正君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

初めの2年間につきましては、どちらかという石廊崎のジャングルパーク再開発計画といった時期に関わった方々、若干、お年の方々が多かったかなと思われま。それが、この危機的状況に入ってまいりまして、随分変わりました、四、五十代、60代前半の方々を中心に、かなり、本当に地域でどうしていくべきなんだろうかということをやっている状況になっております。

今まで問題だったところにつきましては、一部の中で動いていたということで、当初の構想と違って、もう総面積だと29ヘクタールございます。一人や二人では、草刈りから管理もしきれない状況であったり、それをやりつつ、誘客、おもてなし、または広報等ということもできない状態だったのが、それが問題だったんだと気づいた、言わば若手の方々が集まって動き始めている、これは大きなことだと思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 分かりました。

それは、多分肌感覚で感じているんだと思います、課長のほう。

内容のほうですけれども、休憩棟の運営と上の駐車場の運営と下の駐車場の運営と、今まで3つあったところが、途中から一つにしましょうというところになりました。

ただ、3年間の中で見ると、この間出していただいた貸借対照表と損益計算書、この中は、最初にいただいた資料が簡略化していて、これがちょっと見にくいという形ではあったんですけれども、そうは言ってもこれが全体の数字なわけじゃないですか。確かに、入ってきたお金と出ていくお金が同じ形で終わっている形なんで、ちょっとそこは我々からすると分かりにくいようなところもあったんですけれども、ただ、本来、全体としての資料としたら、石廊崎区が指定管理者なんで、本来は出すべき資料というのはあそこが僕は限界だと思っています。その後出していただいたのは、これは逆にイレギュラーなところで、貸借対照表と損益計算書。ただ、どちらかが上の駐車場だけというところで、どちらかが全体ということなので、正直言いますと、これも比べることは本来はできる数字ではないわけです。この点、今後、例えば運営母体を石廊崎区を指定管理者にしていましたけれども、実際、今回は運営は一般社団法人だったわけですね。指定管理者は石廊崎区、これを一本化するという話。

1回、全員協の中でも出たんですけれども、その点についてのメリットというところもちょっとお話しいただければと思いますけれども。

○議長（谷 正君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおりでございまして、今まで、最大の時期には財務帳簿が3本あったものですから、貸借対照表が組めないんですね。貸借対照と、単年度主義にした決算書というものについての見え方が全然違うものになってしまう。まずはそれも是正しなければ分析のしようがないというところで、一つになるということです。なので、セクションごとに帳簿がある場合ではない。まずは、理事のほうでしっかり財務運営を掌握していただくということが必要になろうかと思っております。そのための2年間です。

そして、もう一つのご指摘のとおり、スタート時には、区、地縁者という存在しかございませんでした。しかしながら、地縁者側からの提案で、運営のための組織をつくるということで、今は社団法人石廊崎オーシャンパークというものができております。そして、2年以

上がたちました。そうしますと、今度は何か2つ違う組織があるように見えてきてしまったりということで、非常に分かりづらい状態、外から見て分かりづらい状態になっております。

選定委員会開催の際は、この考え方についても、もともと石廊崎区がつくった社団、組織であるからという中で、その新しい形の、具体的に言えば、一般社団法人石廊崎オーシャンパークというものを指定管理者にという考え方の協議もすることになるかと思えます。

どちらにいたしましても、石廊崎区から要望があって2年間延長すると申しましても、指定管理の条例上は、指定管理者と設置者の協議だけでは管理期間の延長はできません。ですので、形としては、新しい2年間を新たに議案化して、それを12月議会でご審議いただいた上でということやっていくという、これは事務的テクニックになってしまいますけれども、そういう処理も必要ですので、その途中経過の中で社団法人石廊崎オーシャンパークと石廊崎区の関係はどうするかということも、先ほども申しました、協議されます。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 分かりました。

石廊崎区と一般社団法人の違いとか、認識の形を、今までと違う形で明確にするというところが一つ分かりました。

認識の違いという意味でもう一つ聞きたいんですけども、これは課長ではなくて町長にお聞きしたいんですけども、当初、今回の話が多少こじれたところの理由の一つに、石廊崎区に指定管理者として任せたいんですけども、そこには観光協会がサポートで入ってくれるからというところが大きかった、これは議会の認識としてあると思うんですよ。途中から観光協会が外れるという形になった。そこで、議会の中に、やはり、そこはなんでだろうという疑問が生まれたんです。

ただ、形からしたら、石廊崎区に指定管理者をやってもらったわけですから、その後どういう運営をしようか、これは、元請、下請の関係でいきますと、元請の勝手だという意見にもこれはなるわけですけども、今後、その点、やっぱり明確に最初言っておいたほうがいいと思うんですよ。一般社団法人の石廊崎オーシャンパークに任せただけの限りは、その後の運営を違う組織に任せるのもありだという形なのか、それとも、あくまでも石廊崎の中で完結してくださいと、そこを最初、明確にしていかなければ、多分12月、今、課長言われましたけれども、選定する議会で判断するときに、やはり感覚的に迷う議員が出てくると思うんで

す。その点は、町長はどのように考えていますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今までが、課長のほうからも答弁ありましたけれども、通帳が3つあった、2つあったということですので、それで多分、一社のほうでも大変苦勞されたというふうに私は認識をしております。

ここで、この4月から通帳を1本にしたということで、大分、運営としては見通しが利くのかなというところですので、最終的に石廊崎区が新年度から運営をしていく中で、どのような体制を取るか、またこれからちょっとお話もしなくてはいけないんですけれども、多分、石廊崎区の人たちもその辺のところは自社でやっていきたいという意思はあると思います。

それから、飲食店のほうについても、いろんなメニューのことも、今、一生懸命考案されていますし、私のほうもいろんなことを提案させてもらったりもしていますので、その辺の連携も含めた中で、一般社団法人のほうで総括してやるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） その点、もう一度、ちょっと詳しく聞きますけれども、例えばその中で、観光協会が一部分をもう一度やるとか、事によっては商工会がそこに介入していくとか、別の団体が介入していくとか、そういうことについても、それは認める、認めないというのは町側ですることかどうか分かりませんが、その点の感覚としてはありということですのでよろしいんですか、それとも、石廊崎区でもうやってもらうと。その点をちょっともう少し詳しく。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

私としては、石廊崎区に全てやっていただきたいという考えです。

とにかく、委員会のほうで採択されれば、令和4年、5年と2年間になりますので、区の方にも申し上げていますが、これはコロナで影響を受けた2年の延長という形になれば、もう言い訳はできないですよと、コロナを踏まえての営業になるので、厳しい営業にな

りますよということはお話をしておりますので、その2年間は一生懸命全てをやっていた
ける、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 分かりました。

その点はそういう認識で、議会のほうも臨んでいければと思います。

それでは、2番目の質問に入ります。

弓ヶ浜地区への温泉管を維持するための町の協力体制という内容です。

昨年5月、銀の湯周辺に敷設した仮設管が効果的に作用しております。これは、途中で温泉管が詰まっているという形で、どこが原因か分からないと、ただ、調査していない箇所がここだということで、そこをバイパスを造って通してみたところがうまくいったと、その結果、弓ヶ浜地区へ送る温泉は安定感を取り戻したように感じていますが、これはあくまでも仮設のまま現在に至っているわけですね。これをずっと仮設ですと言い続けて20年、30年置くわけにもいかないと思うんですよ。今後これをどうにか本来の形にするときがいつかやってくると思います。

昨年12月に弓ヶ浜温泉株式会社の経営権が一般社団法人弓ヶ浜温泉組合に譲渡されたこと、その後、当局と法人の間で今後の展開について話し合われていること、この点をお聞きしたいんですけども、まずは、今、仮設になっているバイパスのパイプライン、この点について今後どうしていくのかというところの情報は当局側に入っているのかという部分から聞きたいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現状においては、当初の弓ヶ浜温泉を守る会が、一般社団法人弓ヶ浜温泉組合に形態を変え、管理運営に当たっております。

また、当初は、湊・下賀茂間4キロ以上のパイプラインの全面改修が検討された中で、国等の補助採択に向けた取組として、運営基盤の安定継続のための特定地域づくり組合制度の導入や、環境省CO₂削減事業の活用なども協議が行われたところではありますが、源泉付近の一部改修により、湯量及び温度の改善が図られたことから、既存の仮設管から本管に改修

する事業計画が進行中であり、土木事務所と占用手続なども含めて、所管課を通じて対応を進めてきております。

仮設管本管工事に要する経費について、助成を考えております。

当該事業は、令和4年度に実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援に係る追加交付分を財源として充当可能であると、本年度前倒しして実施すべく、本定例会最終日に上程を予定しております一般会計補正予算（第5号）への予算計上に向けて準備を進めているところであります。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） ありがとうございます。

来年度の予算のみならず、本年度で追加でという形、今聞いたので、大変前向きな、明るい兆しだなと思ったんですけども、実際、その補助率というのはどのくらいになるんですか。実際の工事費に対してほぼほぼ賄えるくらいなのか、半分程度なのか、その辺まではまだ分かっていないですか。それとも、その工事の全容というか金額自体は把握している、していない、その辺をお答え願えますか。

○議長（谷 正君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

この弓ヶ浜温泉を守る会の皆さんとは、陳情いただいた頃から再三にわたって話合いの場を設けさせていただいて、協議をしてみました。

その中で、まず、任意の団体ではなく、やはり一般社団法人、組織化しようということで、社団法人弓ヶ浜温泉組合をつくったという形のところを聞きました。

そして、もともとの源泉供給会社の方から、この社団法人が株式会社としての供給事業を譲り受けるという形を取るというのを、まず聞いたところでございます。そうしますと、今、弓ヶ浜温泉を守る会から弓ヶ浜温泉組合、そして、弓ヶ浜温泉株式会社という形になってきておるところでございます。

また、またになりますけれども、この株式会社の財務帳票書類、確認させていただきました。そうしますと、何とかやっていけるというようなものが見えてくる反面、やはり報酬の関係等を随分無理をしているというか、要するに、報酬全面カットであったり、相当無理をした中で動かしている。そういう状況であれば数年もつという状況の内容でございました。

内部留保もそれなりにあるのでございますけれども、本年度、来年度で仮設管の本設工事に加えまして、源泉からの集合管というものも前会社さん、ちょっと当分手をつけていなかった状況ございまして、非常にもろい、危うい状態になっておりまして、そこを直していかなければならないという部分が出てまいります。

これ、見込みといたしますか、あらあらの数字としましては、仮設管の改修プラスそういった集合管の改修で3,000万円程度が必要になろうかと思えます。加えまして、内部留保はそれなりに5年、10年の契約更新料がございますので、ないことはないのですが、これを使ってしまいますと、5年後の契約更新の時期を乗り切ることが非常に危ういというのが見えてまいります。

したがって、したがってと言いますか、その状況を鑑みますと、この工事費の4分の3程度になりましようか。これを支援する形で内部留保をしっかり持っていただいて、まず5年間を回していただいて、5年後の更新時期を乗り切っていただくということになってこようかと思えます。

そうしますと、これ支援するということが補助するということとございますので、国・県、地方公共団体ともに通常となっております補助金10年の、まず第1段の10年が見えてくるということになります。

したがって、この補正予算計上に当たりましては、3,000万円の4分の3程度になりますので、2,000万円から2,500万円の間金額につきましてを、5号補正予算として皆様にご審議いただくことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

〔4番 加畑 毅君登壇〕

○4番（加畑 毅君） 今、課長がおっしゃった中で、実際に運営する側の人たちの費用が出ていないということは事実だと思うんですよ。

今、この社団法人立ち上げたメンバーの方々は、本当に温泉を守ろうと思ってやっている方々なんですけれども、継続的にこれ続けるためには、いつか世代交代する時が来るわけですよね。同じような状況の中で引き渡して、我慢してやってくれと、これかなり厳しいと思うんです。

だとすると、これ継続させるためには、この中で雇用創出できるぐらいの財力をつけなきゃいけないと思うんです。だとすると、今、人口が減っている中で、現在8,000人切って

いるわけですよね。その中で温泉を家庭に引き込むというところも少なくなっているでしょうし、民宿等営業用で引き込むところもだんだん少なくなっていくと思うんです。そこに頼って、更新料に頼ってというところだけでは無理だと思うんです。

だとすると、この温泉を使って、違う形の展開考えなきゃいけないと思うんですけれども、その点で、ちょっと、これ質問の中の趣旨には入っていないんですけれども、前回の地熱発電のときに、実際、今回も仕組みが違っても熱利用はすることができるわけですよ。前回、地熱のときに意見が割れたのは、これは温泉の層よりも深いところまで掘るという形の中で割れたわけですよね。今回はそこまで掘らないと、要はバイナリー的な発想、要するに、熱利用で沸点を下げ、媒体を使って沸点を下げ蒸気化する、それで熱利用に還元していくという形があったと思うんですけれども、その点をもう一回、僕は考えてもいいんじゃないかなと思うんです。

その点の考え方というのは、これは町というよりは弓ヶ浜全体で考えていかにやならないと思うんですけれども、ヒントとしては、やはり当局側から情報は与えなきゃと思うんです。その点、課長、いかがでしょう。

○議長（谷 正君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

やはり、今後財源が厳しくなるということに関しましては、弓ヶ浜に温泉を供給し続ける組織を立ち上げた皆さんも重く感じているところでございまして、南伊豆町、これまでの10年ぐらいの経緯もございまして、先ほど議員ご指摘もありましたバイナリー発電、要するに、枯れる枯れないの議論等にならない、新しいボーリングを伴わない、今、湧いているものの余剰熱を使う発電につきましても、一社、弓ヶ浜温泉組合さんのほうと地熱発電系の事業者の方で、可能性についてのお話し合い等をしているということは聞いております。

ただ、これどこまで行かしても、何と申しましょうか、立ち上げをした方々が頑張るという中で、5年頑張る、10年頑張ると言っておりますけれども、じゃ、その先何十年もということになってきますと、次の世代の方々がどういう決意を持つかというところで、今、この社団の方々はそういう促しもしていくと言っております。それをきっかけに、若い方々から俺も俺もというのなかなか難しいというか、恥ずかしい部分もあるのかもしれないんですけれども、それをきっかけに若い方々もどんどん地元で、湊で話し合いであったりに参加していただいたり経営に参画していただいて次の形をつくっていくということも重要なことなので、今やることと10年後に向けてやること、2本立てになってこようかと思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

○4番（加畑 毅君） 町長にお聞きします。

今、課長から内容説明ありましたけれども、かねてから町長は、温泉はこの町の宝だという形のコメントが多く発していると思うんですけれども、実際これどうでしょう、方針として。

僕はこのように温泉のことを質問するに当たっては、河津町にも調べに行きました、松崎町にも行きました、西伊豆町にも行きました。河津の例を取りますと、そもそも民間の会社がやったものを町が買い取って運営していたという形もありました。今にそこを町にやってくれとは言わないんですけれども、やはりそれだけ各種の町が温泉に対しての思い入れというのは強いと思うんです。かつてはこれが武器になった観光のところありますので、これはやはり絶やしちやいけないということ。

それから、単発的に事業を打っていくというか、いつかしぼんでしまうときが来ますので、今、形をつくって継続的に利益が入ってくる、それによって人件費が賄われる、雇用が創出するという形をつくっていかなきゃならないと思うんですけれども。その点、やはり町長からの一言がやっぱり大きいと思うんです。その点は課長の今の説明も踏まえてお聞きしたいんですけれども、町長の温泉に対する思いというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

当初から申し上げているとおり、温泉は南伊豆町の宝でありますので何としても守っていかなきゃいけないという思いは変わっておりません。それから私も、多くの方が南伊豆町に来られてやっぱり温泉に入りに来るという方がかなりいらっしゃいます。昨年もやりましたけれども、ちょっと宣伝じみていますけれども、今年も9月20日から伊勢海老まつりの宿泊キャンペーンをやりますけれども、その中で私のところに問合せある中では、温泉の宿を教えてくださいよということ、温泉のあるところがいいよという声がやっぱり多いです。その中でやはりまずは議員おっしゃるとおり、温泉を何か新たな利活用というのもすごく大きな課題であると思いますけれども、まずは宿泊等にしっかりとつなげるということが町として応援すべきところかなと思います。

それから、源泉も個人の所有物であったり運営するにもやはり民間の方をお願いする、町で主導でというのはなかなか厳しいかなと思いますので、その辺のところ手挙げがあったり、

この就任してからの4年間でも温泉熱発電ですとか様々な提案もいただきました。しかしながらなかなか進まないというのが現状でしたので、ぜひ民間の方のアイデアですとかそれから提案を私は待って、南伊豆町としては再生可能エネルギーについては否定はしない、進めていきたいというふうに思っておりますので、その辺のところは民間の方と協力し合いながらいい形が取ればいいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 加畑議員。

○4番（加畑 毅君） ありがとうございます。

町長のコメントが大きくこの問題の位置づけをつくっていくのではないかなと思いますので、今、課長からあった勉強会の件なんかも情報もいただけたらと思いますので、この点も含めてよろしくをお願いします。

私の質問は以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（谷 正君） 質問の席の準備をしますので、しばらくお待ち願いたいと思います。

◇ 黒 田 利 貴 男 君

○議長（谷 正君） 引き続き、1番議員、黒田利貴男君の質問を許可します。

黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） お昼まで時間がないのでこのまま質疑に入らせていただきます。マスクを外して話をします。

私の質問は、南伊豆広域ごみ処理事業についてと、新型コロナウイルス対策についてと、2つの質問をさせていただきます。

令和3年3月に南伊豆広域ごみ処理事業の協議に参加が決定しました。このときの一般質問でごみの再資源化についてという質問をしました。南伊豆町環境基本計画の計画期間、平成28年度から令和7年度までの10年間とし、計画の中間年度となる令和3年度に改定されました。

その中の基本方針を、環境・経済・社会が統合的に向上する循環型社会の実現というのが

あります。3つの柱があり、1、ごみの発生・排出抑制の推進、2、再使用・再利用の推進、3、ごみ処理における経済的・社会的側面の向上とあります。この環境基本計画と今年度改正される南伊豆町廃棄物処理計画があるわけですが、この2つの計画は整合性が図られないといけないものだと思っています。

環境省では、廃棄物分野における地球温暖化対策の位置づけとして、廃掃法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2に基づく基本方針、第4次循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理施設整備計画のそれぞれにおいて、地球温暖化対策の推進、低炭素社会の実現を重点課題として位置づけ、総合的な取組を実施するとあります。

まず基本方針では、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、地域レベル、全国レベルでの低炭素社会の自然共生社会との統合にも配慮して取組を進めていくことや、その実践の場として地域の活性化にもつながる地域循環圏づくりに向け、それぞれの地域の文化等の特性や地域に住む人と人とのつながりに着目し、エネルギー源としての活用も含めた循環資源の種類に応じた適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進める必要がある。

2番目に、第4次循環型社会形成推進基本計画では低炭素社会への取組への貢献を図る観点から、3R、リデュース、リユース、リサイクルの取組を進め、なお残る廃棄物等については、廃棄物発電等の熱回収、生ごみ等からのメタン回収等の導入や廃棄物熱回収施設設置者認定制度の普及による廃棄物エネルギーの効率的な回収の推進を徹底する。さらに廃棄物エネルギーの効率的な回収に資する技術開発を推進し、加えて廃棄物エネルギーの徹底活用を含め、収集、運搬から最終処分までの一連の廃棄物処理システム全体の低炭素化を推進するとあります。

廃棄物処理施設整備計画では、気候変動問題への対策として廃棄物処理システム全般において温室効果ガスの排出削減につながる取組や気候変動の影響への適応の取組を推進していくこととする。廃棄物処理システムの方向性としては、廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進、廃棄物処理施設の整備に当たっては、廃棄物処理施設の省エネルギー化や電気、熱としての廃棄物エネルギーの効率的な回収を進めるとともに、地域のエネルギーセンターとして周辺の需要施設や廃棄物処理、収集、運搬車両等に廃棄物エネルギーを供給する等、地域の低炭素化に努めることが重要である。廃棄物の排出から収集、運搬、中間処理、最終処分に至るまでの一連の工程を通じて、地域の廃棄物処理システム全体でエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減を図ることが重要であるとしています。

廃棄物系バイオマスの利活用の推進として、温室効果ガスの排出削減による気候変動対策にも資することから、地域へのエネルギー供給を図る観点も含め、地域特性に応じてごみの飼料化施設、ごみの堆肥化施設、燃料化施設、メタンを効率的に回収する施設等の廃棄物系バイオマスの利活用のための施設の整備を推進するとなっています。

このようなことを踏まえた中で、まず1番目に、南伊豆広域ごみ処理事業の協議の進捗状況、2番目に、南伊豆町環境基本計画と南伊豆町廃棄物処理計画との整合性、3番目に、国の計画に合わせた廃棄物分野における地球温暖化対策についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本年3月定例会にかかる全員協議会において、現在の下田市ごみ処理施設用地において焼却及びリサイクル処理を行うための広域ごみ処理施設の整備を目指し、当該広域ごみ処理事業に参加する旨のご説明をさせていただきました。

本年度は、広域ごみ処理の実現に向けて1市3町における最適なごみ処理システムを検証するとともに、ごみ処理における基本的な考え方や処理施設の整備方針を広域ごみ処理基本構想として取りまとめるため、下田市が委託するコンサルタント会社と各市町担当者間で協議を重ねているところであります。

また、今後の予定として、令和4年度に循環型社会形成推進交付金を受けるための循環型社会形成推進地域計画の策定を進めております。

本町の一般廃棄物処理基本計画については、全計画が平成28年度の策定から5年を経過したことを受け、本年6月に令和17年度までを期間とする計画の改定を行っております。同計画は環境基本計画の環境像の実現に向けた廃棄物分野における個別計画としての性格を有するとともに、本町環境基本計画で基本方針として掲げる環境・経済・社会が統合的に向上する循環型社会の実現を基本理念とし、相互に整合を図りつつ取組を推進することとしております。

また、基本理念の達成に向けた基本方針として、環境基本計画に掲げた3つの柱にごみの適正処理、環境意識の向上を加えた5つの柱を設定し、より効果的に取り組むことで、環境・経済・社会の3側面の統合的な向上を目指しながらごみの適正処理体制の確保と環境基本計画の環境像の実現に取り組んでいくものとしております。

平成28年5月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、温室効果ガス排出量を2030年度

に2013年度比26%減、2050年度に2013年度比80%減を目指すとしたほか、昨年10月には2050年カーボンニュートラル宣言がなされるなど、脱炭素に向けた取組が拡大しております。このような中、廃棄物分野において第4次循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理施設整備計画等の各種計画で地球温暖化対策を踏まえた廃棄物処理の必要性が示されており、廃棄物処理事業における地球温暖化対策の重要性は認識をしております。

今後、進められている4市町による広域ごみ処理施設においてもごみの減量化、減量対策を講じていく必要があります。本町においても廃棄物処理事業における脱炭素化を目指し、ごみの減量化に向けた具体的な取組及び減量効果、CO₂削減効果等を検討しているところであります。あわせて、食品残渣や剪定枝、流木などの廃棄物木材等の廃棄物系バイオマス利活用について、他の未利用バイオマスとの混合処理、民間事業者との連携による取組、循環資源としての利用等についても検討を重ねてまいります。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

やはり自分はずっとごみの減量化、バイオマス化ということを書いてきました。ごみをうまく循環をさせる、今の広域連携の中の基本的な構想は焼却施設であるといった中で焼却施設なら焼却施設なりの脱炭素化とかエネルギーへの循環、要は発電を備えた機能を持たせる様々な方策が取られるだろうと思っています。単なる焼却施設だと国の計画との整合性は図られてこないのではないのかと思っています。

今の町長の答弁の中にもありましたけれども、とにかく循環させるんだという話、よく分かります。そこら辺、連携協議会へと担当課長が行っているんだと思いますけれども、その中でのそういった取組に対する話、または自ら発言をしている等々ありましたらお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

今現在、先ほどもお答えしましたけれども、広域に関する基本構想をコンサルと協議しているところであります。その中で議員のおっしゃられる施設にエネルギーを使うという部分ですけれども、基本構想の中で具体的に出てきますけれども、今のところ規模がちよっと、伊豆の国、伊豆市に比べると小さいですもので、伊豆の国、伊豆市ですと発電するところま

で行っておりますが、今回の基本構想の中では規模は小さいということで、その熱利用については今、基本構想の中で練っているところであります。

ですので、この基本構想ができた時点で議員の皆さんにも協議会等でご報告をさせていただいて、今現在の基本構想を報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 規模によって様々な国からの指導等もあるんだと思いますが、規模が小さいから循環をさせない、それが町長の答弁等の整合性が取れてこないの、やはりそこは南伊豆町としては広域でやる中でこういうふうな方向に持って行ってくださいとコンサルのほうへと言うべきではないかというふうに私は思います。

それでは、そのまま次の質問に行きます。

新型コロナウイルス対策についてということで、まん延防止等重点措置から今現在、緊急事態宣言となっているわけですが、今現在の医療供給体制の現状として新型コロナウイルスも第5波となり、その脅威も増してきています。他方で新型コロナウイルスのワクチン接種は町長の指揮の下、迅速にかつ効果的に行われ、高齢者接種、基礎疾患のある者、12歳以上の未成年者、成人までほぼ全ての町民に予約券も発送され、予約受付を待つ状態になっています。大変なご苦労があったことと思います。

そんな中において、下田市賀茂圏域内でクラスターが発生しました。大きな原因は飲食を伴う会食と接待を伴う飲食を20名ほどの大人数にて行われたことにあると報道などにもありました。行政の役割は3密回避などの注意喚起だと思います。その対策は町民、市民が自ら自分と家族を守るために取るべき行動だと思います。感染症病棟の少ない賀茂地域においてのクラスターは脅威であり恐怖でもあります。国の方針で軽症者の自宅療養が決まりました。この方針にした原因は医療崩壊が進んできたということだと思います。まず、賀茂地域の医療供給体制についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

賀茂医療圏において感染症病床を保有しているのは下田メディカルセンターで、2室4病床となっております。

ただし、対応できるのは軽症の患者でありまして、中等症や重症化するおそれのある患者様については圏域外の病院等へ搬送をしている状況であります。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） この地域のドクター、医者、看護師、医療従事者の皆さんがワクチン接種と下田で発生したクラスター等々において非常に尽力をされたという話も聞いています。

そんな中で、今、町長の言ったように賀茂圏域でのコロナの陽性者を診られるのは軽症者であると。中等症以上になると順天堂大学の静岡病院等もあるんですが、順天堂病院のような特定機能を持った病院については一般の疾患を持っている入院患者でほぼいっぱいでした。コロナ患者は受け入れたくても受け入れられない状況であるという話も聞きました。

その中で今、H棟、新しい棟ができて、そこで集中的に診ているという状況になってきたんですが、先日も、自分年中病院行くもので、行ったときにも、下田消防本部、駿東伊豆、富士山のほうと3か所から、ちょうどコロナの陽性患者が多いときです、救急車止めるところに発熱患者用のパイプ椅子が用意されていて、そこへ救急搬送されてきた患者がみんな待っていると。H棟ができて受入れ体制が整い、非常にあの近辺が混雑するような状況になっています。

そういったときに、下田消防本部は熱海の土石流災害等々に職員を派遣したり、または救急車両に積むアイソレーターを用意したりとしてきたわけですけども、何か、一つの病院に物すごい負担がかかっているものと思うんですが、下田メディカルへもう少しちゃんとした医療供給体制を組むことはできないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。担当課長でもいいです。

○議長（谷 正君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山田日好君） お答えいたします。

下田メディカルセンターの感染症病床については、2部屋4床という形になっております。実質的には1室2名入れるということは難しく、2床2人で回しているような状況です。

また、感染症病床につきましては陰圧等そこら辺の各種設備が必要となっておりますので、なかなか他病床を感染症病床に持っていくということは難しいと考えております。また、動線等もありますので、メディカルの感染症病床については中を通らず直接入れるような病室

の造りとなっていますので難しいと思っております。

また、人員面につきましても、専門的な知識を持っている医師、看護師、それを運用する臨床検査技師等が必要となっていく関係もあるので、今の人員配置ではこれが精いっぱいではないかというふうに思慮しております。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） 分かりました。

若い世代は重症化率が低いので、できるだけ高齢者、高齢者でも今までのケースでいうと熱海行ったり中東遠へ行ったりとかなり遠くまで搬送されているわけです。できるだけ近くの病院で診てもらえるような体制を組んでもらいたいと思います。

次の質問行きます。

今後を見据えた中でのウイズコロナにおける町の考えということで、第5波の新型コロナウイルスは変異株であるデルタ株が感染拡大につながっています。町長の行政報告にもあったとおりでございますが、だんだん感染者数が増大している中で経済に与える影響は甚大です。東京都知事も災害級だという言葉を使っています。しかし、ワクチン接種が重症化リスクを小さくしています。変異株は感染力は強くても弱毒性になりつつあります。逆に感染力は強くなっています。マスコミの報道などにはゼロコロナということと言われる学者もいます。

しかし、ゼロコロナは100%無理な話ではないでしょうか。もともとのコロナウイルスがあり、変異して新型になっている。ウイルスはなくならずに新たな薬ができたりすることで風邪やインフルエンザなどの感染症として残るものだと思います。まだ第5波、もう流行期を過ぎたのかなと思いますけれども、ウイズコロナにおける町の考えをお聞かせください。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

新型コロナウイルスについては全国的に感染力が非常に強いデルタ株に置き換わっており、8月20日には静岡県に対し緊急事態宣言が発出され、住民の健康維持や医療崩壊が懸念される状況にあります。

現状から鑑みれば、ご指摘のとおりゼロコロナということは考えにくく、新薬の開発や国

産のワクチン開発が急がれるところでありますが、今はファイザー社をはじめとした承認ワクチンを各年代層に幅広く接種することで重症化、死亡リスクを抑えた医療崩壊を防ぐことが望まれております。

新型コロナウイルスと共存するためには、正しい情報を国、県、町が適正かつ迅速に発信し、町民一人一人がこれらの情報を理解し、共有し、行動していくことが必要であると考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） まさに町長のおっしゃるとおりで、ともかく重症化するのは高齢者です。ともかくその高齢者を町としてどう守っていくか。今回のこの緊急事態宣言もちょっと自分としてはおかしいかなと思っています。できるだけ高齢者に感染をさせない、そういった行動を役場として取っていく必要があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

5月10日からワクチン接種が始まりまして、高齢者が90%を超える割合で2回の接種を終了しております。その中で全国的にも今、ワクチン2回接種した高齢者も感染をしているという事例があります。しかしながら、重症化しない、軽症である、それから無症状であるというような状況を鑑みますと、やはりワクチン接種というのはそれだけ重要かなというふうに思います。

今は高齢者接種は90%を超えて接種が完了しておりますが、若い世代がまだまだ70%ぐらいなので、これから最低でもあと10%ぐらい、80%ぐらい上げたいなというところで、町としてはあと10%の接種率向上に向けていろいろ広報をしていきたいなと思います。

また、国のほうでは年が明けて2月頃から3回目の接種ということも何か話が出てきておりますので、またそのときにはしっかりと対応させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） では、次の質問へ行きます。

コロナ禍での防災体制についてということで、今年の夏も気候変動により全国で雨による被害が発生しました。近隣では熱海市伊豆山での土石流災害が貴い人命や財産を奪うことになりました。災害はいつ発生するかは分からないものです。熱海市の土石流災害には下田市消防本部より静岡県総合応援協定により、応援活動は7月3日から8月3日、32日間で65台、205名の隊員が発災直後から派遣されています。患者移送に関わる消防本部と県の協定締結、下田地区消防組合、令和3年3月9日に締結しました。令和3年5月から8月までに11件のコロナ患者の搬送があります。

災害は起きないことが望ましいですが、災害は毎年どこかで必ず発生しています。コロナ禍の中で発生した場合には、まず市町の役所が初動となります。現状でのコロナ禍での防災体制についてお聞かせください。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

一昨年の台風19号では、6か所の指定避難所にピーク時には249世帯501の方が避難をされ、特に南伊豆東中学校では93世帯200人が避難をされております。

現下の新型コロナウイルス感染症の拡大局面においては避難と感染対策の両方が求められており、静岡県作成のコロナ禍における避難所運営マニュアルに基づき、受付での手指消毒、検温、健康状態の問診、発熱者の対応など手順確認を万全なものとして、指定避難所の開設に備えているところであります。

また、密を避ける対策として指定避難所には間仕切りテント120張りを配備するとともに、安全な場所に立地する公会堂等を避難所として開放していただくため、対応可能な地区区長にも依頼をかけ、大瀬、湊、下賀茂、一條、川合野、上小野、毛倉野、吉祥、入間、妻良、伊浜、一町田、天神原の13地区からは了承をいただいております。

これから台風シーズンに備え、避難対策と感染予防対策に万全の体制をもって臨んでまいります。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田議員。

〔1番 黒田利貴男君登壇〕

○1番（黒田利貴男君） なかなか皆さん避難所へ行かないんだろうなというのはあるんで

すけれども、独居の高齢者であったり一人住まいであったりという人へのケア、または基礎疾患を持っている人へのケア、そういったことも視野に入れながらしっかりとやっていてもらいたいというふうに思っております。

これで私の質問終わりにします。

以上です。

○議長（谷 正君） 黒田利貴男君の質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（谷 正君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 宮 田 和 彦 君

○議長（谷 正君） 2番議員、宮田和彦君の質問を許可します。

宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 質問に先立ちまして、7月3日に発生しました熱海市伊豆山地区の土石流災害で被災された皆様と、8月中旬に九州、中国地方を中心とした豪雨被害に見舞われた皆様にお見舞い申し上げるとともに、お亡くなりになられた皆様に心よりご冥福をお祈り申し上げます。また、酷暑の中での捜査活動並びに復旧活動に取り組まれている皆様には、衷心より感謝申し上げたいと思います。

さて、コロナ禍の中、賛否両論がありましたけれども、東京オリンピック・パラリンピック2020が開催され、柔道はじめ、水泳、卓球、体操、野球、ソフトボール、スケートボード、サーフィン、昨日、おとといですか、マラソンの各競技でメダルラッシュに沸き、選手の活躍に大いに勇気や感動をいただきました。

あるアスリートは、この大変の中、大会が1年間延期され、練習場所の確保、遠征試合の

中止やSNSからの批判や中傷でモチベーションを保つのに精神的につらかった、ここまでの道のりは平たんではなかったということでしたが、ここで競技できたことに大変感謝しているというコメントをしておりました。また、外国人選手からは、このコロナ禍の中、東京大会2020を開催していただいてありがとうという感謝の言葉がありました。

私的には、オリンピック・パラリンピックをテレビ観戦している皆さんに少しでも元気や勇気、感動を届けられてよかったのではないかと感じております。

また、静岡県を見ますと、まん延防止等重点措置適用から、感染者の増加により緊急事態宣言のただいま真ただ中でございます。町民の皆さんは経済的な大打撃と先行きに大きな不安を抱え、大変な思いをして生活しております。今後もデルタ株に続き、ラムダ、ベータ、ミュー株などの変異ウイルスと闘いながらも、町民の皆さんが希望を持って安心して前向きに生活できる体制を協力してつくり上げなければならないと強く感じております。

それでは質問させていただきますが、同僚議員と同じような質問をいたしましても答弁のほうよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、私の質問として、大きな括りでコロナ禍における観光地域づくりについてということと、磯焼け対策、これに質問させていただきます。

まず、①の点について質問させていただきます。

新型コロナウイルスの発生と蔓延により、世界は一変いたしました。ウイルスは人間の移動と共に流行を拡大させることは過去の歴史も示しており、今回も世界的に都市封鎖や移動制限が行われました。自粛ムードも手伝い、観光業が大きなダメージを受けております。アフターコロナを見据えても、完全にコロナ以前の生活を取り戻すことはもはや不可能と言わざるを得ません。ウイズコロナ、アフターコロナの観光業での勝ち組になるために何を意識し、どんな準備をなすべきなのか、今後の展望をお伺いしたいと思います。

①の今までのコロナ禍での観光戦略の検証と今後の改善策ということで、一つ一つ質問します。

まず最初に、今までの取組の検証をお聞きしたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

コロナ禍における観光戦略につきましては、昨年度に実施いたしました伊勢海老まつりでの宿泊キャンペーンがあり、小学生以上を対象に1泊5,000円の割引に加えて町内のみで使

用可能な3,000円の地域クーポン券を配布いたしました。宿泊実績で対前年比270%増となっております。

また、これらのクーポン券はおよそ350万円の利益がありましたので、所定の経済効果が見られたものと認識をしております。

年も改まり、本年のみなみの桜と菜の花まつりであります。恒例の菜の花結婚式やみちくさ夜桜マラソンなどは感染対策上の課題から中止といたしましたが、桜、菜の花の鑑賞を純粹に楽しんでいただくため、マスク着用、検温、手指消毒など感染予防対策を施しながら開催し、コロナ禍にあっても多くの宿泊者を獲得できたと自負をしております。

加えて、4月29日から7月18日までの期間において、本町の豊かな自然資源を活用し、ウイズコロナ、新しい生活様式に適応した新たな地域コンテンツとして、謎解きイベント、南伊豆大秘境も実施することができました。

参加目標組数を2,000組としたところでありましたが、残念ながら全期間が首都圏におけるまん延防止等重点措置の期間と重なり、東京都の緊急事態宣言とも重なったことから、さらには7月の熱海市伊豆山における土石流災害などの影響もあり、参加組数は927組と目標を大きく下回る結果となりました。

このような中で、イベント参加者のアンケートやSNS投稿では南伊豆町への満足度が感じられる内容が多数寄せられたほか、手がかりやヒントなどの提供店の設定により、地域周遊効果、地域消費にもつながり、こういった類いのイベント効果が将来性を感じさせるものとなりました。

いまだ先行きの見えない感染症拡大の状況にありますが、アフターコロナ期を見据えた中で本町の観光方向性を模索するに当たっては極めて貴重なデータとなるものと思慮いたします。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 今のお話で、アンケートを取られたということで、どのような内容で、また、それを踏まえた改善策というのがありましたらお願いします。

○議長（谷 正君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

まず、アンケートの内容なんですけれども、実際に参加していただいた方からのアンケー

トです。全部で144件あるんですけども、その中で適宜ピックアップしたところによりますと、南伊豆町、回るところ全て景色がよいところでしたというようなものもございますし、帰る途中に立ち寄って食べた下田のバーガーもおいしかったと、これ、下田の話ですけども、そのような南伊豆を大変にお褒めいただいているアンケートが多かったというところがございます。

今後の生かし方についてなんですけれども、町長の答弁の中にもあったんですけども、ウイズコロナ、新しい生活様式に適応した新たな地域圏コンテンツとしてこの南伊豆大秘境というのは、可能性は秘めているのではないのかなというふうに思っております。この非接触型、団体にならない、大人数にならないという部分では大変に可能性のあるものだというところがございます。本当はこういうコロナ禍でなくて真のこういうイベントで南伊豆のよさというのを図りたかったなという部分がございます。その辺が1点です。

あと、伊勢海老まつりについては、昨年度も実施したところ大変好評で270%の増があったということで、今年度につきましてもそのまま同じような内容で継続していきたいと、かように思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 今、課長も言われたこの伊勢海老まつりですけども、先ほど同僚議員からの質問で9月20日からというお話だったんですけども、今現在、その緊急事態宣言ということなんですけれども、緊急事態宣言の中でもおやりになるのか、また、その線引きですか、いつの段階でやるのか、その決断ですか、そういうのはどのような感じですか。

○議長（谷 正君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

まさに全国的に緊急事態宣言、ほとんどの都道府県で出ているような状況になっておるところではございますが、今週中にはこのまま継続するのかどうなのかという部分も政府のほうで結論を出すとか出さないとかというようにお話も伺ってくる中で、今、まだ正式決定ではないんですが、うちのほうのポイントといたしましては、静岡県への緊急事態宣言の解除か継続か、これが一つのポイントになるのではないかなというふうに考えております。解除になればそのまま20日から進めるということにもなろうかと思いますし、これが延長ということになればスタートを遅れさせるということも視野には入れていかなければならないのか

など、かように思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 今のお話ですと、解除ということですが、いきなりゼロベースになるわけでもないし、ステージ4になるのか3になるのか2になるのか、ちょっと情報がないもので分からないんですけども、要するに緊急事態の下がそのまん延防止等重点措置になるかと思うんですけども、この基準というのは、ステージ4の確保病床使用率50%、入院率25%、週当たりの新規感染者数が人口10万人当たり25名ということになっているんですけども、要するにまん延防止等重点措置になったときでも伊勢海老まつりはやるということによろしいのでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今のところ、いわゆるまん防に下げられたといいますか、なったとしてもやっていくという形で。当然ですけども、県外からというよりも県内で今、20日以降の伊勢海老宿泊キャンペーンに大変楽しみにしている人がいらっしゃいますので、やはりそのところは特別な事情がない限りはまん防になってもやりたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 了解しました。

それでは、12日の県の発表を待ってといいたいでしょうか、国のほうですか、緊急事態の解除があって、その下がまん防ですから、それになってもおやりになるという認識でよろしいということですね。分かりました。ありがとうございます。

それでは、次にまいります。

②ですね。まん延防止等重点措置適用のこの要因と対策をお伺いします。

まず初めに、要因ということでお伺いしますが、町民をはじめ、広域の方々が地道に真面目に一生懸命新型コロナ対策をしているさなかです。先ほど同僚議員も言っていましたけれども、非常に残念なことに、観光のハイシーズン、繁忙期を前にして下田市の接待を

伴う店でクラスターが発生したと。このクラスター感染者が新たな感染者増加につながり、この地域のまん延防止等重点措置適用の要因になったのではないかとということがあるんですけれども、当局としてはいかがお考えでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

国においては、静岡県からの要請の下、8月8日から31日までまん延防止等重点措置の適用を決定し、静岡県東部全市町、静岡市、浜松市を対象地域としておりましたが、8月20日からは緊急事態宣言が発出され、感染拡大は全国的なものとなっております。

下田市内で発生したクラスターでは、7月22日にボランティア団体、25日には会食、26日には接待、飲食、27日にもバー及び接待、飲食による5件のクラスター事案が確認され、これらのクラスター事案により近隣の市町でも感染者が出ました。

その後、7月31日には東伊豆町で新たなクラスターが発生しており、郡内における今後の感染拡大が懸念されるところであります。

ご指摘の罰則等についても、法に基づき緊急事態宣言下において都道府県知事からの飲食店に対して休業要請・命令が出され、従わない場合、過料を科すということになっております。

市町による直接的な対応については、クラスター等感染症に関する基本的な情報も入手困難であり、国で定める法定感染症である以上、罰則などは市町の権限の及ぶものではないと解します。

まん延防止等重点措置については、下田市等賀茂地域で感染が拡大したから出たというよりは、東部地域全体でということを出ていると認識しております。医療の逼迫が大きな要因であるかと思えます。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） これ下田市で出している情報なんですけど、要するに21日に、先ほど町長おっしゃっていましたが、7月21日、市内で、要は下田市内で15人になっていたんですけど、27日には81で、要するに5倍以上になっていたということがこの下田市のホームページになっていますので、それが、ある方が会食してまたその友人の方につつたと

いうお話も聞いております。

ですけれども、先ほど町長おっしゃっていたその病気は国のほうのだからうちのほうではできないよということですのでけれども、今まで何度となくこの総理大臣はじめ、県知事、町長、首長の方々が新型コロナウイルス対策の密集、密接、密閉の回避、手や指の消毒、手洗い、マスクの励行、自分でできることはその対策を徹底して、感染拡大防止対策にご協力をお願いしますとのメッセージ何回も出しています。

それを受けて、感染拡大を防ぐために毎日真面目にアルコールで手の消毒やマスクをして外出を控え、3密も回避して、この新しい生活様式の実践をしている人たちが大多数です。真面目に地道に3密を回避して不要不急の外出を控えて地域や社会のために協力している方々を守るためにもこのような行動は許されないし、見逃すわけにはいかないと思うんです。宿泊業や遊漁船等を営んでいる事業者がキャンセルを受け、収入減少するなどの悔しい思いをして泣き寝入りをするような行動は厳に慎むべきであるし、やってはいけないことだと思うんです。駄目なものは駄目なんです。

3密をして、新型コロナ感染のクラスターを出して、地域の皆さんに多大な迷惑をかけても何のペナルティーもない、罰則もない、私はおかしいと思いますよ。皆さんおかしいと思っています。これでは一生懸命新型コロナ対策をしている人が報われないですよ。このようなことを起こして何もペナルティーがない、罰則がないと人は痛みを感じない。痛みを感じなければ繰り返す可能性が大きいんです。

8月17日、基本的対処方針分科会の尾身会長は、皆さん有名でご存じかと思えますけれども、この会長いわく、これまで飲食店など事業者に対していろんな制限をかけてきた。一方で、一般の人々に対する行動制限は完全にお問い合わせで行ってきた。感染状況がここまで来ると、分科会のメンバーの一致した意見として、個人についても感染リスクの高い行動、これを避けてもらえるよう新たな法律の仕組みをつくることや、あるいは現行での法律で対応できるならその活用をお願いしたいと。単に協力をお願いするだけではこの事態は乗り越えられない。法的な仕組みの構築や現行の法律のしっかりした運用について早急に検討してほしいという強い意見が出たと説明していました。

観光産業は平和産業とも言われています。イメージダウンは命取りになります。安心・安全な場所でないとお客の皆さんは来ません。一生懸命真面目に3密を回避している町民を守る、そのためにも、また同様なことが繰り返し起こらないよう、町長から国や県へ法的な仕組みを構築するように要望する考えはありませんでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

議員のおっしゃることも分からないでもないですけども、国の法定感染症ということもありますし、これはどこで誰がどのように感染するかも分からない。何かどうも、ニュアンス的に感染した人が悪い人みたいな言い方がありましたけれども、私は全くそうは思わなくて、感染した人皆さんが被害者であり、ましてや無症状であれば我々でも、もし感染していても、無症状であれば、こうやって仕事をしたり議会に出たりという普通に生活をすると思うんですね。そこで広げてしまったということは、多分僕も謝っても謝り切れないと思うんですけども、それ以上に、何か罰則的なものがあるというのも、これもどうなのかなというところがございます。

先ほども申したように、これは我々がどうこうできる問題でもございませんし、今、私たちもこの新型コロナウイルスは感染に関しては、情報というのがあまり入ってこない。県のほうで、保健所のほうでやっていただいているということですので、今後、南伊豆町で感染が万が一拡大した場合でも、その感染ルートが誰が感染源だということは、保健所のほうからあの人ですよ、この人ですよということはございません。それ全て推測の中で行われております。

下田の今回のクラスターに関しても推測の範囲で、あそこが感染源だろうとか言っているだけですので、感染した人は皆さん被害者であるというふうに私は認識しておりますので。

本町で万が一今後このようなことが起きれば、やはり私はイの一番に感染された方たちの身分をプライバシーを守るということを最優先にしていきたいと思っております。ですからこの件に関しまして、県や国に何か要望をするということは考えておりません。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 分かりました。

私も、感染者、どこのどなたただか、別にいいんですけども。ただ、私が思うに、一番繁忙期、これから早い話が稼ぎ時ですよ。そのときにそういうことがあったと、やってしまったと、それが残念でならないと。ちょっと私がその後回ったときに、その方々が営業している方々が、はらわたが煮えくり返りそうだと。何とかならないものかと。切実な、そうい

う訴えがありましたので。今は法的なものがなかなかないですよということの中で、今回の質問にいったわけですけれども。

その方々のことを思えばね、大変私も辛く、何か違う面でサポートしたいというのがあります。今後も、町長もこの間もメッセージ出しましたけれども、3密を避けて、今までの自分たちにできることしか、早い話できないんですけれどもね。手を洗い、うがいをしたり、マスクをしたり、3密を避けるように。今後もそのようにメッセージを町民の皆さんに伝えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、3番のまん延防止と重点措置適用法の宿泊、それから観光関連施設の状況、この入込数と売上、これをオーシャンパーク、また銀の湯等のこの観光施設の令和元年と、それから2年ですね。この対比等分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本県における、まん延防止等重点措置の適用を受けて、旅館等のキャンセル件数は、480件で1,550人と報告を受けております。

観光協会からは、宿泊状況では平年値の3割程度で、昨年度実績の半分程度の状況にあり、まん延防止等重点措置の適用に加え、緊急事態宣言の発出が大きな要因であること、加えて最盛期の長雨による天候不順なども重なったことが大きいと分析しているようであります。

オーシャンパークでは、8月の入込客数は24日現在で8,020人、令和2年度の同月入込客数で1万5,242人、令和元年度が1万5,678人でありましたので、単純比較には1週間程度少ない状況とはいえ、対前年比で52.6%、対元年度比では51.2%と大きな落ち込みとなりました。

銀の湯会館では、8月8日から19日まではまん延防止等重点措置の適用による時短営業としており、20日からの緊急事態宣言発出を受け休館としております。

8月の入込客数は営業日が少ないため4,600人で、令和2年度の同月入込客数は、コロナ対策のため入場者制限をかけた中でも8,833人、令和元年度では1万1,989人となっております。対前年比52.1%、令和元年比38.4%と大きく減少しております。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 大変な落ち込みということで、驚いておりますけれども。この3番をあれして、4番にこの事業者と、緊急事態宣言が出されたこの適用法ですね。事業者から雇用の維持ができない。経営が成り立っていないなどの声を聞いておりますけれども。できるだけこの事業者に必要な支援を行き渡されることが求められると思うんです。売上が減少した事業者への支援策をお聞きしたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

給付金や支援金等の支給のような直接的な支援は既に国・県で実施しておりますので、当町では費用対効果の面で1つの事業でより多くの方に効果が及ぶようにとの視点から、第3弾新型コロナウイルス対策プレミアム付商品券事業に加え、昨年も実施いたしました伊勢海老まつりに向けて、当該期間中の宿泊キャンペーンとして、小学生以上を対象に1泊5,000円の割引と、町内のみで使用可能な3,000円のクーポン券1,000人分を用意いたしました。当該事業を観光協会に委託したところであります。

まだまだ全国的にも終わりの見えない新型コロナ感染症拡大の状況にありますが、コロナ禍における経済対策並びにアフターコロナの町内経済復興に向けての万全な準備を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 国からの支援策というのは、この月次支援金でよろしいでしょうか。それと県からの支援金というのは静岡県中小企業等応援金一般枠というのがあるんですけれども。この2つでよろしいでしょうか。

○議長（谷 正君） 商工観光課長。

〔商工観光課長 大野孝行君登壇〕

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

直接その事業者さんに行くようなパターンはそれらが代表的なものになるかと思っております。それ以外にでも、かなり少し前にはなりますけれども、1人頭10万円の支給があったとかというの、ああいうものも当然のことながら支援策にはなっているというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 大体その国の月次支援金なんですけれども、これが50%以上減少していることが条件だよということでございまして、これが大変うまくできてまして、皆さんマイナス45とか48とかいうところの事業者が多いよということを知っているんですけれども。そうすると国のほうはなかなかいただけないなということになっていまして、これを40%に緩和するように、関係機関に働きかけることは可能でしょうか。いかがでしょうか。

○議長（谷 正君） 商工観光課長。

〔商工観光課長 大野孝行君登壇〕

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

その働きかけ云々はどうかかなという部分はあるんですけれども。実際に今宮田議員もお持ちの資料に県の実施しております応援金の部分でございます。こちらが売上減少割合が30%から50%以下の部分の事業者さんに、県が応援金を支出するという制度になっておりますので、そちらのほうで国の月次支援金に引かからない部分というのはフォローができていますのかかと、静岡県もそういう考えの下で実施している策だというふうに思っています。

以上です。

○議長（谷 正君） 副町長。

〔副町長 橋本元治君登壇〕

○副町長（橋本元治君） 補足でお答えをさせていただきます。

ご心配なところは議員のおっしゃるとおりだと思います。私どもで把握している部分では、商工会も含めて、大概該当する中小企業の方々、事業者の方は手を挙げてその辺の手続きはすべからく順調に進めているというふうに聞いております。議員が、どこのどなたのことをおっしゃっているのかちょっと分かりませんが、かなりの部分で、ここは国・県、先ほど町長が言いましたように、かなりの部分で手厚く対応はしているんだというふうに自分たちは理解をしております。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） ありがとうございます。

それではちょっと時間の関係で次にいきたいと思います。

2、3密を避けた上で稼ぐ力をどう確保するかということ。

この8月9日なんですけれども、伊豆新聞の一面に夏の観光直撃とありました。その中で、町営温泉の銀の湯会館は営業時間短縮ということで、酒類の販売を中止、支配人は7月は昨年よりお客さんが多かったため期待感があったが、まん延防止適用の発表から少なくなったと。また観光協会の事務局長は予約客のキャンセルが出ていると。夏の予約状況が例年の6割ほどという厳しい状況下に追い打ちをかけ非常に苦しいと。感染拡大は観光地としてイメージダウンにつながるということを述べておりました。

そこで、この町民の安心・安全の確保と、機軸産業を鑑み、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証及び新型コロナウイルス感染症予防接種証明書、いわゆるワクチンパスポート、宿泊、また観光施設、飲食店等の施設利用時に提示していただき、訪れる人も迎える側も安心して過ごせ、また対応ができる観光地を目指す提案をしたいと思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご指摘にもありますように、ワクチン接種済証などの提示を必須とすることは、町民の安心・安全に寄与する施策の一つと考えております。

一方で、ワクチン未接種の方の中にはアレルギー等により接種を回避する方もおられますので、一律に来訪者等を限定することは差別にもつながることとなり、慎重な対応が求められるのではないかと危惧いたします。

新型コロナ感染症は国の定める法定感染症であり、ご指摘の制約を伴う規制等については、まずは国からお示しをいただくことが重要と捉えております。

また、ワクチン接種済証などの提示をもって、商品・販売品の割引を実施するなどのご対応は、各事業所にてご検討いただければ幸いです。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） これですね、国からということで、この間、加藤官房長官がコメント

で、社会経済活動の回復に向けてワクチンの接種済証や、いわゆるワクチンパスポートの国内での活用の在り方を検討していく考えを示したと。新型コロナウイルス対策をめぐり、菅総理大臣は、8月25日、ワクチン接種済証明書の積極的な活用を含め、飲食店の利用、旅行、イベントなど、日常生活や社会経済活動の回復もしっかり検討すると、こう述べております。

これに関しまして官房長官が、国内で接種の事実を証明するに当たり、接種済証を用意していただくのは可能だと。いわゆるワクチンパスポートについて、現段階で海外渡航向けとして発行事務を各市町村にお願いしているが、年内を目途にデジタル化を実現できるよう、検討を急いでいるということがありましたので、町のほうも今にそういう連絡がくるかと思えます。

その上で、先ほど町長もおっしゃっていましたが、接種の強制や有無に関わる不当な差別が、扱いが、行われなことを留意しながらどのように積極的に活用していくのか、しっかり検討していきたいと、こう述べておりますので。

検討のほうですか、少しでも早くして、経済的にも皆さんが楽になるようにしていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

次に、平日宿泊旅行への振興についてお聞きします。

新型コロナウイルスの影響で当面はインバウンドに大きな期待をかけにくいことから、マーケット規模の大きい国内宿泊旅行に力を入れることが重要と思われれます。平日は週末と違い宿泊、観光施設等がすいているため、3密を防ぐことができるのではないかと考えます。

平日宿泊旅行への考えや、振興策などがありましたらお聞きしたいと思えます。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町では、現時点において、平日宿泊旅行に特化した施策というものは考えておりません。

先ほども申し述べましたが、昨年実施した伊勢海老まつりでの当該宿泊キャンペーンをご用意しているところであり、これらに関する広報媒体として、首都圏域が主な放送エリアでもありますケーブルテレビJ：COMを活用してCMの放映などを実施予定であります。

また、観光協会には、静岡県の県内観光促進キャンペーン、バイ・しずおかが再開された際には、迅速な対応が可能となるよう準備をお願いしております。

宿泊事業者においては、平日・休日の切れ目のない顧客獲得が絶対命題でありますので、

議員ご指摘のご提案などについても、関係団体・機関との連携の中で前向きに検討していくことが重要かと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） ありがとうございます。

ぜひとも、関係機関とお話合って、少しでもお客さんが来れるように、来るように、お願いしたいと思います。

次に、磯焼け対策についてお聞きします。

海洋環境の変化やウニ、魚の食害等の影響で、アワビの身がやせる、カジメ、ヒジキ等の海藻が減少している等の被害が出ていると漁業関係者からお聞きしました。沿岸漁業者の生活や、基幹の観光産業や飲食等との関連が大変深く、適切な磯焼け対策が必要ではないかと思えます。

そこでお聞きしたいのが、南伊豆沿岸地域など、この磯焼けの状況についてですけれども、藻場や海藻類の現状はどのようになっているのでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

黒潮の大蛇行などによる水温変化、湧昇流の減少による栄養塩類濃度の低下などから、全国的にも藻場が減少しております。

加えて、海藻類の生育・生産力などの低下に伴い、魚貝類の食害が生産力を上回り、藻場の再生が困難な状態にあると認識をしております。

漁協や漁業関係者からのお話を伺った中では、町内海域においても魚貝類の餌となる藻類の磯焼けなどが見受けられ、下流・大瀬・石廊崎・妻良・子浦・伊浜地区などが顕著であり、中木・入間地区は元々藻類の少ない漁場とのことではありましたが、やはり全体的に減少傾向にあるとのことでもあります。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 栄養塩類のその中に、3大栄養素として、窒素、リン、カリウム、こ

れがこの大きい3大要素となっているんですけれども、そのほかに、鉄分、微量元素なんですけれども、フルボ酸鉄というのがありまして、これは海中では発生しないんです。山の中の落ち葉の腐葉土から、このフルボ酸というのが出まして、有機物が発生して、それが土の中の鉄と結合しましてフルボ酸鉄になる。そのフルボ酸鉄というのは、普通鉄というのは酸化するんですけれども、このフルボ酸鉄というのは酸化しないんですね、これが。それが川を流れ、河口に達して、植物性プランクトンの栄養となると。このようなことが言われています。

これは、先ほど町長もおっしゃったように、栄養素、栄養塩類、これが、要するにその藻場、それから海藻の栄養にもなりますよと言うことでございます。

先ほど、町長もおっしゃっていましたが、磯焼け、おっしゃるとおりなんです。

大変なことで、私現場の方とお話したんですけれども。要するに、その磯焼けというのは、研究者はその磯焼けのことを、砂漠化って言うんですけどね。白くなって。それが磯焼けというものだよと。だけど現場、要するに漁業者、漁業関係者の方々は、カジメがなくなった時点で磯焼けであると。要するにアワビとかサザエとか、トコブシとかシッタカですか、その食べ物がなくなった時点で磯焼けだよと。要するに漁をしても物がいないわけですから、そういう研究者と現場とのギャップがあります。それはお伝え申し上げておきます。

そこで、②の魚介類の水揚げの状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

伊豆漁協・南伊豆支所での水揚量であります。令和2年度と令和元年度を比較すると、伊勢海老・マイナス0.9トン、魚類・マイナス0.04トン、アワビ・マイナス0.3トン、トコブシ・プラス0.03トン、サザエ・マイナス0.3トン、ヒジキ・マイナス0.08トン、岩ノリ等でマイナス0.01トン、フノリ・プラス0.005トンとなっており、生産者の高齢化や担い手不足による減少も一つの要因とも考えられますが、全体的に微減している状況にあります。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） 確かにおっしゃるとおりなんです。全部マイナスなんですよね。

これは、黒潮大蛇行、何年間も蛇行しているわけなんですけれども、そればかりじゃないよと

ということなんです。それは後でやりますけれども。森里海連環学、それでやります。

次にまいります。

県が指導したと言いましょいか、伊浜地区の藻場の回復状況、今は南伊豆伊浜藻場保全協議会になっていると思いますけれども、その回復状況をお伺いします。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

伊浜地区において水産多面的機能発揮対策事業を活用する中で、漁協・水産関係団体・漁業者が協力し、藻場の保全に向けた取組を実施しており、有害生物の駆除、他地区からの藻類種苗の投入など多角的に取り組まれてまいりました。

これらの成果では、湾内に、年間を通じてカジメが繁茂している状態となったものの、湾外と宇留井島に投入した幼体は、食害・高水温・波浪などから、藻場の回復は進んでおりません。

これらを踏まえ、生育の良好な湾内に育生場を整備するほか大型藻類のノコギリモクにも注目しながら、藻場の回復に向けた事業推進を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） あまり回復状況はよろしくないということですよ。

それには、いろいろな要因があるんでしょうけれども。今後も伊浜地区をはじめ、早い話が研究されると思うんですけども、今後も妻良、子浦、それから石廊崎、そして大瀬、下流の沖も、少し焼けているということでございますので、そちらのほうにも尽力していただきたいと思います。

次に、磯焼けの仕組みの解明ということで、森里海連環学の認知と感想というものを伺いしたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

森から海までの健全な生態系のつながりが、地域振興や、人々の安全で安心な暮らしにおいても極めて重要であるとの考え方、ご指摘の森里海連環学という新しい学問領域を提唱さ

れたものと認識しております。

関係する方々と連携しながら、これから見識・知識を高めつつ藻場の再生に向けて、今後
も取り組んでまいりたいと考えおります。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） そうなんですけれども。森里海連環学というのは、従来は海のことは
海の研究者、河川のことは河川の研究者、森のことは林業の研究者にと縦割りの研究に疑問
を投げかけた世界でも初めての学問。この南伊豆町ばかりではなくて、地球的規模で磯焼け
が発生しております。

陸に森がなければ、海の森、海藻も消滅する。そういう因果関係を科学的により説明した
学問ということが言える。持続可能な観点からも、南伊豆の政策もこの森里海連環学の考え
に沿った、政策が今後求められるのではないかと考えております。

その中で、ちょっと時間がないんですけれども、お知らせがあるんですけれども。近年、
河川と沿岸海域の泥化が懸念されていると。これはこの海連環学の中にあるんですけれども、
ダムのために海への土砂供給が減少していると。このことによって、雨が降るとダム湖にた
まった土砂のうち、50マイクロメートル、要するに1,000分の1、これで言うと200分の1か
な、1ミリの微粒子ですね。これが河川へ流れ出し、川底や海底にたまるというんですよ。

それでこの水流の澱濁した浮泥の影響で、水中の小さい粒子、土の粒子が魚とか貝類のえ
らに入り込んで炎症を引き起こすと。濃度が高いと殺傷する事例も報告されている。この微
細粒子なんですけれども、海藻の孢子、要するに海藻が種じゃないんですけれども、簡単
に言えばたんぼぼの種が空中に飛ぶように、海中で種と言いましょかね、その粒子が、種が動
くんですけれども。その種が、海底に沈んで定着するときに、泥の膜があると定着できない
ということが報告されています。

またそれだけじゃないんです。アワビとかサザエとか、卵とか精子を出して、要するに海
中で、巻貝の浮遊幼生って言うんですか。その浮遊幼生も定着しづらいと、非常に定着しづ
らいとすることが分かっておりますので。先ほど町長言われた、山と川と里と海と一つの考
えですかね。今までは縦割りだったけれども、一つの考えをもって今後もっていかないと、
後々、最後は海ですから、海になりますので、そのことを考えて進んでいただきたいと思
います。

ちょっと、時間がないものですから、次に、町民への理解と広報活動についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

森里海連環学という新たな学問領域は、自然科学を含めた多岐に渡る分野であり、持続的で健全な国土環境を保全・再生するための具体的な方策を提案することを目指しているものと認識をしております。

現状においては、これらに関連する個々の既存事業の中で、日々適切なる管理体制など町民の皆様にお願ひし、ご理解を求めていますので、現時点で本学に対する広報活動などは考えておりません。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） この森里海連環学の本というものも出ていますので、できれば図書館とかに置いてもらえると有難いなと思います。これはあくまでも私の意見ですけれども、よろしくお願ひします。

最後になりました。

磯焼けに対する調査依頼ですか。これについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

潮流の蛇行、環境変化による高水温、食害などとした要因が主なものとされており、これら現象は広範囲にわたるものとなっております。

本町独自で調査を行うことは考えておりませんが、静岡県・水産海洋技術研究所伊豆分場などが実態調査などを実施しておりますので、これらの調査結果に注視し、関係する諸団体・機関とともに連携を図りながら、磯焼け解消に向けた取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 宮田議員。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） ありがとうございます。

今後も、磯焼け、町長も貝類好きかと思えますけれども。大体の方は皆さん好きかと思うんですけれども。観光業等々に大変、地元の食材を使っていただきたいものですから。

また、その沿岸漁業、これの活性化にも必ずや、藻場が回復すると漁業関係者も大変喜ぶかと思えます。また、生活も少しは楽になるんじゃないかと思えますので、ぜひ調査して藻場の回復のほうに尽力していただきたいと思えます。

以上を持ちまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（谷 正君） 宮田和彦君の質問を終わります。

ここで2時10分まで休憩とします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時10分

○議長（谷 正君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（谷 正君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） それでは、私は南伊豆町の住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

質問の項目は、新型コロナ対策、それにゴミ処理広域計画、3つ目に森林整備計画であります。

この質問通告は8月19日に締切られましたが、翌8月20日から9月12日まで、2度目の緊急事態宣言が出されて、今ただ中であります。

第1番目の質問は、新型コロナ禍における住民の営業、生活、教育支援について、町長の

認識を問うものであります。

①として、静岡県のみん延防止等重点措置に続き、8月20日から9月12日まで2度目の非常事態宣言が発出されましたが、町長は昨年からのコロナの経過を踏まえて、政治的にも現時的にも、どのようにこうした問題を認識しているのか、この点をまずお答えしていただきたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

直近の状況では、感染力が極めて強いデルタ株に置きかわり、若年層への急速な感染拡大やワクチン接種が終わっていない成人の重症化が懸念されております。

社会経済活動を継続しながら爆発的な感染拡大を抑止するには、全国的なワクチン接種の円滑化・加速化をはじめ、飲食機会等での対策の徹底・人流の抑制、検査・サーベイランスの強化、医療提供体制等の一層の確保が必要であると思料いたします。

本町における感染者の動向では、昨年度は7人中6人が高齢者であったのに対し、今年度は高齢者の感染者は少なく、ワクチンを先行接種した高齢者には十分な効果があったと推測されることから、未接種の方々への情報提供や、接種勧奨を積極的に推進してまいります。

次に、経済対策であります。消費喚起や事業者支援対策として、国・県においては特別定額給付金（一人10万円支給）や、中小企業等応援金などの施策を実施しており、当町においては行政報告の中でも申し述べさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした新型コロナウイルス対策プレミアム付商品券事業を2回実施し、その経済的効果は約3億円規模と推測され、現在は第3弾を販売中であります。

昨年から続く新型コロナウイルス感染症の拡大に加え、今夏の最盛期の天候不良などから海水浴客数は昨年度の半分程度に落ち込み、基幹産業である観光産業の低迷から町内経済の冷え込みは今後も継続することが予測されますので、伊勢海老まつりに向けた誘客事業など、今後のできる限りの対策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） この通告を出した頃、千葉県ではコロナ感染をしたご婦人妊婦が自宅出産をして産まれた子供が亡くなりました。そのほかに、自宅療養を強いられて自宅で亡

くなる人が相次ぎました。今でも自宅療養者は2万人弱、1万6,000人強おります。明らかに医療が崩壊をしていると。

前回、この場に立ったのは6月議会で、その時点ではいわゆるワクチン接種への対応の問題が出ましたが、その時点では誰もが、いわゆる政府が言うオリンピックの前にワクチン接種が進めば、感染者数が落ち着いて、世の中の動向ももう少し静まってくるのではないかと。一方で国民の中には、オリンピックをやったら感染爆発が起きて大変なことになると。オリンピックよりも国民の命を重視すべきだと。政府の分科会は元より、いわゆる市中の医師、病院などからもそういう声が出ておりました。

しかし、それに政府は耳を貸さないで、首相以下オリンピックを進めてきた。そのオリンピックの直後から、いわゆる感染爆発が起きて、静岡県でも非常事態宣言を出さざるを得ない状態で、首都圏では自宅療養者が増えてくる。こういう事態に陥ってきたわけですが、町長から、いわゆる国の施策について、厳しい意見を言うのは大変かと思いますが、現時点、そういう状況にあって今に至っているということについては、改めてどのように感じますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

南伊豆町としては、確かに国のほうの施策が大変有難い面も多々あります。その逆に南伊豆町に合っていない対策というのにもたくさんあったのかなと思います。当町は個人、それから家賃があまりないというようなこともありますので、事業者的に困っているという内容が若干、東京、首都圏とは違うのかなというところです。

私も商工会と連携した中で、どのような事業者がどのように困っているか、それから生活困窮者が昨年から高齢者で仕事がなくなった、生活困窮しているということですが、小口資金等のお話もさせてもらいましたけれども、やはり小口資金という、お金を借りるということに対して高齢者は抵抗がありますものですから、やはり利活用してくれないということもございましたので、もう昨年常にか何かあったら相談をしてくださいということ呼びかけたんですけれども、相談される方もいればいなかったということで、あまり個人個人の大変なところというのは、正直言って全ては把握しておりません。

しかしながら、今まで国のほうでやってきた施策の中で、南伊豆町も地方創生臨時交付金を含めた中で、4億5,000万円以上のお金をいただいていますので、その点も含めた中で、

国・県から多くの支えをいただいたなというところですので、今のところ倒産ですとか、そのような生活に行き詰っているというところは今のところ私のところには耳に入っていないので、今後とも何か必要があれば、県には当然訴えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 菅首相は8月25日の会見で、明かりははっきりと見え始めているということを言いました。こういう楽観論、また危機を乗り越えるのは自分の責任だと言って、これを進めていく、責任は認めないで反省も特にしないと。

コロナ対策はうまくいっているのかという質問に対しては、いわゆる欧米と比べて死者の数が少ないからこれは明らかではないかと言って、医療が崩壊して救えるはずの命が救えない、自宅療養者が苦しみながら亡くなっている状況に心寄せられない。まさに鉄面皮という、そういう怒りが渦巻いてきました。

今その先頭に立っている首相は、内閣含めて6月に国会を打ち切って、今予備費の活用だけで、その裁量だけで、野党が国会を開いて、いわゆる在宅療養にしても野戦病院等々にしても準備をすべきだという声に国会を開かないと、対応しない、憲法53条にも反する行動をしてきたと。

その結果が9月3日に、いわゆるコロナ対策の先頭に立っている首相が、自民党の総裁選挙に出ないと。これは様々な論評がありますけれども、これほどおかしなことがあるのかと。その後、降ってわいて起こっている現象というのが、同じ与党の中で権力争いで、いわゆる自宅療養だ何だで苦しんでいる、その方々のために国会を開いてこれを何とかしようという声ではなくて、数合わせの権力争いが繰り広げられている。

ここは国民の大きな批判、声に、首相が出馬表明ができない、退陣をさせられる。国民の声に引きずり降ろされたという、そういう構図が全く見えない、反省がないということ、我々はしっかりと見ていかなければならないし、やっぱり末端でいろいろな状況がまだゆるいことはあるかもしれないけれども、経済的にも困窮している人はたくさんおります。

国から1億5,000万円きても、本来の稼ぎがあればそれにとどまりません。町内全体で言えば。なぜかと言うと、これほど国民の声が大きいのは、いわゆる欧米では法律的にロックダウンをするけれども、いわゆる従業員の給料、企業に対しても支援をする。100%または

8割方給料が保障されている。だからロックダウンむしろ歓迎する。それに従う。そういう構図があるけれども、日本の場合は持続化給付金を1回しかやっておりません。

まん延防止の問題で、協力金等々が給付金がありますけれども、それではとても足りない。まして、この観光で成り立つところというのは季節的な変動がある。あるときにたくさん収入を得て頑張っている。そういうものには到底当たらない。

改めて、6月にも言いましたが、持続化給付金を、2度目の給付金を速やかにこれをやる。こうした声を上げていくことが必要ではないか。

今の状態では、誰が首相になるかどうかは別にしても、国会を開いて国民のためのいわゆる支援をするということが、このままだと首班指名をする臨時国会をやったらまたそれで解散するとか、衆議院の任期を決めて議論するのは年明け、こんなことはあってはならないことで、いわゆる速やかに国民、住民の生活経済を守るために、持続化給付金の支給を強く要求すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、町としてでき得る限りの対策を講じていく所存ではありますが、財政的な課題も懸念されるところであります。賀茂地区、町長会、静岡県、全国町村会などを通じて、政府に2度目の持続化給付金は元より、様々な支援策の実施を強く要請していきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ぜひ、この質問②のところにも、もちろんですが、しっかりと声を上げていただきたいと。こういう状態があるということで、強い要求を上げていただき、あらゆる分野、賀茂地区広域協議会等々もやられているようですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

③の飲食、酒販、宿泊等関連施設の自営業等者、係る自営業者全てなんですが、特に酒販の業者、飲食店の業者は、このいわゆるターゲットにされて名指しでやられてきたわけですよ。そうした点では、精神的な圧迫もかなりあると思うんですね。こうしたところを改めて、アンケート等とも含めて救済策を、これは私町がやれとかと言っているあれじゃないん

ですよ。やはり汲み上げていく責任があると思うし、それを政府に対して代弁をすべきだというふうに思いますが。この特に上げた業種に関しては、改めてどのように思いますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

給付金・支援金などの直接的な支援については、十分とは言えないまでも、既に国・県で実施しております。

当町では、先ほど申し上げた第3弾新型コロナウイルス対策プレミアム付商品券事業などをもって町内の消費喚起を促し、9月20日から始まる伊勢海老まつりでも、昨年に引き続いて誘客拡大に努めることで、各小売事業者・飲食店・宿泊事業者を支援してまいります。

全国的にも、いまだ収束の見えない新型コロナ感染症拡大の状況にありますが、国・県と一体となり、可能な限り対策を講じていくとともに、アフターコロナを見据えた町内経済の復興に向けた準備を、着実に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） ぜひ、先ほどの答弁にありました持続化給付金を含めて、自営業者の声を上げていただきたいと。

4つ目ですけれども、これは子供たちのところです。

夏休みがありましたけれども、その前から各種行事や施設が利用できない中で、教育の機会・教育環境、保障をどう考えているかということではありますが。

緊急事態宣言というものが出されて、これは制約があることは当然であります。

同時に、そうした中、夏休みも含めて、これが流れている中で、子供たちの中での変化、どういうふうに捉えて、そして、このコロナの状況が、また、完全に収まるのではなく、冬休み、正月休みも引き続いてある。春まで続くような見通しがあった場合に、いわゆる子供たちのメンタルの面、各学年や区切りにもいろいろよるでしょうし、そうした面を、どういうフォローをされる検討をされているか。そうした点があれば、ご答弁いただきたいなど。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まん延防止等重点措置の適用、緊急事態宣言の発出時期が、小・中学校夏季休業中でありましたので、中学校の部活動は自粛、補講については中止といたしました。

また、緊急事態宣言は9月12日までとされる中、2学期の対応など臨時校長会で協議し、町内の新型コロナ感染状況、マスクの着用、手指消毒や、密を避けるなどの感染対策が適切に履行されていることなどを踏まえ、8月26日から始業させていただきました。

感染症対策上、学校生活においても制限せざるを得ない活動などもありますが、運動会など各種行事、修学旅行を含む校外学習などは、子供たちの豊かな心を育てる教育には極めて重要と考えております。

また、児童生徒はコロナ禍の状況で何ができるかを自らが考え、保護者も安心できる環境を準備することで、コロナ禍以前に近い活動ができるよう取り組んでいくと伺っておりますので、町でしっかり支援をしてまいりたいと考えております。

宣言下にある現状においては、体育館、グラウンドの貸出しは中止せざるを得ませんが、日頃から健康増進等で利用されている町民の方々には大変ご迷惑をおかけしております。

一刻も早い緊急事態宣言の解除を祈念しつつ、町民の皆様安心してご利用いただけるよう感染症対策に万全を期して再開準備を進めてまいりますので、今しばらくご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

○11番（横嶋隆二君） 教育長、この点で何かコメントあれば。

○議長（谷 正君） 教育長。

〔教育長 佐野 薫君登壇〕

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

今、町長の答弁にもありましたように、私ども、とにかく宣言下で学校を開くということについては、本当に安全の担保というものが得られないものですから、非常に難しい判断をしました。

当然、近隣の市町、あるいは県内の動向もにらみながらということですが、南伊豆町として、どれだけの対策ができるのかということも、もう一度全て見直し、それからやっぱりデルタ株というのが感染力が非常に強いものですから、以前と違えたところは、とにかく家族内に誰か具合の悪い人がいたら休んでもらおうと。これまでそれはなかったんですね。本人が調子よければ、熱が出ていなければ学校で預かろうという形だったんですけれども、

今はそれはちょっと無理だろうと。とにかく、下の子でも幼稚園に行っている子供が、こども園に行っている子供が、ちょっと鼻水垂れていたら、これはお兄ちゃん、お姉ちゃんも学校を休もうというような体制。学校に来たらこれまで以上の手指消毒やら、机、椅子、触るところの消毒、これ全てやっております。

ただ、国も県もそろって学びを止めないという施策を出していますので、それに沿っては何かしているかと言うと、与えられた1人1台パソコン、これにソフトを入れて、まだ家庭のほうに持ち帰ると言うことが、アカウントを入れていないもんですから、ちょっと無理なんですね。ですが、オフラインでの使用は可能なもんですから、今それを整備している最中です。

したがって、そうなれば学びが止まらないよと。これまで以上の学びを、ひょっとしたらこの厳しい時期ですけれども、できるのではないかという期待感を持ちながら、今、日々送っているところです。

行事につきましては、さっき町長から話ありましたけれども、やはり子供たちの心が閉じます。中止というのは。なので中止という選択は、一番最後にすることとして、取りあえず縮小、縮小ができなければ延期、そしてどうにも安全の担保ができないよというときに、初めて中止というような施策を取っております。

以上でございます。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 小学校のほう、中学年以上にも1人1台パソコン、その通知が回っているようですけれども、受験期の中学生なんかは特に、精神的にも大変でしょうし、その自宅学習ができたり、あるいは通信ができることも含めて、いわゆるメンタルの点も言われましたんで、ぜひフォローをお願いしたいというふうに思います。

2番目のごみ処理広域化計画と賀茂地域広域連携会議についてであります。

議会に配られた3月15日付の賀茂広域連携会議の資料ナンバー13に、伊豆新聞での下田市清掃センターに新設等々の記事が載って、賀茂広域連携会議の資料が後につけられております。

今回の質問の観点は、広域連携会議、いわゆる南伊豆町がテーブルに乗ったごみ焼却施設は、南伊豆、下田、西伊豆、松崎、1市3町でありますけれども、これが広域会議の議題にも上がったということで、どういう経過でどのような議論がされているのか、まずお答えし

ていただけますか。県がどのような形でこうした問題に関わる、あるいは高い知見からご指導されているのかという、そういうことを質問させていただきたいと思います。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

賀茂地域広域連携会議では、直近の7月13日に会議が招集され意見交換の1つとしてごみ処理対策が協議されました。

この場においては、下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町によるごみ処理の広域化の進捗状況が報告され、令和2年度末に焼却方式の選択、焼却施設の共同設置の方向性について1市3町での意思統一が確認されました。

冒頭、この1市3町協議の事務局である下田市からは、共同設置を検討している場所に持ち込まれるごみの量については、SDGsの観点から削減を事前に話し合っておきたいとする提言もありました。

環境省では、平成31年3月に持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について発布しており、これをもって、各都道府県は市町と連携して、令和3年度中にごみ処理の広域化計画を策定することとなります。

広域化に関しても当然この中で取り上げられ、計画の一部となるわけではありますが、静岡県側からは、人口減少と計画焼却場の処理能力適正規模の整合性について再検討してほしい旨の提言がありました。

これに対して市町側からは、観光地である賀茂地域では、繁忙期のごみ排出量が、居住する住民排出の年間平均の倍を超えてしまうことを配慮してほしいという申し出をいたしました。

この他に、1市3町と東賀の連携についても県側から打診がありましたが、この件に関しては、賀茂地域の地勢上、別々で考えていくとする方向性に変わりはないとのことでありました。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今、町長は、平成31年3月に環境省で策定した持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化についてを基にということをご

答弁されましたが、これについて町長は、今の計画はそれに全て基って行われているか、そういう認識をお答えしていただけますか。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

〔生活環境課長 高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

担当レベルで、今県のほうと、その広域化計画について協議をしておりますので、私のほうからお答えいたしたいと思います。

今現在、令和3年度中に、その計画の素案が上がってきまして、それを今協議している段階です。県の広域化計画、広域化のマスタープランになりますけれども、そちらの今素案ができて、今年度中にパブリックコメントが開かれて策定がされるものという形になっております。

ただ今1回、最初の素案が上がってきたのはこの6月頃になりますので、それを今現在協議している段階になります。

以上でございます。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今、課長が事務レベルのことを答えましたが、これは県は先ほど言った環境省の持続可能な適正処理の集約化についてどのような事務レベルの会議には出ていますか。あるいはそういう事務レベルの会議で、いわゆる示唆的なことはされておりますか。環境省の指針に基づいた。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

〔生活環境課長 高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

後ほど、答弁にも出てきますけれども、今のマスタープランについては、賀茂地区の県下5ブロックに分けて広域化をしていくという形で素案が上がっております。これ策定がされていませので、今協議中ですので、その点について今協議している段階になります。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 町長、なぜそれを言うかという、同僚議員が質問した中に、この

問題も出てきますが、環境省のこの一般廃棄物の持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化についての中での広域化集約化の必要性の中では、5点上げているんですね。

先ほども出ていましたけれども、改めて言いますと、全部言っていると長くなるので、2つ目の気候変動対策の推進の中の抜粋ですけれども。廃棄物分野においても温室効果ガスの削減に配慮することが極めて重要。電気や熱として廃棄物エネルギーを効率的に回収し、地域のエネルギーセンターとして、周辺施設等にエネルギーを供給するほか、廃棄物の排出から収集、運搬、中間処理、最終処分に至るまでの一連の工程において廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減に努め、そのほか3番目の廃棄物の資源化、バイオマスの利用とか災害対策の強化ってありますけれども、その前に、排出物の搬出から、収集、運搬、中間処理、この時点で、事務レベルも課長も含めて、議会に提出した資料のコンサルタントの資料は、これが、こうした観点で踏まえられていますか。

環境省の一般廃棄物の指針に関して、持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化についての中で、気候変動対策の推進の項目があるわけです。南もそうですけれども、下田の現在のセンターに、西伊豆、松崎から来る、いわゆる排出から、出た町のを遠く20キロも持ってくることも、温室効果ガス排出の観点の積算に入っ、コスト計算がされているのを議会に出したのかということ。出してないんだけど。それは答えてないですよ。

○議長（谷 正君） 生活環境課長。

〔生活環境課長 高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

議員がおっしゃられているのは、6パターンで、町独自でやった比較したパターンの計画の中には、その排出量に関しては計算はされておられません。あれに関しては財政面だけ見た支援業務となります。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） これは何でかということ、3月の全員協でちょっと説明されて、いわゆる議決でもなんでも多数決で確認したようだけれども、委員会も何もやっていないんですよ。材料も何もなし。

それで、環境省の指針は、今言ったようなことがあって、いわゆるコンサルタントの、こっちの水は甘いよ、こちらは辛いよっていうぐらいの程度の積算ですよ。こっちが安いとか何とかで。

そういうだまぐらかしみたいなのが、あるいは前提になって広域会議の、これ広域会議って、後で聞きますけれども、資料に、あたかも議会、全部の議会がね、同意をしてこれは組上になったと。そうやって広域会議では言うけれども、少なくとも、県の広域会議の構成を見ると、すごいお歴々の方々が目を光らせて見ていて、1市5町の1市4町の議員、議決機関でもないんだけど、ないんだと思うんですけどもね。議会よりも頻繁に会合をやられていて、それでこういう問題も挙げられるんですけども。

何で、いわゆる環境省の、同僚議員も指摘したこういう単なる広域化ではなくて5つの項目である。まして、国際的には、収集、運搬というか、運送も含めた、CO₂の排出の問題と削減の問題というのは、一体になって、いろいろやられているわけですよ。それが、県の優秀な方々が出てきて、副知事経験者も出てきて、県議会の議員さんもおられるところで、ぜひこうしたことは、やっぱりやられないと、おかしいんじゃないかと思うんですけども。町長は疑問に思いませんか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

確かに西伊豆、松崎、南伊豆から運んで行くということに対して、やはりその車、運搬する車のことを言われますと、そうなのかなというふうに思いますけれども、これはリユース、リデュース、リサイクルですか、3Rの問題でもそうですけれども、リサイクルするためにいろいろ分別収集とかしているんですけども、リサイクルするためには焼却して処分するよりもよっぽどお金がかかったりするわけじゃないですか。そのために電気を使ったり、いろいろな新たな資源とか原料が必要になったりとかですね。

なかなかその辺のところは私たちもちょっと整合性という意味では納得できない部分もございますけれども、これはもうまずは各市町の施設を集約するというのが、人口減少に向かって施設を集約するというのが今大前提であります。

そして、もう何度も答弁させてもらったとおり、本町では、1市3町でやるのか、それとも最後の最後まで単独で処理をするのかということを検討してきた結果、やはり数十億という財政的な、金額的に差が出たということは、やっぱり町民の皆様にご説明するのに、その数

十億違うのになぜそのような取組をしないんだという説明ができないので、やはり財政的に未来に負担をかけたくないという思いからこちらの道を選択したということですので、議員おっしゃることも十分理解できますけれども、この辺のところは理解をいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 果たして、まともな検討をして本当に積算が数十億なのか。業界主導の中で、専門的な知識がない中で、それが押し切れようとしているのか。日本のいわゆる産業構造の中ではそれこそ前にしっかりと目を覚まして取り組まなければいけない点があります。

しかも、私が強く言うのは、この議会の質問でも様々な地域の気候現象がありますけれども、海、山のあれが出ていますけれども、国連のIPCC気候変動に関する政府間パネルでは、2030年までに大気中の温暖効果ガス、その大半はCO₂の排出を2010年比で45%削減し、50年までに実質ゼロを達成できないと、世界の平均気温の上昇を、産業革命前に比して1.5℃までに抑え込むことができないことを明らかにしたと。

今夏の夏の長雨だけではなくて、地球上では、アメリカの山火事、去年はオーストラリアでもありましたけれども、毎年起こる水害の問題、ヨーロッパでも大水害が起きている。こうしたものも気候変動だと言われている。

これが、今の状態では1.5℃を守れないと。そうした場合に、いわゆるプラネタリー・バウンダリーと言って、各システムが人類の望まない、異なる状態に急変し得る生物物理学的限界をプラネタリー・バウンダリー、いわゆる元に戻らない状態にまで地球が暴れだしちゃうという状態。だもんで、全国地球上でCO₂削減の問題がやられているけれども、いわゆる日本はそれが甘いと。

世界自然保護基金ジャパンWWFは、日本の中での脱炭素列島というのを、これページ、ウェブサイトでも出ていますけれども、脱炭素で取組をしている都道府県、していない県がFランクで一番下です。残念ながら我が静岡県がこのFランクです。

だからこういう広域会議も含めて、示唆的な提言もないで、ただ4つ集めてやろうというぐらいのことしか出ないのかなと。静岡県には大企業がたくさんあって、東部にも製紙を始めとしてあります。

でも、もうそれぞれの問題ではなくて、全て人類も含めた、が乗った地球の環境問題を、コストを含めて考えていかなければならないという時代はとっくに過ぎていて、先ほど出たSDGsの問題も、その問題で単なるキャンペーンの域を超えている。ところが実務的には静岡県はこういう段階だと。

今焼却施設を作ったら、30年、40年同じことを燃やしていくわけです。6月の定例会では、6月4日の国会で、プラスチック資源化法案の問題を、プラスチック資源循環促進法の問題が出ました。出しました。これに踏まえてどうか。これは進んで、いわゆる業界では、もう脱炭素というのは脱プラスチックでやらないと、マイクロプラスチックの問題も含めて、環境汚染も止まらない、温暖化も止まらなないと。

こういう観点で、脱プラが進めば、今南伊豆町は、広域連携のごみ処理施設の対応とは別に、900万円の予算で、ごみの分別種類、調査を行っておりますけれども。もっとそれが、内容的にも圧縮されれば、燃やさない方向、三豊で見てきたような在り方も、もっと技術的には可能になってくるというふうに、思うわけではありますが。改めて、こうした点を指摘して、町長がもし考えがあれば、ご答弁をいただけますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

静岡県では今後の人口減少や3Rの推進に伴うごみ減量を踏まえ、持続可能な廃棄物処理を実施していくため、複数の市町が共同して、広域的に廃棄物を処理するための、施設整備が一層重要になるとし、国のごみ処理施設の広域化及び集約化の方針に基づき、県内を4ブロックに区分けした上で、ごみ処理の広域化を進めていく、一般廃棄物処理広域化マスタープランを今年度中に策定する予定と伺っております。

また、本年6月に公布されたプラスチック資源循環促進法に関する静岡県条例等の制定に向けては、静岡県くらし環境部環境局廃棄物リサイクル課に確認したところ、詳細が明らかになっていないため、現時点において予定がないとの回答でありました。

ご指摘の内容等については、今年度中に策定を予定している南伊豆町ごみ減量化推進ロードマップや、1市3町で進める広域ごみ処理事業の中で、プラスチック資源の循環に関して、この圏域において、やるべきこと、やれることを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 今、延べてきたことは、ウェブサイトにも載っていますので、ぜひご参考になされて、いわゆる首長会議、広域連携会議でも、この状態では意見とか議論する、あるいは議会とは違うわけですから、くれぐれも決定機関ではないんだけど、しっかりと意見は言っていただきたいと。いわゆる県のご高説を受ければと。

ただ、広域会議について、町長はどのように臨んでおられるのか。これは、3月15日の資料では、首長アンケートの結果というのは、これは議員配付の資料でウェブにも載っていますが、要約したものは、これ例えば隣の市では、市長の、現状のままでは行政運営は困難に、市長の市町の連携は不可欠、何かなくなって間もなく、これいわゆる選挙でなった人にとって失礼かもしれないけれども、いわゆる自治に対する矜持があまりに希薄じゃないかと。もう隣の市長、今後の任期も10月に迎えるか、11月ですか。1市5町の合併が必要。まずは西、東、南の2団体ごとの合併、こういうことが出てくる。

少子化の問題等々は、誰しも長い文章では出てくるんですが、あまりにも、いわゆる自治に対する矜持が、いわゆるモチベーションが低すぎる。自分の町がこうしていくとかね。国家はああだけど、この地域はっていう。日本は人口減少しているけれども、何でそれを覆して、いわゆるしっかりとした人口が増えていく取組をしていく。そういうことを国・県に対しても切り入ってやっていく。そういう矜持がないのかと。沈んでいくものを容認しているとしか言えないんですね。広域会議で。

じゃ、県もこういう地域で、どういうふうはこの地域をやっていくかという示唆が全くない。広域でやって、集めて、一緒くたにするぐらいの考えしかないのかと。あまりに情けない。

首相が、ああいう状態だから、アフガニスタンで自衛隊機が4機飛んでいったけれども、大使館員の方々が、日本人は8月17日にも避難している。関係してくれたJICAとか等々の協力、現地の人も含め500人は取り残されている。今の日本の政府はそういう状況です。

いわゆるこの国をどうしていこうというんじゃなくて、権力を握るかどうかに、これに血道を上げている。そういうところに国家の展望が示せることはないと思います。

ジェンダーの問題で、これほど遅れている国はありません。先進国だなんていうのはもう遠に昔の話で、その指標で言うと、これは3月の定例会、あるいは去年も言っていますけれども、世界中で120番目です。オリンピック・パラリンピックなんかやったとしても、その前にジェンダーの問題でどれだけ要職者が辞めたか。また、それにつけた背景というのは、

こうした観点がない。

そうしたところで、SDGs含めて、いわゆる人口を増やしていこう、この国を国民のところから活性化していこうなんていうことが、本当にあったら、国民の声に寄せた政治ができる。先進国で自宅で療養と言って亡くなっている人がいるところありません。

広域連携会議であれば、広域でやれること。それとやらなければならない、広域になじむものっていうのはあると思います。それとは別に譲れない自治に属するもの。いわゆる賀茂であったって住民、あるいは生活環境や成り立ちから言って、ここは守らなきゃいけない。教育も含めて、そうした点が合併から南伊豆町を守ってきたから今のスタンスがあって、財政的にも無謀なことをやっていない。こうしたところをしっかりと守る。あえて広域連携会議にもう一つ言えば、この地域をどうしていくかという点では、所得を上げていく、生産、製造、こうした観点が非常に希薄化、欠落している。展望ないんですよ。ここに住んでいる人しか、そうしたものをやっていくことはできないですよ。お歴々の方々はどこに住んでいるか分かりませんが、ここで先祖代々大変な中で、陸路が閉ざされる中で生活してきた。こうした矜持をしっかりと守ってきたのが南伊豆が単独でやってきた流れです。

私はこの町が、教育や子育ての問題で、手厚くやってきて、子供たちが今戻りつつある大変な中でも、それはもっと広げることができるし、この町の生産、生業をつくっていくことは可能だというふうに考えているし、まして伊豆縦貫道がその先にもう見えてきていけばなおさらのことなんで。近隣に頼らないで、しっかりとスタンスを自治でやるべきことはしっかりと守る矜持、これは堅持する。このことをすべきだと。

ごみ処理場に関しては7月、町内に下田市と一緒に焼却施設で最終処分場まで造るなんていう提案があったチラシが新聞配付されましたけれども、まさにこうした観点からいったら噴飯もので、やはり時代を先を見て、特に脱炭素と地球温暖化の問題では、神経とがらせてこうした対応をすべきだというふうに思いますが、町長いかが。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

まずは、賀茂広域連携の中で近隣の首長さんが発言されたという合併についての件ですけれども、賀茂広域連携会議は県のほうからの様々な報告事項の中で、各首長がその市町にあった意見を言うということで、ときにはフリーで言いたいことを言うという場面もございます。その中で、お二人の方が合併しなくてはいけないという発言をしたということで大変申

し訳ございませんけれども、私は記憶が、ついこないだのことですけれども記憶がないんですけれども、それぐらい私は、それを真剣に捉えていないというふうに受け取ってください。自由にその方々が言ったということは、個人の意見ですので、それが県の補完の下、合併に進むとか、それから今、それ以外のところで、合併をしようかと、広域合併をしようかという話は何一つ出ていないものですから、個人が勝手に言ったということをまず言わせていただきます。

それから、ごみ処理、これからですけれども、賀茂広域連携の中でごみ処理についても、県のほうからは、こうしなさい、ああしなさいということは1回もないです。これについてどう考えとか、これはどうなんだというところには、今の現状では1市3町の形では下田市が事務局として動いていますので、下田市の提案、それからコンサルのほうからの報告等、それでいいのかという、県のほうからはそのような程度しかないというふうに私は認識しております。

私たちも、実際に数字というのが、分かりません。ですからコンサルからの提案が全てということですので、町で何か公共施設を建設したり工事をしたりするのにも、設計のほうで出された金額を信用して入札をするわけですので、今のところコンサルのほうから出された内容というのを信用するしかないです。

そして、できたものは、できるものは今までと違って、脱炭素、CO₂削減に大きく寄与する施設ができるというふうに、私はそのように認識しております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 残りの質問があるので、次にいきますが、ぜひ、提供した材料に関しては、ご精査した上で、この議会ももちろん委員会やらないとおかしいと思うんですが、そうした点で、取り組んでいただきたい。担当のほうもよろしく願います。

次の質問は、森林計画の問題であります。

森林整備計画と大径広葉樹の位置づけということでありましたけれども、森林改良と災害予防の上で、大径木広葉樹対応はかかせないが、どう見通しているか。伐採活用と今後の展望を持つことが必要と思うがどう考えているかということでもありますけれども。

今年の6月15日に、林野庁が森林の整備及び保全の目標、伐採立木材積等の各種計画量、施業の基準等を示す全国森林計画の変更が閣議決定をされた。これに基づいて、期間が平

成31年4月から令和16年3月の15年間を計画すると、期間だが、その中身を変更したということで、この追加されたものが、木材と生産機能維持増進森林における再生林の促進、林地の保全に留意した適切な伐採、搬出の確保、走行車両の大型化や豪雨の増加傾向等々踏まえた林道整備等々ありますけれども、この間、いわゆる豪雨災害等々で大径木の倒木等々があります。

元より、南伊豆町の森林の8割が薪炭生産から取り残された、放置された、素立ち林で、50年、60年たっていて、もうこれ活用に対しては使い道はなかなかないと。そのままチップにして放置するか、発電に利用するかということではありますが。計画のめど等々に関しては、指摘した項目について、どのように考えているか、ご答弁いただけますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町の特色として全面積109.94キロ平方メートルの約8割を森林が占めており、この森林の更に8割が広葉樹であり、約2割が人工林針葉樹であります。

過去には薪炭生産が盛んな時代もあり、広葉樹の更新も進んでおりましたが、薪炭生産の衰退とともに広葉樹の伐採が成されず、現在までに伐期を過ぎた森林が多く、大径広葉樹が多く存在する状態にあります。

ご指摘の通り、伐期を過ぎた大径広葉樹は、森林の機能低下や倒木による被害等も想定されることから、整備を進める必要性を認識しております。

広葉樹については、主に水源涵養機能維持増進森林3,438.43ヘクタール、山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林1,056.67ヘクタールとなっており、南伊豆町森林整備計画では、森林整備・保全の考え方は明示されておりますので、林家や、林業事業者等と協力しながら、適切な森林整備に向けた具体的な方法や枠組みについて、継続して検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

○11番（横嶋隆二君） 担当のところで、どのように進めていくか。

○議長（谷 正君） 地域整備課長。

〔地域整備課長 飯田満寿雄君登壇〕

○地域整備課長（飯田満寿雄君） お答えいたします。

静岡県 of 森林整備計画、こちらのほうがまた改訂になります。

それに合わせて、うちのほうの森林計画を今年度中に策定する予定となっております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） これ、過疎計画にも林業の分野で乗っていますけれども、バイオマス対応を含めてありますけれども。

これを、先の話ですけれども、まずこれに対する補助をしっかりと載せるように計画上進言してほしいということ。それとその後の森の形ですね。こうしたものについて考えはあるかご答弁していただけますか。

○議長（谷 正君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

広葉樹は針葉樹に比べて比重が高く、バイオマスガスの効率的発生には都合がよいとされており、以前から木材バイオマス発電の原料として着目されてきたところでもあります。

一方で、針葉樹に比べ樹形が複雑な広葉樹の伐採においては、林業機械による施業が難しく、また大径木が多いことなどからも搬出も容易でないことなど、森林経営計画に基づく、広葉樹伐採の施業実績は県内で1例もないと伺っております。

国の補助制度においては、森林経営計画を作成していれば、広葉樹主体の施業も対象となり得ることから、環境整備を推進することで、本来森林が有する保水、涵養機能の維持・向上を図り、有害獣対策等においても極めて効果的であるとされておりますので、静岡県及び林業体との調整をもって、森林環境譲与税の活用も検討しながら、その早期具現化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷 正君） 横嶋議員。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 一般質問を終わります。

○議長（谷 正君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（谷 正君） 本日の議事件目は終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 谷 正

署 名 議 員 黒 田 利 貴 男

署 名 議 員 宮 田 和 彦

令和3年9月定例町議会

(第2日 9月8日)

令和3年9月南伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

令和3年9月8日(水)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報第 7号 令和2年度南伊豆町健全化判断比率について
- 日程第 3 報第 8号 令和2年度南伊豆町資金不足比率について
- 日程第 4 議第58号 南伊豆町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議第59号 南伊豆町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議第60号 南伊豆町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 7 議第61号 令和2年度南伊豆町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 8 議第62号 令和3年度南伊豆町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 9 議第63号 令和3年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議第64号 令和3年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議第65号 令和3年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議第66号 令和3年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議第67号 令和2年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議第68号 令和2年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議第69号 令和2年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議第70号 令和2年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議第71号 令和2年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議第72号 令和2年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 議第73号 令和2年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 議第74号 令和2年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 2 1 議第 7 5 号 令和 2 年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導
主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 2 議第 7 6 号 令和 2 年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第 2 3 議第 7 7 号 令和 2 年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認
定について
- 日程第 2 4 議第 7 8 号 令和 2 年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認
定について
- 日程第 2 5 議第 7 9 号 令和 2 年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認
定について
- 日程第 2 6 議第 8 0 号 令和 2 年度南伊豆町水道事業会計決算認定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	黒 田 利貴男 君	2 番	宮 田 和 彦 君
3 番	比野下 文 男 君	4 番	加 畑 毅 君
5 番	谷 正 君	6 番	長 田 美喜彦 君
7 番	稲 葉 勝 男 君	8 番	清 水 清 一 君
9 番	漆 田 修 君	10 番	齋 藤 要 君
11 番	横 嶋 隆 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 克 仁 君	副 町 長	橋 本 元 治 君
教 育 長	佐 野 薫 君	総 務 課 長	渡 邊 雅 之 君
企 画 課 長	菰 田 一 郎 君	地 方 創 生 室 長	勝 田 智 史 君
地 域 整 備 課 長	飯 田 満 寿 雄 君	商 工 観 光 課 長	大 野 孝 行 君

町民課長	齋藤重広君	健康増進課長	山田日好君
福祉介護課長	高橋健一君	教育委員会 教育事務局長	佐藤由紀子君
生活環境課長	高野克巳君	会計管理者	佐藤禎明君
代表監査委員	高橋正明君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 廣田哲也 係 長 内藤彰一

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（谷 正君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、令和3年9月南伊豆町議会定例会本会議第2日の会議を開きます。

昨日も申し上げましたが、本町では、5月1日より10月末日までの間、クールビズを奨励しておりますので、よろしくお願いいたします。

上着の着脱については、各自のご判断でお願いします。

本日の本会議にかけられている議題は決算関係でございますので、本日は高橋正明代表監査委員に出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。

◎議事日程説明

○議長（谷 正君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷 正君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

1 番議員 黒 田 利貴男 君

2 番議員 宮 田 和 彦 君

◎報第7号の上程、説明、質疑

○議長（谷 正君） これより議案審議に入ります。

報第7号 令和2年度南伊豆町健全化判断比率についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

それでは、報第7号の提案理由を申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率となる4指標の令和2年度数値について監査委員の意見を付して議会へ報告するものであります。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、黒字のため数値はありません。また、実質公債費比率は3か年平均で7.5%、将来負担比率では38.0%となっており、いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。

以上、ご報告を申し上げます。

以上です。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

監査委員の審査意見書の報告については、お手元に配付した意見書をもって報告に代えさせていただきます。また、この後の報第8号議案についても同様とさせていただきますので、ご承知願います。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第8号の上程、説明、質疑

○議長（谷 正君） 次に、報第8号 令和2年度南伊豆町資金不足比率についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 報第8号の提案理由を申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業に係る水道事業会計のほか、公共下水道事業特別会計、子浦漁業集落排水事業特別会計、中木漁業集落排水事業特別会計、妻良漁業集落排水事業特別会計の資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会にご報告するものであります。

水道事業会計では資金に余剰金が出ており、公共下水道事業、子浦漁業集落排水事業、中木漁業集落排水事業及び妻良漁業集落排水事業の4特別会計では、収支が均衡しているため資金不足はありません。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎議第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第58号 南伊豆町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第58号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律等において、押印を求められている関係書類について、これら押印を不要とする改正が行われたことから、本条例において所定の改正を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第58号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第58号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第59号 南伊豆町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第59号の提案理由を申し上げます。

本議案は、吉田地区への運行を廃止するため、南伊豆町自家用有償旅客運送条例の一部を改正するものであります。

詳細については、企画課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

企画課長。

〔企画課長 菰田一郎君登壇〕

○企画課長（菰田一郎君） 議第59号の詳細についてご説明させていただきます。

本議案は、公共交通空白地である青野、吉田、一條地区に町が運行主体となって自家用有償運送を行っている、通称、なのはな号について、吉田地区への運行を廃止するための条例の一部を改正するものであります。

吉田地区へは、吉田線として地区と話合いの上、毎月1回第2金曜日に運行しておりましたが、令和元年度について、平均して0.82名の乗車、令和2年度については利用者はおりませんでした。

吉田地区の区民とは、令和2年11月15日日曜日に意見交換会を開催しましたが、利用はしないというご意見をいただいたところでございます。

このため、令和3年1月15日開催の南伊豆町地域公共交通会議で同意をいただき、令和3年4月1日から吉田線の運行休止、静岡県生活交通確保対策協議会の諸手続を行い、令和3年10月1日から廃止とするものであります。

これにより、吉田地区においては公共交通が存在しない状態になりますが、介護保険事業で実施している、生活支援を伴う外出支援サービスについてを地元で説明しており、現在において、同サービスを利用できる状況となっております。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第59号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第59号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第60号 南伊豆町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第60号の提案理由を申し上げます。

昭和45年以来、5次にわたり制定された「過疎地域自立促進特別措置法」が、令和3年3

月末日で失効したことに伴い、過疎地域において、総合的かつ計画的な対策を引き続き実施するための新たな法律、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が、令和3年3月26日に成立し、4月1日から施行されております。

本議案は、同法第8条第1項の規定に基づき策定した「南伊豆町過疎地域持続的発展計画」について、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細については、先般の全員協議会でご説明したとおりであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

横嶋議員。

○11番（横嶋隆二君） 南伊豆町過疎地域持続的発展計画案に関して一言意見を述べたいと思います。

もちろん全体否定するものではありませんし、賛成なんですけど、これでこの事業をやって、あるいは過去にも過疎法の下に計画を積み重ねてきたと、過疎法そのものの在り方が問われているのではないかというふうに思います。こうした計画をやって10年経たところで、これは5年の計画ですけれども、この過疎を脱却する見通しができるかという点で言うと、やはりそう簡単にはいかないだろうと。私は現時点の状況を見ると、過去から遡って、いわゆる教訓として浮かぶのは、いわゆる過疎地域と言われているところの地方交付税なりの算定基準、いわゆる地方交付税算定する基準財政需要額の算定基準そのものを見直しをすることをやはり自治体から市長会等々を通じて、これを意見、議会も意見を言っていくということ無

しには、これは到底いかない。いわゆる今まで3割自治とか言われて、これが否定的な要素に見られていましたけれども、ナショナルミニマムの観点から言えば、これを8割自治とか9割自治にしていけないと、もう少し交付税の割合を下に厚くしていけないと、首都圏1極集中は収まらないし、少子化等々の問題も解決しない。過疎の脱却もできないということと言及しつつ、賛成の討論として、地域がより発展して続いていくことに私も非力ながら力を尽くす決意でございます。

○議長（谷 正君） ほかに討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第60号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第60号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第61号 令和2年度南伊豆町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第61号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和2年度南伊豆町水道事業会計における前年度繰越利益剰余金3,525万8,372円から、当年度純損失2,022万4,929円を差し引いた1,503万3,443円を当年度未処分利益剰余金としたいもので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものがあります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第61号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第61号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第62号 令和3年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第62号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,207万6,000円を追加し、予算の総額を55億314万5,000円としたいものであります。

歳出の主なものでは、児童福祉費3,182万8,000円、水産業費1,232万2,000円、道路橋梁費1,523万4,000円、小学校費1,460万5,000円などを追加し、財源として繰越金2,871万7,000円、雑入1,937万6,000円、町債4,260万円などを追加するものであります。

詳細については、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） 議第62号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページ目をご覧くださいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に9,207万6,000円を追加し、予算の総額を55億314万5,000円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります主な補正項目からご説明をさせていただきます。

予算書の26ページ、27ページをご覧くださいと思います。

3款民生費の2項2目児童福祉施設費では、南伊豆認定こども園運営事務に3,335万8,000円を増額させていただきました。これは、令和4年4月の認定こども園一園化に当たり利用定員数の見直しを行い、定員数に応じた面積要件を満たすとともに、年齢に応じた設備を整備するため、従前の子育て支援センター室に沐浴室や調乳室を整備し、ゼロ歳児用の保育室として改修を行い、統合による児童の増加に対応するものでございます。

続きまして、28ページ、29ページをご覧くださいと思います。

5款農林水産業費の3項3目漁業集落排水事業費では、988万円を増額させていただきました。これは、入間漁業集落排水施設が供用開始から34年が経過し、老朽化による改築費及び維持管理費の増加が見込まれること、また、入間区では人口減少による空き家が増加しており、汚水処理使用料金が減少しているため、地元区による維持管理が困難になると危惧されることから、今後は町及び地元区の財政的負担の軽減を図るため、施設の改修ではなく、接続者を対象に浄化槽を設置するための補助金を交付し、完了後に施設を廃止するという方針にのっとり、処理槽内にある汚泥の引き抜き及び清掃作業と、処理場につながっている排水管を河川及び海へ放流するために布設替えることに係る経費を計上するものでございます。

続きまして、30ページ、31ページをご覧いただきたいと思います。

7款土木費の2項1目道路維持費では、1,623万4,000円を増額させていただきました。これは、職員が定期的を実施しているパトロールで発見した道路の変状箇所や、各区長様から修繕要望のあった箇所について内容を精査し、通行に支障を来しているもの及び来たすおそれのあるものについて修繕を行い、安全・安心な交通の確保を図るものでございます。

最後に、34ページ、35ページをご覧いただきたいと思います。

9款教育費の2項1目学校管理費の南伊豆東小学校管理事務に1,400万円を増額させていただきました。これは、令和4年度に当小学校に肢体の不自由な児童の入学が予定されておりまして、当児童が安心して学校生活を過ごすための設備が不十分であるため、優先トイレの整備、教室からグラウンドへ出るためのスロープの新設、校舎と体育館の間の渡り廊下の段差解消などの改修工事を実施し、校舎のユニバーサルデザイン化を図るものでございます。

続きまして、歳入の主な項目について説明をさせていただきます。

お戻りいただきまして、16ページ、17ページをご覧いただきたいと思います。

南伊豆認定こども園改修工事の財源といたしまして、過疎対策事業債を2,300万円、南伊豆東小学校校舎改修工事の財源として、同じく過疎対策事業債960万円及び公益財団法人静岡県市町村振興協会の公共施設ユニバーサルデザイン化事業助成金440万円を見込みまして、不足する分につきましては、令和2年度繰越金の確定を受け、前年度繰越金を2,871万7,000円計上することで財源のほうを調整させていただきました。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第62号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第62号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第63号 令和3年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第63号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額から64万1,000円を減額し、予算の総額を13億5,924万円としたいものであります。

内訳では、歳出で国民健康保険事業費納付金の確定により64万1,000円を減額し、歳入では、国民健康保険税を同額減額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第63号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第63号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第64号 令和3年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第64号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に15万円を増額し、予算の総額を13億393万1,000円としたいものであります。

内訳では、歳出として地域包括支援センター職員の職員手当等の調整に伴い、地域支援事業費を15万円増額し、この財源として、繰越金を同額増額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第64号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第64号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第65号 令和3年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第65号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に135万5,000円を増額し、予算の総額を1億3,668万8,000円としたいものであります。

内訳では、歳出で本算定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金を38万3,000円減額し、令和2年度事務費負担金の精算分で一般会計繰出金を173万8,000円増額するものであります。

歳入では、同じく本算定実施に伴う後期高齢者医療保険料を70万6,000円減額し、保険基盤安定繰入金12万9,000円、後期高齢者医療広域連合から令和2年度事務費負担金の精算分で、雑入173万8,000円、繰越金19万4,000円を増額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第65号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第65号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第66号 令和3年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第66号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ110万円を増額し、予算の総額を2億5,662万6,000円としたいものであります。

これらは、公共下水道新規接続における公共汚水柵設置工事に係る町単独下水道事業附帯工事費の増額を見込んだものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第66号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第66号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第67号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（谷 正君） 議第67号 令和2年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第67号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和2年度は第6次南伊豆町総合計画執行の初年度であり、持続可能な南伊豆町を目指す中で、人口減少対策をはじめ、産業振興、雇用創出、少子高齢化対策など各種施策の実現に向けて、課・局・室を超えた横断的な連携強化の下、全庁体制で事業展開を推進してまいりました。

また、未曾有の新型コロナウイルス感染症対策においては、感染症の拡大防止と地域経済活性化の両立を目指し、感染症による社会の変化を的確に捉え、「新しい生活様式」に適応した町民生活や、地域経済を支援するための施策に取り組んできたところであります。

令和2年度一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額65億3,912万2,929円、歳出総額62億6,052万8,623円で、差引額2億7,859万4,306円となりました。

このため、翌年度に繰り越すべき財源6,510万3,000円を差し引いた実質収支額は2億1,349万1,306円となりました。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

ここで、先ほど冒頭で報告のときに申し上げていましたように、監査委員の代表監査委員の高橋正明代表監査委員のご出席を仰いでいるものですから、監査委員の決算意見書の報告を求めます。よろしくお願ひします。

〔代表監査委員 高橋正明君登壇〕

○代表監査委員（高橋正明君） それでは、お手元の資料に基づきまして監査報告を申し上げます。

令和2年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和2年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類を審査した。

なお、審査結果に基づく意見は別紙のとおりとする。

令和3年8月19日。

南伊豆町監査委員、高橋正明。同、稲葉勝男。

次ページをお開きください。

令和2年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算審査意見書。

第1、審査の概要。

1、審査の対象。

令和2年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算。

2、審査期間。

令和3年7月13日から令和3年8月19日。

3、審査の方法等。

- (1) 南伊豆町一般会計歳入歳出決算書。
- (2) 南伊豆町一般会計歳入歳出決算事項別明細書。
- (3) 財産に関する調書。
- (4) 主要施策の成果を説明する書類。
- (5) その他説明のために提出された関係書類。

以上の書類を基に、関係法令に準拠して調整されているか、さらに予算が適正かつ効率的に執行されたかを審査した。

第2、審査の結果。

令和2年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算緒表は適法かつ正確に作成され、その収支は適切に処理されているものと認められた。なお、同決算に関する所見は次のとおりである。

以下、1の一般会計決算及び財源状況から7ページ4の資金事情につきましては記載のとおりでございますので、後ほどご確認をいただきたいと思っております。

続きして、7ページ、第4、審査意見。

1、一般会計決算収支について。

形式収支は2億7,859万4,000円、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は2億1,349万1,000円となった。

なお、実質収支から前年度実質収支額を控除した単年度収支額は1億1,006万4,000円で、実質単年度収支は1億2,495万1,000千円の黒字となった。

今後も極力財政安定を図るため基金への積増しができるよう努力されたい。

2、一般会計歳入について。

歳入決算額は前年度と比較すると、15億842万6,000円増加している。主な要因は、国庫支出金11億6,746万3,000円、地方交付税2億88万8,000円、諸収入1億1,976万9,000円、県支出金1億1,976万3,000円、地方消費税交付金3,458万5,000円である。

経常的収入である町税は、対前年比マイナス771万3,000円で、その主なものは、入湯税マイナス687万6,000円、町民税マイナス251万7,000円である。

町税全体の収納率は96.77%(前年度96.66%)で、前年度比0.11%の改善となり、昨年度に引き続き県内でも高水準を維持している。これは、日々の滞納解消に向けた精力的な取組が、着実に成果として現れたと評価することができる。今後もこの取組を継続し、税負担の公平性を保たれるよう努められたい。

また、税外収入については、このような取組を他課と連携し、自主財源の確保に努められたい。

ふるさと納税制度については、1億6,577万9,000円の寄附額(前年度比マイナス435万5,000円)を計上した。その成果は、地域の活性化に大きく貢献しており、引き続きさらなる増加に向け努力してほしい。

3、一般会計歳出について。

前年度決算額との対比では、令和2年度は13億4,057万円増となった。増加した主な要因は、新型コロナウイルス対策として定額給付金を支給したこと、子育て支援センターを新築したこと、プレミアム商品券を発行したこと、同報系デジタル防災無線工事を実施したこと等によるものである。

さらに性質別に前年度と対比してみると、別表6のとおりである。

4、財政分析。

財政力指数は0.31と変わらず低い。県平均、郡平均と比較してもかなり下回っているため、安定的な町政運営をするには、自主財源の確保が重要課題である。

経常収支比率は87.4%となったが、これは経常一般財源の増額が経常経費充当一般財源の増額を上回ったことによるものである。

基金残高比率は、取り崩しにより57.8%となり、前年度より3.6%減少したが、全体的に

はおおむね良好である。

5、町債について。

一般会計残高は52億7,309万1,000円と、前年比1億9,007万1,000円の増加となった。

増加した主な要因は、デジタル同報無線整備事業をはじめ、子育て支援センター建設事業の実施に伴い借り入れた町債の額が、昨年度までに借り入れた町債に対する通常償還金額を上回ったためである。町債残高の増加は、財政健全化指標の悪化につながるため、引き続き、計画的な町債の発行に努められたい。

6、基金について。

財政基盤の安定化を図る財政調整基金は1,488万7,000円の積立てがされ、全体の基金残高は19億1,847万5,000円（前年比4,651万7,000円増）となった。これは、ふるさと応援基金に1億738万2,000円を積み立てたことが主因である。今後、安定的な財政運営を行うため、さらなる基金管理、運用に努められたい。

第5、結びに。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が瞬く間に世界各地に拡散し、感染症パンデミックなど、世界中で過去に経験のない事態となり、我が国、そして当町においても、生活や経済活動に甚大な影響を与えた。

このため、2回のプレミアム商品券発行など、地域経済対策を実施しているが、いまだに先の見えない状況が続いており、地域の中心産業である観光産業においても大きな影響を受けている。

さらに、当町の重要な財源であるふるさと寄附金についても、感謝券需要の低迷などにより、低調な推移となっている。

ふるさと納税制度は、地域産業の活性化に大きく貢献し、また、人口の減少と高齢化が進み、税収の伸びが期待できない状況下の当町にとって大きな財源となっていることから、返礼品の充実を図るなど、財源確保に向けた積極的な取組を期待するものである。

また、日銀による金融緩和政策の長期化により、預貯金の金利はほぼゼロの状況にあり、引き続き資産の保全を図りつつ、新たな運用手法も取り入れながら資金の効率的な活用を図っていくことが重要と考える。

なお、今後は、公共施設等総合管理計画に基づいたインフラ資産の更新等、非常に大きな財政需要が発生すると見込まれるため、基金の確保がさらに重要となると思われる。

健全な財政運営を進めるため、さらなる安定的で持続的な行政基盤の確保に向け、なお一

層の努力が必要であると考える。

令和3年8月19日。

南伊豆町監査委員、高橋正明。同、稲葉勝男。

以上でございます。

○議長（谷 正君） ありがとうございます。

監査委員の決算審査意見書の報告を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 佐藤禎明君登壇〕

○会計管理者（佐藤禎明君） 令和2年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

決算書の3ページ、4ページをご覧ください。

歳入からご報告させていただきますが、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読し、説明とさせていただきます。

1 款町税、収入済額 8 億6,824万4,770円、不納欠損額199万2,863円、収入未済額2,698万6,564円。

2 款地方譲与税、収入済額6,055万8,000円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、3 款から14款までと、16款から20款までは、不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のみ説明とさせていただきます。

3 款利子割交付金60万9,000円。

4 款配当割交付金259万9,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金353万1,000円。

6 款地方消費税交付金 1 億7,949万5,000円。

7 款法人事業税交付金111万3,000円。

8 款ゴルフ場利用税交付金575万5,120円。

9 款自動車取得税交付金ゼロ。

10款環境性能割交付金559万1,595円。

11款地方特例交付金570万4,000円。

12款地方交付税22億7,806万5,000円。

次ページに移りまして、13款交通安全対策特別交付金76万4,000円。

14款分担金及び負担金3,246万9,256円。

15款使用料及び手数料5,202万2,110円、不納欠損額9万4,900円、収入未済額63万4,510円。
この収入未済額の主なものは、道路占用料、河川占用料の未納分でございます。

16款国庫支出金15億2,356万6,492円。主なものは、特別定額給付金事業費補助金8億7,700万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億6,522万8,000円、社会資本整備総合交付金1億3,885万1,000円などでございます。

17款県支出金3億6,640万8,851円。主なものは、新型コロナウイルス感染症拡大防止支援交付金2,180万円、地震・津波対策等減災交付金1億2,649万8,000円などでございます。

18款財産収入721万2,975円。

19款寄附金1億6,973万9,838円。

20款繰入金8,802万9,839円。主なものは、スポーツ振興基金繰入金1,556万1,000円、ふるさと応援基金繰入金3,203万6,000円、公共施設整備基金繰入金3,314万400円などでございます。

21款繰越金1億1,073万8,192円。

22款諸収入2億380万5,891円。主なものは、プレミアム付商品券売上金1億3,489万円などでございます。

次ページに移りまして、23款町債5億7,310万円。

以上、歳入合計では、予算現額68億3,844万4,000円、調定額65億6,883万1,766円、収入済額65億3,912万2,929円、不納欠損額208万7,763円、収入未済額2,762万1,074円。予算現額と収入済額との比較ではマイナス2億9,932万1,071円でございます。

引き続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

9ページ、10ページをご覧ください。

1款議会費6,003万2,415円。

2款総務費17億12万9,826円。翌年度繰越額2,338万円。魅力的な滞在コンテンツ造成委託料、戸籍情報システム改修委託料、戸籍附票システム改修委託料でございます。

また主な支出は、1項総務管理費、12目地域づくり推進費、ふるさと寄附金事業7,274万5,065円、15目基金費、ふるさと応援基金積立金1億772万3,340円、16目特別定額給付金給付事業8億1,055万1,410円などでございます。

3款民生費14億3,512万1,102円。

主な支出は、2項児童福祉費、2目児童福祉施設費、南伊豆認定こども園整備工事1億

5,792万5,900円、園庭・駐車場造成工事3,913万8,000円などがございます。

4款衛生費 5億978万4,243円。翌年度繰越額875万5,000円、一般廃棄物処理基本計画改定委託料でございます。

5款農林水産業費 1億9,385万7,188円。翌年度繰越額550万円、入間漁業集落排水事業浄化槽整備事業費補助金でございます。

6款商工費 4億3,795万5,539円。翌年度繰越額 1億6,130万7,000円、新型コロナウイルス対策プレミアム付商品券事業及び宝探し誘客促進委託料でございます。

また主な支出は、1項商工費、8目新型コロナウイルス対策プレミアム付商品券事業 1億5,246万8,111円などがございます。

7款土木費 5億9,836万2,561円。翌年度繰越額 1億5,978万円、町道石井区内7号線道路改良工事、前原橋橋梁耐震補修工事、青市川河川災害防除工事、志んど川河川災害防除工事及び志んど川用地取得費でございます。

また主な支出は、2項道路橋梁費、3目橋梁維持費、橋梁長寿命化修繕事業、前原橋橋梁耐震補修工事7,859万1,300円、加畑橋橋梁補修工事6,670万4,000円などがございます。

次ページをご覧ください。

8款消防費 4億5,647万9,543円。翌年度繰越額78万4,000円、避難所等に設置する消毒液を購入するための消耗品費でございます。

また主な支出は、1項消防費、5目災害対策費、防災施設管理事務、デジタル同報系防災行政無線整備工事 1億8,672万5,000円などがございます。

9款教育費 4億1,903万6,078円。翌年度繰越額450万円、感染症対策等を徹底しながら円滑に教育活動を継続するための消耗品費及び機器備品と、図書館内のトイレ蛇口等を非接触型にするための施設補修工事でございます。

10款災害復旧費4,823万1,911円。

11款公債費 4億153万8,217円。その内訳は、償還金元金 3億8,302万9,281円、償還金利子 1,850万8,936円でございます。

12款予備費ゼロ。

以上、歳出合計では、予算現額68億3,844万4,000円、支出済額62億6,052万8,623円、翌年度繰越額 3億6,400万6,000円、不用額 2億1,390万9,377円、予算現額と支出済額との比較では 5億,7,791万5,377円で、歳入歳出差引残額は 2億7,859万4,306円でございます。

本決算書の詳細につきましては、次ページ以降の「事項別明細書」、151ページの「実質

収支に関する調書」及び152ページからの「財産に関する調書」並びに、別冊の「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、一般会計歳入歳出における決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あり
りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議なしと認めます。

よって、議第67号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ここで、10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

○議長（谷 正君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議第68号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（谷 正君） 議第68号 令和2年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認
定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長（岡部克仁君） 議第68号の提案理由を申し上げます。

本議案についても同様に、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和2年度決算額は、歳入総額13億8,190万2,142円、歳出総額12億3,146万2,966円で、差引残額1億5,043万9,176円となりました。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告につきましては、お手元に配付した決算審査意見書をもって代えさせていただきます。なお、この後の各特別会計の決算審査意見書の報告も同様とするのでご承知願ひます。

内容説明を求めます。

会計管理者。

[会計管理者 佐藤禎明君登壇]

○会計管理者（佐藤禎明君） 令和2年度 南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の158ページ、159ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

先ほどの一般会計と同様に、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読し、説明とさせていただきます。

1 款国民健康保険税、収入済額2億1,496万4,457円、不納欠損額102万665円、収入未済額1,949万5,118円。

2 款一部負担金、収入済額ゼロ。

3 款使用料及び手数料、収入済額13万2,799円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロですので、収入済額のみ説明とさせていただきます。

4 款国庫支出金、収入済額139万3,000円。

6 款県支出金9億454万8,034円。

7 款財産収入10万5,214円。

8 款繰入金8,983万7,142円。

9 款繰越金 1 億6,003万8,750円。

10款諸収入1,088万2,746円。

歳入合計、予算現額13億1,879万1,000円、調定額14億241万7,925円、収入済額13億8,190万2,142円、不納欠損額102万665円、収入未済額1,949万5,118円、予算現額と収入済額との比較は6,311万1,142円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出について、款、支出済額、翌年度繰越額の順にご説明いたします。

1 款総務費、支出済額403万2,251円、翌年度繰越額ゼロ。

以下、各款とも翌年度繰越額がありませんので、支出済額のみの説明とさせていただきます。

2 款保険給付費 8 億8,432万2,751円。

3 款国民健康保険事業費納付金 3 億2,174万9,013円。

4 款共同事業拠出金45円。

6 款保健事業費1,051万6,366円。

7 款基金積立金10万5,214円

8 款公債費ゼロ。

9 款諸支出金1,073万7,326円。

10款 予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額13億1,879万1,000円、支出済額12億3,146万2,966円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は8,732万8,034円でございます。

歳入歳出差引残額は 1 億5,043万9,176円でありまして、基金繰入額はゼロ円でございます。

なお、詳細につきましては、次ページからの「事項別明細書」、183ページの「財産に関する調書」及び別冊の「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、国民健康保険特別会計歳入歳出における決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議なしと認めます。

よって、議第68号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第69号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（谷 正君） 議第69号 令和2年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第69号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和2年度決算額は、歳入総額13億3,250万3,503円、歳出総額12億955万4,732円で、差引残額1億2,294万8,771円となりました。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 佐藤禎明君登壇〕

○会計管理者（佐藤禎明君） 令和2年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご

説明申し上げます。

決算書の184ページ、185ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

一般会計と同様に、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読し、説明とさせていただきます。

1 款保険料、収入済額 2 億7,344万128円、不納欠損額96万5,063円、収入未済額327万6,174円。

2 款分担金及び負担金、収入済額ゼロ、不納欠損額ゼロ、収入未済額ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のみ説明とさせていただきます。

3 款手数料 3 万100円。

4 款国庫支出金 3 億103万9,295円。

5 款支払基金交付金 3 億1,163万2,564円。

6 款県支出金 1 億8,009万27円。

7 款財産収入223円。

8 款寄附金ゼロ。

9 款繰入金 1 億7,495万3,632円。

10 款繰越金8,872万1,784円。

11 款諸収入259万5,750円。

歳入合計、予算現額12億9,167万3,000円、調定額13億3,674万4,740円、収入済額13億3,250万3,503円、不納欠損額96万5,063円、収入未済額327万6,174円、予算現額と収入済額との比較は4,083万503円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出について、款、支出済額、翌年度繰越額の順にご説明いたします。

1 款総務費、支出済額857万1,183円、翌年度繰越額ゼロ。

以下、各款とも翌年度繰越額がありませんので、支出済額のみ説明とさせていただきます。

2 款保険給付費11億3,023万1,717円。

3 款財政安定化基金拠出金ゼロ。

4 款地域支援事業費3,678万9,677円。

5 款基金積立金1,463万2,000円。

6 款公債費ゼロ。

7 款諸支出金1,933万155円

8 款予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額12億9,167万3,000円、支出済額12億955万4,732円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は8,211万8,268円でございます。

歳入歳出差引残額は1億2,294万8,771円でありまして、このうち基金繰入金はゼロ円でございます。

詳細につきましては、次ページからの「事項別明細書」、213ページの「財産に関する調書」及び別冊の「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、介護保険特別会計歳入歳出における決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議なしと認めます。

よって、議第69号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第70号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（谷 正君） 議第70号 令和2年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第70号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和2年度決算額は、歳入総額1億3,493万4,127円、歳出総額1億3,462万967円で、差引残額31万3,160円となりました。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 佐藤禎明君登壇〕

○会計管理者（佐藤禎明君） 令和2年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の214ページ、215ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

一般会計と同様に、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読し、説明とさせていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、収入未済額8,787万4,000円、不納欠損額8万5,300円、収入未済額29万3,200円。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のみ説明とさせていただきます。

2 款使用料及び手数料1万9,900円。

3 款寄附金ゼロ。

4 款繰入金4,398万6,170円。

5 款繰越金75万9,660円。

6 款諸収入229万4,397円。

歳入合計、予算現額1億3,746万5,000円、調定額1億3,531万2,627円、収入済額1億

3,493万4,127円、不納欠損額8万5,300円、収入未済額29万3,200円、予算現額と収入済額との比較はマイナス253万873円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出について、款、支出済額、翌年度繰越額の順にご説明いたします。

1 款総務費、支出済額192万7,103円、翌年度繰越額ゼロ。

以下、各款とも翌年度繰越額がゼロでございますので、支出済額のための説明とさせていただきます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 億3,042万4,867円。

3 款諸支出金226万8,997円。

歳出合計、予算現額 1 億3,746万5,000円、支出済額 1 億3,462万967円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は284万4,033円でございます。

歳入歳出差引残額は31万3,160円、このうち基金繰入額はゼロ円でございます。

以下、詳細につきましては、次ページからの「事項別明細書」及び別冊の「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、後期高齢者医療特別会計歳入歳出における決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議なしと認めます。

よって、議第70号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第71号～議第73号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（谷 正君） 議第71号 令和2年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第72号 令和2年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、並びに議第73号 令和2年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第71号、議第72号及び議第73号の提案理由を申し上げます。

本3議案についても、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

議第71号 令和2年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算は、歳入総額16万3,763円、歳出総額6万1,981円で、差引額10万1,782円となりました。

議第72号 令和2年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算は、歳入総額75万239円、歳出総額は68万4,545円で、差引額6万5,694円となりました。

議第73号 令和2年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算は、歳入総額586万4,576円、歳出総額583万9,988円で、差引額2万4,588円となりました。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 佐藤禎明君登壇〕

○会計管理者（佐藤禎明君） 令和2年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算、令和2年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算及び令和2年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算について、続けてご説明申し上げます。

それでは、令和2年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の227ページ、228ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読し、説明とさせていただきます。

1 款財産収入、収入済額5,569円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のみ説明とさせていただきます。

2 款繰入金ゼロ。

3 款繰越金15万8,194円。

4 款諸収入ゼロ。

歳入合計、予算現額22万2,000円、調定額及び収入済額16万3,763円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較マイナス5万8,237円でございます。

次のページをご覧ください。

歳出について、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明させていただきます。

1 款総務費、支出済額6万1,981円、翌年度繰越額ゼロ。

歳出合計、予算現額22万2,000円、支出済額6万1,981円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は16万19円でございます。

歳入歳出差引残額10万1,782円は、令和3年度へ繰り越しました。

詳細につきましては、次ページからの「事項別明細書」、236ページの「財産に関する調書」及び別冊の「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

続きまして、238ページ、239ページをご覧ください。

令和2年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算について、歳入からご説明いたします。

款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読いたします。

1 款繰越金、収入済額41万449円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のみ説明とさせていただきます。

2 款諸収入ゼロ。

3 款財産収入33万9,790円。これは、風力発電用地貸付料が主なものでございます。

歳入合計、予算現額75万円、調定額及び収入済額ともに75万239円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ、予算現額と収入済額との比較は239円でございます。

次のページをご覧ください。

歳出について、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明させていただきます。

1 款総務費、支出済額68万4,545円、翌年度繰越額ゼロ。

歳出合計、予算現額75万円、支出済額68万4,545円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は6万5,455円でございます。

歳入歳出差引残額6万5,694円は、令和3年度へ繰り越しました。

詳細につきましては、次ページからの「事項別明細書」、247ページの「財産に関する調書」及び別冊の「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

続きまして、249ページ、250ページをご覧ください。

令和2年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算について、歳入からご説明いたします。

款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読させていただきます。

1 款財産収入、収入済額579万8,940円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ。これは、土地貸付料が主なものでございます。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のみの説明とさせていただきます。

2 款繰入金ゼロ。

3 款繰越金6万5,636円。

4 款諸収入ゼロ。

歳入合計、予算現額587万2,000円、調定額及び収入済額586万4,576円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス7,424円でございます。

次のページをご覧ください。

歳出について、款、支出済額、翌年度繰越額の順にご説明いたします。

1 款総務費、支出済額583万9,988円、翌年度繰越額ゼロ。

歳出合計、予算現額587万2,000円、支出済額583万9,988円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は3万2,012円でございます。

歳入歳出差引残額2万4,588円は、令和3年度へ繰り越しました。

詳細につきましては、次ページからの「事項別明細書」、258ページの「財産に関する調書」及び別冊の「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、南上・南崎・三坂、それぞれの財産区特別会計歳入歳出における決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案3件を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議なしと認めます。

よって、議第71号議案、議第72号議案並びに議第73号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第74号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（谷 正君） 議第74号 令和2年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第74号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和2年度決算額は、歳入総額395円、歳出総額395円の同額であり、差引額はゼロ円であります。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

[会計管理者 佐藤禎明君登壇]

○会計管理者（佐藤禎明君） 令和2年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の260、261ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読し、説明とさせていただきます。

1 款財産収入、収入済額395円。内訳は、土地開発基金利子でございます。不納欠損額及び収入未済額ともにゼロです。

以下、2 款繰入金、3 款繰越金については、収入済額、不納欠損額及び収入未済額がゼロでございます。

歳入合計、予算現額1,000円、調定額及び収入済額ともに395円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス605円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出について説明いたします。

歳出につきましては、款、支出済額の順にご説明いたしますが、各款とも翌年度繰越額がゼロでございますので、支出済額のみご説明とさせていただきます。

1 款公共用地取得費ゼロ。

2 款繰出金395円。

歳出合計、予算現額1,000円、支出済額395円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較605円。

歳入歳出差引残額はゼロでございます。

詳細につきましては、次ページからの「事項別明細書」、269ページの「財産に関する調書」及び別冊の「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、土地取得特別会計歳入歳出における決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議なしと認めます。

よって、議第74号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第75号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（谷 正君） 議第75号 令和2年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第75号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和2年度決算額は、歳入総額3,355万1,521円、歳出総額3,081万9,197円で、差引残額273万2,324円となりました。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 佐藤禎明君登壇〕

○会計管理者（佐藤禎明君） 令和2年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町

指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の270ページ、271ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読させていただきます。

1 款分担金及び負担金、収入済額3,082万1,000円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

2 款繰越金、収入済額273万521円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

歳入合計、予算現額3,355万1,000円、調定額及び収入済額3,355万1,521円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較521円でございます。

次のページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、支出済額3,081万9,197円、翌年度繰越額ゼロ。

歳出合計、予算現額3,355万1,000円、支出済額3,081万9,197円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較273万1,803円。

歳入歳出差引残額は273万2,324円でございます。

詳細については、次ページからの「事項別明細書」及び別冊の「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算における決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議なしと認めます。

よって、議第75号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第76号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（谷 正君） 議第76号 令和2年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第76号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和2年度決算額は、歳入総額3億3,115万9,279円、歳出総額3億1,446万6,279円で、差引残額1,669万3,000円となりました。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者 佐藤禎明君登壇〕

○会計管理者（佐藤禎明君） 令和2年度南伊豆町公共下水道特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の279ページ、280ページをご覧ください。

歳入からご説明いたします。

款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読させていただきます。

1 款分担金及び負担金、収入済額230万4,000円、不納欠損額47万円、収入未済額177万8,000円。

2 款使用料及び手数料、収入済額3,831万5,760円、不納欠損額2,160円、収入未済額5万8,174円。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のみ説明とさせていただきます。

3款国庫支出金ゼロ。

5款繰入金 1億9,107万519円。

7款諸収入 6万9,000円。

8款町債9,940万円。

歳入合計、予算現額 3億5,096万6,000円、調定額 3億3,346万7,613円、収入済額 3億3,115万9,279円、不納欠損額47万2,160円、収入未済額183万6,170円、予算現額と収入済額との比較マイナス1,980万6,721円でございます。

次のページをご覧ください。

歳出について、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明いたします。

1款下水道費、支出済額 1億2,057万8,293円、翌年度繰越額3,319万3,000円。

以下、各款とも翌年度繰越額がゼロでございますので、支出済額のみ説明とさせていただきます。

2款業務費7,798万889円。

3款公債費 1億1,590万7,097円。

4款予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額 3億5,096万6,000円、支出済額 3億1,446万6,279円、翌年度繰越額 3,319万3,000円、不用額330万6,721円、予算現額と支出済額との比較3,649万9,721円。

歳入歳出差引残額1,669万3,000円は、令和3年度へ繰り越しました。

詳細につきましては、次ページからの「事項別明細書」、294ページからの「財産に関する調書」のほか、別冊の「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、公共下水道特別会計歳入歳出決算における決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議なしと認めます。

よって、議第76号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第77号～議第79号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（谷 正君） 議第77号 令和2年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第78号 令和2年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、並びに議第79号 令和2年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第77号、議第78号及び議第79号の提案理由を申し上げます。

本3議案についても、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

議第77号 令和2年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、歳入歳出の総額ともに1,549万5,213円で、差引残額はありません。

議第78号 令和2年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、歳入歳出の総額ともに2,227万3,435円で、差引残額はありません。

議第79号 令和2年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、歳入歳出の総額ともに2,401万1,668円で、差引残額はありません。

詳細については、会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

[会計管理者 佐藤禎明君登壇]

○会計管理者（佐藤禎明君） 令和2年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計、令和2年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計及び令和2年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計について、続けてご説明を申し上げます。

令和2年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の296ページ、297ページをご覧ください。

歳入から、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で朗読いたします。

1 款分担金及び負担金、収入済額20万9,363円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のみ説明とさせていただきます。

2 款使用料及び手数料431万3,765円。

3 款繰入金872万9,959円。

4 款諸収入4万2,126円。

5 款国庫支出金ゼロ。

7 款県支出金ゼロ。

8 款町債220万円。

歳入合計、予算現額1,785万9,000円、調定額及び収入済額ともに1,549万5,213円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス236万3,787円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出について、款、支出済額、翌年度繰越額の順でご説明いたしますが、翌年度繰越額がゼロでございますので、支出済額のみ説明とさせていただきます。

1 款総務費、支出済額477万4,617円。

2 款公債費846万8,346円。

3 款漁業集落環境整備費225万2,250円。

歳出合計、予算現額1,785万9,000円、支出済額1,549万5,213円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較236万3,787円。

歳入歳出差引残額はゼロでございます。

詳細については、次ページからの「事項別明細書」、307ページからの「財産に関する調書」及び別冊の「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

続きまして、309ページ、310ページをご覧ください。

南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入から、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で朗読させていただきます。

1 款分担金及び負担金、収入済額65万1,200円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のみ説明とさせていただきます。

2 款使用料及び手数料353万2,680円。

3 款繰入金436万3,353円。

5 款諸収入3万9,202円。

6 款国庫支出金600万円。

7 款県支出金198万7,000円。

8 款町債570万円。

歳入合計、予算現額2,356万円、調定額及び収入済額2,273万3,435円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス128万6,565円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出については、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明いたしますが、翌年度繰越額がゼロでございますので、支出済額のみ説明とさせていただきます。

1 款総務費487万4,282円。

2 款公債費359万5,528円。

3 款漁業集落環境整備費1,380万3,625円。

歳出合計、予算現額2,356万円、支出済額2,227万3,435円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は128万6,565円。

歳入歳出差引残額はゼロでございます。

詳細については、次ページからの「事項別明細書」、320ページからの「財産に関する調書」及び別冊の「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

次に、322ページ、323ページをご覧ください。

令和2年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順にご説明いたします。

1 款分担金及び負担金、収入済額21万4,951円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロでございますので、収入済額のみ説明とさせていただきます。

2 款使用料及び手数料329万4,430円。

3 款繰入金857万9,736円。

5 款諸収入6万5,551円。

6 款国庫支出金500万円。

7 款県支出金165万7,000円。

8 款町債520万円。

歳入合計、予算現額2,636万5,000円、調定額及び収入済額2,401万1,668円、不納欠損額及び収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス235万3,332円でございます。

次ページをご覧ください。

歳出については、款、支出済額、翌年度繰越額の順で説明いたしますが、翌年度繰越額がゼロでございますので、支出済額のみ説明とさせていただきます。

1 款総務費378万7,283円。

2 款公債費829万760円。

3 款漁業集落環境整備費1,193万3,625円。

歳出合計、予算現額2,636万5,000円、支出済額2,401万1,668円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較235万3,332円。

歳入歳出差引残額はゼロでございます。

詳細については、次ページからの「事項別明細書」、333ページからの「財産に関する調書」及び別冊の「主要施策の成果説明書」をご覧ください。

以上で、子浦・中木・妻良それぞれの漁業集落排水事業特別会計歳入歳出における決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案3件を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議なしと認めます。

よって、議第77号議案、議第78号議案並びに議第79号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第80号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（谷 正君） 議第80号 令和2年度南伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第80号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき議会の承認をいただくもので、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

当期の水道事業収益は3億1,047万5,769円となり、水道事業費用は3億2,451万3,380円となりました。

資本的収支決算額では、企業債及び国県補助金等を含めた収入額で5,486万254円となり、建設改良費のほか企業債償還金等に係る支出額は1億8,900万4,946円となりました。このため、収支において不足する額1億3,414万4,692円は、過年度損益勘定留保資金ほかで補填いたしました。

詳細については、生活環境課長から説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

高橋正明代表監査委員。

〔代表監査委員 高橋正明君登壇〕

○代表監査委員（高橋正明君） それでは、お手元の資料に基づきましてご報告いたします。

令和2年度南伊豆町水道事業会計決算審査意見書。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和2年度南伊豆町水道事業会計決算及び関係帳簿、証書類を審査した。

なお、審査結果に基づく意見は別紙のとおりです。

令和3年7月31日。

南伊豆町監査委員、高橋正明。同、稲葉勝男。

1 ページをお開きください。

令和2年度南伊豆町水道事業会計決算審査意見書。

第1、審査の概要。

1、審査期間。令和3年6月23日から同年7月31日。

2、審査の実施場所。役場庁舎3階会議室。

3、審査の手続。

この決算審査に当たっては、町長から提出された決算書類が、水道事業の経営成績及び財務状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿、証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施した。

ついで、令和2年度の会計処理においては、地方公営企業に導入された新会計基準により本事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行い経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察した。

第2、審査の結果。

1、決算緒表について。

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財務状態をおおむね適正に表示しているものと認める。

以下、2の経営状況についてから6ページ（5）水質検査契約につきましては、記載のとおりでございます。後ほどご確認をお願いしたいと思います。

それでは、6ページ、第3、結び。

令和2年度水道事業会計決算審査の結果については、前述のとおり証拠書類は整備され、会計経理は適正に処理されていることを認めた。

業務状況についてみると、給水人口は7,784人で前年度と比較して199人（2.5%）減少し、給水戸数は4,370戸で71戸（1.6%）減少している。

水道収益に直結する総配水量は131万4,299立方メートルと前年度と比較して37万6,007立方メートル（22.2%）減少し、総有収水量は112万2,793立方メートルと前年度と比較して6万3,666立方メートル（5.4%）減少している。

このことから、有収率は85.43%と同規模団体の全国平均79.83%と比較すると5.6ポイント上回っているが、今後も計画的な老朽配水管の布設替え工事を継続して行うことが重要であり、漏水対策にしっかり対応し、有収率の向上に努められたい。

次に、水道施設整備については、平成29年度から南伊豆町水道事業ビジョンに基づき老朽管の更新等に着手されており、令和2年度においては、国県補助を受けて差田地区内において671メートル、立岩地区内において242メートル、一條地区内において170メートルの配水管布設替え工事が完了した。

また、町単事業としては、蝶ヶ野地区、石井地区の配水管老朽化に伴い338メートルの布設替え工事を行った。

引き続き、今後予想されている大規模災害時の体制強化など災害対策をより一層推進し、施設の改善、更新の実施に当たっては、水需要が減少しているため、適正な能力を備えたダウンサイジングの検討も含め効率的、計画的に行っていくことが必要である。

次に、当年度末未処分利益剰余金は1,503万3,000円となるものの、総収入2億8,867万1,000円に対して総費用3億955万4,000円と、純利益マイナス2,022万4,000円を計上し、収支は大幅な赤字となる。収入の大幅な減少は、コロナ禍という変則的な状況によるものであり、収束後の回復が望まれる。

また、未収金については、令和2年度末129万8,000円と前年度比111万5,000円減少しており、このうち現年度未収金が123万4,000円減少している。これは大口取引先の旅館等が納期限内納付することができたことによるものである。一方、長期及び恒常的未納者についても、給水停止等の対策強化により、減少傾向にあるが、不納欠損処分1万6,000円を計上していることから、今後も水道使用者の負担公平の原則を保つため、なお一層の徴収努力を望むものである。

水道は住民生活の重要なライフラインであり、将来にわたり安定的に提供していかなければならないが、急激な人口減少、観光産業の低迷に伴う流動人口の減少により料金収入は減少し、節水型家庭用品の普及により有収水量の大幅な増加は期待できない状況にある中で、

老朽化した水道施設の更新など多額の設備投資が必要であり、収益に反映されない資本費の増加が見込まれるため、今後はさらに厳しい財務状況となることが推察される。

このような水道事業を取り巻く情勢を認識した上で、平成26年度から導入した民間活力を最大限に活用し、適切な進捗管理の下、健全な事業経営の継続とさらなる合理化・能率化を含めた経営安定化に引き続き努めるとともに、安全・安心・安定した飲料水の供給に取り組まれることを望むものである。

令和3年7月31日。

南伊豆町監査委員、高橋正明。同、稲葉勝男。

以上でございます。

○議長（谷 正君） 監査委員の決算審査意見書の報告を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長 高野克巳君登壇〕

○生活環境課長（高野克巳君） 令和2年度南伊豆町水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

決算書1、2ページをご覧ください。

水道事業会計予算書第3条に係る収益的収入及び支出の決算額になります。

収入から順にご説明いたしますが、本報告は消費税を含むものでございます。

第1款水道事業収益では、予算額3億1,191万3,000円に対しまして、決算額3億1,047万5,769円となり、143万7,231円の減となりました。

内訳では、第1項営業収益で2億3,905万689円、第2項営業外収益で7,076万6,566円となり、第3項特別利益で65万8,514円。

次に支出であります。第1款水道事業費用では、予算額3億3,870万3,000円に対し、決算額3億2,451万3,380円となり、不用額は1,418万9,620円となりました。

内訳としては、第1項営業費用で3億605万9,831円、第2項営業外費用で1,845万3,549円となりました。

また、項目別決算額に係る仮受消費税及び地方消費税等の計算説明については、決算書37ページに記載してございますので割愛させていただきます。

次に、3、4ページをご覧ください。

第4条に係る資本的収入及び支出の決算額でありまして、収入から順にご説明いたします。

第1款資本的収入の予算額5,823万円に対しまして、決算額5,486万254円となり、336万9,746円の減となりました。

内訳では、第1項他会計繰入金が913万6,968円、第2項国県補助金で1,363万3,000円、第3項企業債2,300万円、第5項建設改良工事負担金で902万8,800円、第6項固定資産売却代金6万1,486円となっております。

次に、支出であります。第1款資本的支出の予算額2億605万8,000円に対しまして、決算額1億8,900万4,946円となり、不用額は1,705万3,054円となりました。

この内訳では、第1項建設改良費に1億770万8,249円となり、第2項企業債償還金で8,129万6,697円となりました。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3,414万4,692円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額679万450円、過年度損益勘定留保資金8,151万6,588円、当年度充当額4,583万7,654円で補填いたしました。

次に、5、6ページの損益計算書をご覧ください。

本計算書につきましては、税抜き表示となっております。

1、営業収益では、(1)給水収益から(2)その他営業収益までの合計額で2億1,792万9,828円となりまして、2、営業費用では、(1)原水浄水、送水、配水給水費から(6)その他営業費用までの合計額で2億9,250万6,781円となりました。このため、営業損失は7,457万6,953円となります。

3、営業外収益では、(1)受取利息及び配当金から(4)長期前受金戻入までの合計額が7,074万759円となり、4、営業外費用では、(1)支払利息及び企業債取扱諸費及び(2)雑支出の合計額1,704万7,249円となりましたので、差引営業利益は5,369万3,510円となっております。このため、経常損失は2,088万3,443円となりました。

5、特別利益は、(1)固定資産売却収益で65万8,514円となりました。これは、不要となった水道用地の売却収入でありまして、売却の概要としまして、土地の地番が南伊豆町加納字杉田957番地の3、土地面積33平米を入札により売却したものでございます。

当該、経常損失が当年度純損失2,022万4,929円となり、前年度繰越利益剰余金3,525万8,372円との差し引き1,503万3,443円が、当年度未処分利益剰余金となります。

次の7、8ページは、令和2年度水道事業会計に係る剰余金計算書となっております。資本金には319万6,968円の一般会計繰入金がございましたので、当年度末残高でも15億3,668万5,341円となりました。剰余金のうち、資本剰余金には当年度変動はなく、1,096万3,416円で、利益剰余金は、未処分利益剰余金前年度末残高3,525万8,372円から当年度純損失

2,022万4,929円を差し引いた1,503万3,443円が当年度末残高となりました。このため、資本金と剰余金を合わせた15億6,268万2,200円が当年度末における資本合計残高となります。

次に9、10ページの貸借対照表をご覧ください。

資産の部では、1、固定資産の(1)有形固定資産で、34億4,181万5,378円となっております。なお、当該有形固定資産の明細につきましては、決算書30、31ページに記載の有形固定資産明細書をご確認ください。(2)無形固定資産では、水利権などで306万3,000円でありまして、固定資産の合計額は34億4,487万8,378円となりました。

また、2、流動資産では、現金預金で1億1,407万7,351円、未収金で2,376万9,324円、貯蔵品26万6,680円でありまして、流動資産の合計額では1億3,811万3,355円となり、このことから資産の合計額は35億8,299万1,733円であります。

負債の部では、3、固定負債で企業債9億3,677万1,520円のほか、4、流動負債で1億4,172万4,045円、5、繰延収益9億4,181万3,968円などで、20億2,030万9,533円となっております。

資本の部では、6、資本金として自己資本金15億3,668万5,341円のほか、7、剰余金では、資本剰余金1,096万3,416円に利益剰余金1,503万3,443円を加えた2,599万6,859円となり、資本合計では、15億6,268万2,200円であります。

以上のことから、負債資本合計額は35億8,299万1,733円となり、資産合計額と同額となるものでございます。

本決算書11ページ以降につきましては、令和2年度水道事業に係る事業報告書でありまして、附属書類としてキャッシュフロー計算書、財務諸表等を添付してございますので、後ほどご確認を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、決算内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(谷 正君) 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議なしと認めます。

よって、議第80号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎散会宣告

○議長（谷 正君） 本日の議事件目が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午前11時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 清 水 清 一

署 名 議 員 黒 田 利 貴 男

署 名 議 員 宮 田 和 彦

令和3年9月定例町議会

(第3日 9月28日)

令和3年9月南伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

令和3年9月28日(金)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第67号 令和2年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議第68号 令和2年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議第69号 令和2年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議第70号 令和2年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議第71号 令和2年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議第72号 令和2年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議第73号 令和2年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議第74号 令和2年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議第75号 令和2年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議第76号 令和2年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議第77号 令和2年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議第78号 令和2年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議第79号 令和2年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議第80号 令和2年度南伊豆町水道事業会計決算認定について
- 日程第16 議第81号 工事請負契約の変更について(令和2年度南伊豆町役場庁舎非常用自家発電設備更新工事)

日程第17 議第82号 令和3年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）について

日程第18 発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める
意見書

日程第19 発議第2号 南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

日程第20 各委員会の閉会中の継続調査申出書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	黒田利貴男君	2番	宮田和彦君
3番	比野下文男君	4番	加畑毅君
5番	谷正君	6番	長田美喜彦君
7番	稲葉勝男君	8番	清水清一君
9番	漆田修君	10番	齋藤要君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岡部克仁君	副町長	橋本元治君
教育長	佐野薫君	総務課長	渡邊雅之君
企画課長	菰田一郎君	地方創生室長	勝田智史君
地域整備課長	飯田満寿雄君	商工観光課長	大野孝行君
町民課長	齋藤重広君	健康増進課長	山田日好君
福祉介護課長	高橋健一君	教育委員会 教育事務局長	佐藤由紀子君
生活環境課長	高野克巳君	会計管理者	佐藤禎明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 廣田哲也 係長 内藤彰一

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（谷 正君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、令和3年9月南伊豆町議会定例会本会議第3日の会議を開きます。

本町では、冒頭、議会の初日に申し上げましたが、5月1日より10月末日までの間、クールビズを奨励しておりますので、よろしくお願いいたします。上着の着脱については各自のご判断をお願いいたします。

◎議事日程説明

○議長（谷 正君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷 正君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

1 番議員 黒 田 利貴男 君

2 番議員 宮 田 和 彦 君

◎議第67号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） これより議案審議に入ります。

議第67号 令和2年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 比野下文男君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（比野下文男君） おはようございます。

予算決算常任委員会委員長の比野下です。

それでは、委員会報告を申し上げます。お手元の委員会審査報告書を御覧ください。

本委員会に付託された議第67号 令和2年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、会議規則第77条の規定により報告します。

開催年月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のため出席した町当局の職員は記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第67号 令和2年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

1 款議会費、質疑、意見、要望はありませんでした。

2 款総務費及び関連歳入について、問い、答えということで朗読します。

問 一條の歓迎塔及び青市の広告塔が破壊されているが、今後当局としての対応は。

答 一條の歓迎塔は現在告訴状を提出しており結果待ちである。

問 財政運営の総合的判断または計画性、弾力性、積極性についての認識は。

答 担当の職員と共に考えており、特に問題ないものと思う。

問 E B P Mアドバイザーの講演会の内容は。

答 以前実際にあった議会での一般質問に対し、E B P Mを活用した場合、データを使ってこのような答弁ができるという内容である。

問 地域おこし協力隊の退任後のケアは。

答 退任後については起業支援補助金を本人の意向を確認した上で、移住への協力を行っている。

問 交通安全指導員設置費負担金の使い道は。

答 下田警察署管内に5名の指導員が配属されていて、賀茂地区内は人口割で人件費の負担をしている。

問 過疎計画を進めてきて、これまでの達成度は。今後の計画を進めるに当たり見通しに近づけることは可能か。

答 過去の人口減少率により判断しているが、過疎を脱却できるかという点の判断は難し

い。今後も継続してできるよう計画していく。

問 不納欠損額をなくすためにどのような手続を行っているか。

答 未納者に対して催告書を送付するとともに、滞納が長期化する場合は財産等の差押えを行うなど、静岡地方税滞納整理機構と連携し事務を進めている。

問 収入未済額がいずれ欠損となることもあるのか。

答 本年度はコロナ禍による徴収猶予で未収金が増加している。今後、財産調査等を行うが、換価できる財産がなければ欠損となる可能性はある。

問 ふるさと納税が減少しているが、どのような返礼品を考えているのか。

答 商品開発に努めており、現在220品目を取り揃えている。中でも、冷凍イチゴが人気となっているので、その需要に対応できるよう注力していきたい。

問 再生可能エネルギー農山村活性化について、また、その会社名は。

答 岩殿で進めているバイオマス発電は140キロワットとして、来年12月に売電開始を予定している。会社名は株式会社エジソンパワーである。

関連 原料供給について今まで全く計画性がなかったのでは。

答 林業事業体と供給者側との状況の変異であり、今後どのくらい木材供給が可能か協議していく。

問 マイナンバーカードの普及率は。

答 8月末現在で38.48%である。

3 款民生費及び関連歳入について。

問 認定こども園内にて火災報知器による誤作動が数件見られたが原因は。

答 経年劣化により給食室等での誤作動が数件見られたが、該当する4か所を交換した。残りについては、改修工事に合わせて交換していく。

4 款衛生費及びその関連歳入について。

問 65歳を過ぎるとインフルエンザワクチン接種の費用助成対象となると認識していたが、基準日が年度末ではないのは不公平ではないか。

答 65歳以上が定期接種の対象となるため、インフルエンザ接種開始となる10月1日時点を目安としている。

5 款農林水産業費及び関連歳入について。

問 有害鳥獣等対策協議会補助金の使用目的について。

答 農業振興会、農業委員会、農協、賀茂農林、猟友会にレップジャパンが加入した協議

会であり、備品を購入し、猟友会へ貸出しして有害鳥獣対策に活用した。

問 森林整備計画について。

答 森林整備計画は平成29年度から令和8年度までの10年間のうち、今年で5年の見直しの時期となる。県の森林計画に沿った内容とするが、広葉樹林の森林整備を新たに追加変更していきたい。

問 森林整備計画変更後の見通しは。

答 現状では考えていないが、5年間は広葉樹を伐採していく。

問 地籍調査の進捗状況は。

答 菜の花畑をスタートし、東小・中学校から弓ヶ浜大橋までを今年度は実施する。来年度は弓ヶ浜地区を行う予定である。

問 町営南上プールはコロナ禍により2年間閉鎖しており管理が不十分で老朽化が見られるが、再開の見通しは考えているのか。

答 予算の関係もあるが、来年度は開設できるよう考えている。

6款商工費及びその関連歳入について。

問 下賀茂商店街でのチャレンジショップの運営だが、他地区での運営はどうか。

答 空き店舗を利用しており、物件や集客力を考えると下賀茂商店街がベストと考えている。

問 観光客受入環境整備事業補助金の内容について。

答 観光施設である民宿のトイレの洋式化4件、軽食堂へのWi-Fi整備へ補助を実施している。

問 2年間コロナ禍により特に夏の観光地は疲弊している。今後の支援策を考えているのか。

答 観光面では秋からの伊勢海老祭りで誘客への注力を図り、商工面では第3弾プレミアム付き商品券の販売により、宿泊、小売業者を支援していく。

7款土木費及び関連歳入について。

問 町道の支障木伐採事業補助金により、支障木の伐採がなされていたため、昨年、子浦地区での火災の際にミキサー車による消火がはかどり大いに活躍された。今年度の補助はどうなのか。

答 現在のところ申請はないが、今後重要なことなので周知していく。

8款消防費及び関連歳入について。

問 津波監視カメラの廃止について。

答 3か所は廃止し、今後は東・西海岸の2か所に高所作業車を使用しない場所に設置予定である。

9款教育費及び関連歳入について。

問 情報機器整備について質問があった。

答 プログラミング教育に関しては、かつて山田元校長、情報処理全般は東中佐藤校長で、各学校で選任された委員が行っている。

問 沼津・三島では一部夏休みの延長があったが大丈夫か。

答 本町の学校は環境整備が整っているため、予定通り教育課程は進められた。

10款災害復旧費及び関連歳入について。

質疑、意見、要望はありませんでした。

11款公債費、12款予備費及び関連歳入について。

質疑、意見、要望はありませんでした。

以上です。

○議長（谷 正君） 委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

横嶋議員。

○11番（横嶋隆二君） 令和2年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定に当たって、賛成の討論を行います。

令和2年度は、100年に一度といわれる新型コロナパンデミックが、年初の2月頃から拡大して、この年度中はまさに新型コロナ禍にあった年度でありました。町民生活、経済は困窮して混乱をしましたが、こうした中で政府の施策もありましたが、町としてプレミアム率100%の商品券の発行や、高齢者の廃止された敬老金に替わって支援金を独自に支給する。こうしたことが行われました。町民に還元をされておりますが、同時に指摘をしておきたいのは、岡部町政になって、基本的に町民ファーストの理念による町民生活基盤の充実があり

ました。高齢者においては管理栄養士の指導に基づく高齢者食事サービスをはじめ、高齢者の福祉サービス、各種保健活動の充実がありました。また、高校生バス通学費助成をはじめとした子育て支援は、児童・生徒・学童の保育環境を充実させ、保護者の新型コロナ禍の中でもこれを支える手だてとなりました。小学校、中学校の学校教室のエアコン、早い設置は教育環境の充実をはじめ、こうした中でも落ち着いた教育環境を提供できたというふうに考えております。

こうした点を引き続き充実させていくことは重要だということを指摘しながら、同時に新型コロナ禍で政府に対しては、科学的知見に基づいた施策実施と経済支援、実際には持続化給付金は一度きりであり、やはり経済支援は政府が行わなければ、これは町独自では限界があります。同時に、早い段階でのPCR検査の実施を政府が広範囲に行い、感染の拡大を阻止する、こうした点では注文があります。

もう一つ言及したいのは、一般廃棄物処理に当たっては地球温暖化の防止、CO₂削減の観点から、焼却によらない処理への方向転換を強く求めるものであります。

以上の指摘を含めて、南伊豆町が新型コロナ禍を乗り越えて、将来に向けて発展を続けるために、私も非力ながら力を尽くす決意を表明して賛成の討論とさせていただきます。

○議長（谷 正君） ほかに討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第67号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第67号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第68号～議第70号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第68号 令和2年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第69号 令和2年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及

び議第70号 令和2年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 比野下文男君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（比野下文男君） 予算決算常任委員会委員長の比野下です。

それでは、委員会報告を申し上げます。お手元の委員会審査報告書を御覧ください。

本委員会に付託された議第68号から議第70号までの令和2年度南伊豆町各特別会計歳入歳出決算認定について、会議規則第77条の規定により報告します。

開催年月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のため出席した町当局の職員は記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第68号から朗読します。

議第68号 令和2年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第69号 令和2年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第70号 令和2年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。

議第68号 令和2年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

質疑、意見、要望はありませんでした。

議第69号 令和2年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

問 認知症カフェ運営補助金は、どこでどのような運営がなされているのか。

答 NPO法人風楽と梓友会みなとの園に認知症の人と家族の支援に補助している。

議第70号 令和2年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

質疑、意見、要望はありませんでした。

以上です。

○議長（谷 正君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は議案番号を明示し質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第68号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋議員。

○11番（横嶋隆二君） 議第68号 令和2年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に当たっての反対の討論を行います。

これは、制度に対する意見であります。

その前に、高齢者人口が多い当町で保健活動、健康増進活動の下で、現場は真剣に取り組んでいることは高く評価するものであります。制度の問題そのものに関しては、負担の問題でやはり国がしっかりと負担を元の水準に戻して負担軽減、国民皆保険の状態をしっかりと守るということ、この点を強く主張したいと思えます。

同時に、新型コロナパンデミックの中で明らかになったことは、国民の健康活動、保健活動の上で、昨年のコロナパンデミックの中で公立病院の病床削減、公立病院、公的病院ですね。この病床削減法案を強行採決しました。こうしたことを含めて、この20年来、保健所の体制も半分に減らしてきた。こうしたことがコロナパンデミックの中での国全体での混乱あるいはパンデミックの広がり防止が極めて後手に回ったということ指摘せざるを得ません。こうしたことを改めて国民皆保険の制度を充実することを強く求めて、制度に対する反対の意見とさせていただきます。

○議長（谷 正君） 次に、議第68号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 次に、議第69号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋議員。

○11番（横嶋隆二君） 議第69号 令和2年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に当たって、反対の討論を行います。

これも制度に対する意見であります。現場はやはり高齢者が多い当町で、この現場の取組に関しては敬意を表して評価するものであります。

同時に、介護保険の中では、施設介護者の中での報酬の問題等々、疲弊された声も聞かれます。こうした点を制度がしっかりと捉えて改善をすることを強く求めて、決算認定に当たっての反対の意思を表明させていただきます。

○議長（谷 正君） 次に、議第69号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） 次に、議第70号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋議員。

○11番（横嶋隆二君） 議第70号 令和2年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に当たって、反対の意思を表明します。

そもそも年齢で後期高齢者と分ける制度そのものをなくすべきだという点。同時にコロナパンデミックの中にあって、この高齢者の医療負担を増やしたと。窓口負担を含めて増やしたと、とんでもないことを政府がやりました。こうしたことを撤回して、高齢になっても安心して医療が受けられる、こうした制度に変えていくことを強く求めて、反対の意思を表明させていただきます。

○議長（谷 正君） 次に、議第70号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（谷 正君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第68号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（谷 正君） 賛成多数です。

よって、議第68号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第69号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（谷 正君） 賛成多数です。

よって、議第69号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第70号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（谷 正君） 賛成多数です。

よって、議第70号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第71号～議第74号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第71号 令和2年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第72号 令和2年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第73号 令和2年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について及び議第74号 令和2年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 比野下文男君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（比野下文男君） 予算決算常任委員会委員長の比野下です。

本委員会に付託されました議第71号から議第74号までの令和2年度南伊豆町各特別会計歳入歳出決算認定について、会議規則第77条の規定により報告します。

開催年月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のため出席した町当局の職員は記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第71号から朗読します。

議第71号 令和2年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第72号 令和2年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第73号 令和2年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第74号 令和2年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

質疑、意見、要望はありませんでした。

以上です。

○議長（谷 正君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は議案番号を明示し質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第71号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、議第71号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、議第72号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、議第72号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、議第73号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、議第73号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、議第74号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、議第74号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので討論を終わります。

採決します。

議第71号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第71号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第72号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第72号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第73号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第73号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第74号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第74号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第75号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 次に、議第75号 令和2年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 比野下文男君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（比野下文男君） 予算決算常任委員会委員長の比野下です。

本委員会に付託された議第75号 令和2年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について、会議規則第77条の規定により報告します。

開催年月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のため出席した町当局の職員は記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第75号 令和2年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。

質疑、意見、要望はありませんでした。

以上です。

○議長（谷 正君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので討論を終わります。

採決します。

議第75号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第75号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第76号～議第79号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第76号 令和2年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第77号 令和2年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第78号 令和2年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議第79号 令和2年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 比野下文男君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（比野下文男君） 予算決算常任委員会委員長の比野下です。

本委員会に付託されました議第76号から議第79号までの令和2年度南伊豆町各特別会計歳入歳出決算認定について、会議規則第77条の規定により報告します。

開催年月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のため出席した町当局の職員は記載のとおりです。

議事件目、付託件目、議第76号から朗読します。

議第76号 令和2年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第77号 令和2年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第78号 令和2年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第79号 令和2年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。

議第76号 令和2年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

問 昨年度の下水道加入率はどのぐらいか。今後加入率を増やす方策は。

答 下賀茂地区26.1%、湊地区75.4%、手石地区54.1%で、全体で54.7%である。今後、未接続者についてアンケートをとり、接続への対応に当たっていく。

議第77号 令和2年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

質疑、意見、要望はありませんでした。

議第78号 令和2年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

質疑、意見、要望はありませんでした。

議第79号 令和2年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

質疑、意見、要望はありませんでした。

以上です。

○議長（谷 正君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は議案番号を明示し質疑をお願いいたします。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第76号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、議第76号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。
〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、議第77号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。
〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、議第77号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。
〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、議第78号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。
〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、議第78号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。
〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、議第79号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。
〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、議第79号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。
〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので討論を終わります。
採決します。

議第76号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。
よって、議第76号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。
採決します。

議第77号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。
よって、議第77号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。
採決します。

議第78号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。
よって、議第78号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第79号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第79号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第80号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第80号 令和2年度南伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 比野下文男君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（比野下文男君） 予算決算常任委員会委員長の比野下です。

本委員会に付託された議第80号 令和2年度南伊豆町水道事業会計決算認定について、会議規則第77条の規定により報告します。

開催年月日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、説明のために出席した町当局の職員は記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第80号 令和2年度南伊豆町水道事業会計決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。

質疑、意見、要望はありませんでした。

以上です。

○議長（谷 正君） 委員会報告に対する質疑を行います。

漆田議員。

○9番（漆田 修君） 委員長報告の中で、意見、要望はなかったということですが、質疑はされたと思うんですね。ですから、失念もしくは決算案件に関係ないためにあえて削除されたのか。委員長をいじめているわけじゃないんですけれども、ちょっとお答えいただけます

か。

○議長（谷 正君） 予算決算常任委員会委員長。

○予算決算常任委員会委員長（比野下文男君） 漆田議員の質問に対してはちょっと聞き取れなかったと思います。失礼しました。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

○9番（漆田 修君） 座ってください、どうぞ。

これ、確かに質疑はされているんですよ。水道事業会計の決算認定について、一応二人が質疑しているんですが、失念されたのか、もしくは決算案件に関係ないから、あえて意識的に削除したのか、委員長のそのときのご判断はいかがだったでしょうか。

○議長（谷 正君） 予算決算常任委員会委員長。

○予算決算常任委員会委員長（比野下文男君） 失念いたしました。

○議長（谷 正君） よろしいですか。

ほかに質疑もありませんので質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので討論を終わります。

採決します。

議第80号議案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第80号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第81号の上程、提案説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 議第81号 工事請負契約の変更について（令和2年度南伊豆町役場庁

舎非常用自家発電設備更新工事)を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長(岡部克仁君) 議第81号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和3年3月議会において議決を受けた令和2年度南伊豆町役場庁舎非常用自家発電設備更新工事について、精算に伴う契約額の変更に加え、非常用自家発電設備の切替え及びこれら調整に不測の日数を要することから、工期の延長をお願いするものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(谷 正君) これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますがご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(谷 正君) 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長(谷 正君) 討論する者もありませんので討論を終わります。

採決します。

議第81号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(谷 正君) 全員賛成です。

よって、議第81号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第82号の上程、提案説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君）

議第82号 令和3年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第82号の提案理由を申し上げます。

本議案は予算の総額に歳入歳出それぞれ2,800万円を追加し、予算の総額を55億3,114万5,000円としたいものであります。

歳出については、総務費の総務管理費に2,250万円、教育費の中学校費に550万円を追加するもので、これらの財源として国庫補助金1,537万4,000円、地方交付税113万6,000円、繰越金1,149万円をそれぞれ追加するものであります。

詳細については総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 渡邊雅之君登壇〕

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第82号の内容理由を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧いただきたいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に2,800万円を追加し、予算の総額を55億3,114万5,000円としたいものでございます。

それでは、歳出にかかります補正項目とその財源について御説明をさせていただきます。

予算書の12、13ページを御覧いただきたいと思います。

2款総務費の1項12目地域づくり推進費に2,250万円を増額させていただきました。これはコロナ禍において資金難の中、弓ヶ浜地域の観光宿泊施設等に継続して温泉を供給する弓ヶ浜温泉株式会社を支援し、もって観光の活性化を図るため、同社が昨年に整備した仮設の配湯管を増径し、町道内にその配湯管を埋設する工事費及び安定した湯量を確保するため、源泉周辺の温泉管を改修する工事費に対して補助金を交付するもので、補助率は事業費の4

分の3、2,250万円を上限としたいものでございます。なお、当事業の財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業者支援分1,537万4,000円を充当させていただきます。

次に、6款商工費の1項3目観光費の観光振興事業のうち、誘客促進委託料に391万9,000円を増額させていただきました。これは、10月1日から11月30日に行う伊勢海老まつりに合わせ、8,000円分がお得になる割引キャンペーンを実施する経費として、本年6月定例町議会に上程をさせていただきました一般会計補正予算（第2号）に計上し、ご審議の上、可決していただいたところでございますが、9月13日に受付を開始したところ、昨日現在で用意した8割強に達する申込があったことから、400泊分を新たに追加し、緊急事態宣言の発令と悪天候により落ち込んだ入り込み客の回復と、宿泊施設をはじめとする町内事業所への経済支援を図るものでございます。なお、同経費を計上するに当たり、同事業内の宣伝委託料を同額減額するため、商工費自体の増減はございません。

最後に、9款教育費の3項1目学校管理費に550万円を増額させていただいております。これは、昨今の大雨により、南伊豆東中学校の屋内運動場で雨漏りが確認されたため、原因でございます出入口屋根部分及び2階部分の雨どいを修繕するもので、本施設は教育の用に供することはもとより、災害時の避難所にも指定されていることから、修繕費を本補正予算に計上し、速やかな復旧を図るものでございます。

続きまして、これら事業に対します財源について説明をさせていただきます。

戻っていただきまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

前述いたしました国庫補助金以外の財源といたしましては、前年度繰越金に1,149万円、地方交付税の普通交付税に113万6,000円を増額いたしました。どちらも額の確定によるものでございます。

以上で、内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 正君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

漆田議員。

○9番（漆田 修君） 今回の補正そのものは私は否定するものではありませんが、先ほど総務課長の説明のとおり、地域づくりの推進事業で、実は2019年12月に伊豆新聞に大きく第1面で弓ヶ浜の観光施設の危機というふうな大きな見出しで、実は温泉の供給の問題を大きく報道されましたことは皆さんご承知のとおりであります。

ここで、1年半、約2年間にわたって、この事業をずっと観察してきた人間なんですが、ここで一応4分の3、結局4分の1は事業体の負担ということになろうかと思うんですが、その中で、それ逆だったですか。その中で、実は湯の花橋のたもとに架橋地点があるんですね。従来の弓ヶ浜へ送る送水管、送泉管というんですか、それとあと弓ヶ浜温泉の源泉からの4、5百メートルの部分は、今、仮設で、町道の斜面に架設されているんですね、架橋の架という意味です。ですから、それが埋設だということなんですけれども、実際は、実は、事務組合員を除く組合員が約60軒ぐらいあるんですね、受益者として。従来の拠出金が50万円ですから、3,000万弱の資金の未収金がこの組合としては発生しているわけです。

これは具体的な事業者名を挙げますが、湊地内の温泉業者、水道業者、それに対する支払金が2,800万、こういったものが未払金になっているわけですよ。

今回、町の資金を投入する。財源はさっき言いましたが、そこで私の知りたいのは、その社団法人が町にそういう補助事業を申請する以上は、自分なりの財政状態、いわゆるB S P Lを開始仕分として当初に設定するんですが財源を。それは町のほうに来ているのかどうか。要するに未払金と未収金の関係ですね、B S の。それはちゃんと把握した上での2,250万であるのかどうか。もしそれが確定しないのであれば、私、一般質問で言いましたが、そういったことにつながっちゃうんですね。要するに監査が不十分であるよということにつながってしまいますので、そこは担当の課長、よく熟知されていると思うんですが、お答えをいただけますか。

○議長（谷 正君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

書類としてはいただいているものではございませんけれども、これまで、一社の弓ヶ浜温泉組合の方々、また譲り受けた形での新弓ヶ浜温泉株式会社の方々とはお話を続けてまいりました。その中で財務指標については見せていただいた部分につきましては、未払金といった部分はちょっと確認できなかったかなと思われまして。ただ、役員報酬等を支払わない中で、旧株式会社から引き継いだものの中での内部留保については3,000万円相当が残っておりましたけれども、これについては5年後に向けての更新までの間に使っていく留保金でございますので、今年、来年で一気に使うわけにはいかないというところまでは確認いたしました。その中での結論といたしまして、今回、本設工事を行うに当たっての4分の3程度を補助支援するという結論に至っているところでございます。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

○9番（漆田 修君） 結局60軒のユーザーから50万円ずつの拠出金をいただいて、それが会計年度の初年度に当たるのかちょっと分かりませんが、向こう5年間の、今、課長答弁ですが、向こう5年間の維持管理費にそれを用途として使うんだよというお答えでしたが。それで未収金と未払金は確定したほうがいいと思うんですよ。結局、当初280メートルの仮設工事をするのに、約3,000万弱資金はかかっているわけですね。ですから、それはその当初の話ですと、60軒で50万ずつ出すから、それは工事費に充当できるよと。ついては、それよりもっと大事な、湯の花橋から堤塘敷沿いに仮設を弓ヶ浜大橋まで設置するのに材料費で1億8,000万、全工事費で約2億円かかるよという試算が実は出ているわけです。ですから、その中において、例えば、これ総務省が主管でなりますが、地方財団の交付金というのがあるんですよ。そのうちの25%が各自治体の負担になるんですが、そうなったときに果たして町が自治体が腰を上げるかどうかですよ。2億円の25%としたらかなりの金額になりますね、5,000万ですよ。5,000万を町負担で拠出できるかというような問題もあるんですよ。特定の利益集団のために、例えば、町の99%がそうですということではないわけですから。ですから、今回の2,250万、私は否定するつもりはありませんよ。最初から関わってきた人間ですから。ですから、そこでそのBSを未払金と未収は確定して、向こう5年間の維持管理費はこれぐらいかかるんじゃないですか。そのためには、あなた方は3,000万あるんだから、そこから7割出しなさいと、そういうような働きかけも実は町としてやらなきゃいけないと私は思うんです。その辺は町長のところへ報告上がっていますよね、補正で上がるということとは上がっていますよね。それはどういう認識でされていますか。

○議長（谷 正君） 町長。

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

担当のほうからは報告は当然上がっております。私のほうでも、当初から仮設管を本設にするためにということで、いろいろな補助を使ってやろうというふうな方向で動いてきました。今回も地方創生臨時交付金を使えるということで、一般財源からの持ち出しがないということですので、当事者の法人が今後、当然高齢化、それからこのコロナを機に廃業に向けてという方も正直言っていらっしゃいます。いかに守るかということは、今回もこの伊勢えびまつりもそうですけれども、大変好評を得ているということは、やはり観光には大きく寄与するというふうに判断した中で、4分の3の補助率で2,250万上限ということでさせていただきましたので。また、その蓄えている金額に関しましては、今後の運営費を自分たちで

しっかり賄っていかないと事業者が減る、それから様々な影響があったときに、町はあまりそれ以上は関われない部分もございますので、その辺を判断させていただきました。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

○9番（漆田 修君） これ最後の質問にしますが、結局、これは単純に500ないし600メートルの埋設工事だと思うんですね。歳入のほうでは、結構、町としてはやりくりしているなどという認識では私おりますけれども。最終的に、湯の花橋から下流域、弓ヶ浜にかけての仮設ですね、堤塘敷に非常に強固な管を布設してということになりますと、そうなったときには、社団法人がそれを例えば従来、国道ないし町道に埋設されてある既設の温泉管を掘削して撤去しなきゃならないということも視野に入れなきゃいけない。そうなったときに、その弓ヶ浜温泉から1円契約でその社団法人に譲渡契約しましたね。漁夫の利を得るのは弓ヶ浜温泉株式会社だけになっちゃうんですね。要するに、それを撤去する費用の負担は全くなくて1円で売ったんだ、やれやれ、いい塩梅だと腹では思っていると思うんですよ。ですから、その辺はその関係者によく説明して、こういう将来の財政負担があるんですよということを自治体として説明する義務があると思うんです。それは課長知っていますよね。

○議長（谷 正君） 企画課長。

○企画課長（菰田一郎君） お答えいたします。

その件につきましては、ほぼ一番初めにといったぐらいのタイミングで説明をしております。その状況の中で、これは4キロ全てを改修するという決意を持っての事業の引受け、引継ぎは不可能であるなどという結論に至りまして、その中で、では悪いところを直していこうということで、前事業者さんとも確認、相談をしましたところ、源泉集合小屋周りの4、5百メートルの部分がなかなか改修ができていなくて調子が悪いようだということで、社団等を作る前に、個人の任意の出資という形で数十万円ずつを募って仮設工事をしたということになっております。

その後、地域組織ができた中で、その管を所有したということになっておりますので、今、運営を行っている方々はその件についても承知といたしますか、そこはまず4キロ全部は不可能であるという認識で動いているということになります。

以上です。

○議長（谷 正君） 漆田議員。

○9番（漆田 修君） 関連で申し訳ない。そこは、ちょっと課長、その社団のほうに未収金

が今現在幾らか、それをちょっと確認されたほうが良いと思うんですね。それが5年間のうちの維持管理費のその目途とした資金の用途であるのか、でないのであれば、2,200万の半分返してくださいと、町へ返してくれよと、そういう働きかけもされたらどうですか。これ、後ほど精査して、ちょっとご返事を、この場ではちょっと無理ですからご返事をいただきたいなと思います。ぜひ、半分返してもらったらどうですか、3,000万もあるならね。それ要望しておきます。返事は後でいいです。聞いた後で返事をください。

以上です。

○議長（谷 正君） 答弁はよろしいでしょうか。

○9番（漆田 修君） はい。

○議長（谷 正君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので討論を終わります。

採決します。

議第82号議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（谷 正君） 全員賛成です。

よって、議第82号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで10時50分まで休憩とします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（谷 正君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とします。

本案は、宮田和彦君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

宮田和彦君。

〔2番 宮田和彦君登壇〕

○2番（宮田和彦君） それでは説明いたします。

発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第99条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年9月28日提出。

南伊豆町議会議長 谷正様。

提出者 南伊豆町議会議員 宮田和彦。

なお、賛成者の敬称は省略させていただきます。

賛成者 南伊豆町議会議員 漆田修

賛成者 南伊豆町議会議員 清水清一

賛成者 南伊豆町議会議員 長田美喜彦

賛成者 南伊豆町議会議員 比野下文男

賛成者 南伊豆町議会議員 黒田利貴男

賛成者 南伊豆町議会議員 加畑毅

賛成者 南伊豆町議会議員 稲葉勝男

賛成者 南伊豆町議会議員 齋藤要

賛成者 南伊豆町議会議員 横嶋隆二

提案理由。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠であるため、政府・国会等関係者に別紙意見書を提出するものです。よろしくご審議をお願いします。

○議長（谷 正君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので討論を終わります。

本案は全ての議員より賛成の署名をいただいておりますので、採決します。

お諮りします。

発議第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷 正君） 次に、発議第2号 南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則制定
についてを議題とします。

本案は比野下文男君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

比野下文男君。

〔3番 比野下文男君登壇〕

○3番（比野下文男君） それでは説明いたします。

発議第2号 南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定
により提出します。

令和3年9月28日提出。

南伊豆町議会議長 谷正様。

提出者 南伊豆町議会議員 比野下文男。

賛成者同じく長田美喜彦、以下敬称略いたします。漆田修、清水清一、黒田利貴男、宮田
和彦、加畑毅、齋藤要、稲葉勝男、横嶋隆二。

提案理由。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環
として、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、産前
産後の欠席期間を規定するものとします。また、請願者の利便性の向上を図るため、議会へ
の請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名、
押印に改めるものといたします。併せて、字句の修正も行います。よろしくご審議をお願い
いたします。

○議長（谷 正君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますがご異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（谷 正君） 討論する者もありませんので討論を終わります。

本案は全ての議員により賛成の署名をいただいておりますので、採決します。

お諮りします。

発議第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎各委員会の閉会中の継続審査申出書

○議長（谷 正君） 日程第20、閉会中の継続審査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました「所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項」についてなど、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（谷 正君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（谷 正君） 本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

9月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、令和3年9月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。

どうもお疲れさまでございました。

閉会 午前10時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 谷 正

署 名 議 員 黒 田 利 貴 男

署 名 議 員 宮 田 和 彦

令和3年9月議会定例会審議結果

議案番号	件目	議決年月日	結果
報第7号	令和2年度南伊豆町健全化判断比率について	9月8日	報告
報第8号	令和2年度南伊豆町資金不足比率について	9月8日	報告
議第58号	南伊豆町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について	9月8日	原案可決
議第59号	南伊豆町自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例制定について	9月8日	原案可決
議第60号	南伊豆町過疎地域持続的発展計画の策定について	9月8日	原案可決
議第61号	令和2年度南伊豆町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	9月8日	原案可決
議第62号	令和3年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）	9月8日	原案可決
議第63号	令和3年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	9月8日	原案可決
議第64号	令和3年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）	9月8日	原案可決
議第65号	令和3年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	9月8日	原案可決
議第66号	令和3年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	9月8日	原案可決
議第67号	令和2年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について	9月28日	原案認定
議第68号	令和2年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	9月28日	原案認定
議第69号	令和2年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	9月28日	原案認定
議第70号	令和2年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9月28日	原案認定

議案番号	件目	議決年月日	結果
議第71号	令和2年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について	9月28日	原案認定
議第72号	令和2年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について	9月28日	原案認定
議第73号	令和2年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について	9月28日	原案認定
議第74号	令和2年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	9月28日	原案認定
議第75号	令和2年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月28日	原案認定
議第76号	令和2年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月28日	原案認定
議第77号	令和2年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月28日	原案認定
議第78号	令和2年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月28日	原案認定
議第79号	令和2年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月28日	原案認定
議第80号	令和2年度南伊豆町水道事業会計決算認定について	9月28日	原案認定
議第81号	工事請負契約の変更について（令和2年度南伊豆町役場庁舎非常用自家発電設備更新工事）	9月28日	原案可決
議第82号	令和3年度南伊豆町一般会計補正予算（第5号）	9月28日	原案可決
発議第1号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	9月28日	原案可決
発議第2号	南伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則制定について	9月28日	原案可決